

1 第197回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

安倍内閣総理大臣は平成30年10月2日、内閣改造を行い、第4次安倍改造内閣が発足した。

第197回国会（臨時会）は、10月24日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、衆参両院の本会議において、12月10日までの48日間とする旨議決された。

(院の構成)

参議院では、召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、10常任委員長（内閣、総務、法務、外交防衛、財政金融、厚生労働、農林水産、環境、決算、行政監視）の辞任、13常任委員長の選挙（欠員中の文教科学、国土交通、議院運営含む）、7特別委員会（災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA、消費者問題、震災復興）の設置等が行われた。

衆議院では、召集日当日の本会議で、常任委員長の辞任及び選挙、9特別委員会（災害対策、倫理選挙、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力、地方創生）の設置等が行われた。

(平成三十年度補正予算)

召集日当日、大阪北部地震、平成30年7月豪雨、平成30年台風第21号及び北海道胆振東部地震などの一連の災害の被災地の復旧・復興等への対応を主な内容とする平成三十年度補正予算が衆議院に提出された。

同補正予算は、衆議院では、11月2日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、11月5日から予算委員会において質疑が行われ、同7日に同補正予算を可決した。

11月7日の本会議においても、同補正予算は可決され、成立した（衆参での審査の概要は、後述2（1）参照）。

(所信表明演説等・質疑)

召集日当日、衆参両院の本会議で、安倍内閣総理大臣の所信表明演説及び麻生財務大臣の財政演説が行われ、これに対する質疑（代表質問）が、衆議院で10月29日及び30日、参議院で同30日及び31日にそれぞれ行われた。

(出入国管理法改正案の採決をめぐる動き)

会期末を12月10日（月）に控え、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案（閣法第1号）の採決をめぐり、参議院では同8日（土）に法務委員会、本会議が開会された。

12月6日（木）法務委員会において、内閣総理大臣が出席して質疑を行った後、休憩に入ったところ、休憩中に法務委員長横山信一君解任決議案が提出されたため、法務委員会は休憩のまま散会となった。翌7日（金）に本会議が開かれ、法務委員長解任決議案を否決、農林水産委員長堂故茂君解任決議案（同6日提出）を否決し、本会議が休憩に入ったところ、この間、法務大臣山下貴司君問責決議案

が提出された。午後7時31分に再開された本会議で法務大臣問責決議案を否決、内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案が提出され、再び本会議は休憩となった。午後10時11分に再開された本会議において、内閣総理大臣問責決議案は否決され、本会議は午後11時29分に延会となった。同7日（金）に開会を予定していた法務委員会は、会議を開くに至らなかった。

12月8日（土）、法務委員会は閣法第

1号につき、質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、可決すべきものと決定した。その後、午前1時21分に本会議が開会され、8委員会14件の議了案件につき採決を行った後、緊急上程された閣法第1号につき、討論を行い、採決の結果、可決され、本会議は午前4時8分に散会となった（衆参での出入国管理法改正案（閣法第1号）の審査の概要は、後述3（3）参照）。

2 予算・決算

（1）平成三十年度補正予算

平成三十年度補正予算2案は、10月24日、衆議院に提出された。

衆議院では、予算委員会において、10月31日に趣旨説明を聴取し、翌11月1日から質疑を行った。同2日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算2案を可決すべきものと決定した。

11月2日の本会議において、採決の結果、補正予算2案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、11月5日に趣旨説明を聴取し、同日及び同7日に総括質疑を行い、同7日に締めくくり質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算2案を可決すべきものと決定した。

11月7日の本会議において、採決の結果、補正予算2案は可決され、成立した。

（2）平成二十九年度決算

平成二十九年度決算外2件は、平成30年11月20日に提出された。

3 法律案・条約・決議

（審議の概況）

内閣提出法律案は、今国会提出13件、継続4件のうち、15件が成立した（成立率88.2%）。

参議院議員提出法律案は、今国会提出75件のうち、2件が成立した（成立率2.7%）。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出13件、継続27件のうち、7件が成立した（成立率17.5%）。

条約は、今国会提出3件の全てが成立した（成立率100.0%）。

決議案は、今国会提出5件のうち、否決4件、撤回1件でいずれも成立しなかった。

（1）日欧EPA、日欧SPA

日本と欧州連合との間において経済上の連携のための幅広い分野での枠組みを設ける「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承

認を求めるの件」(閣条第1号)並びに日本と欧州連合及び欧州連合構成国との間で、政治、安全保障、経済等の幅広い分野における協力を促進する「日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件」(閣条第2号)が、11月6日、衆議院に提出された。

衆議院では、11月20日の本会議で両件について趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両件が付託された外務委員会で、同21日に趣旨説明を聴取し、同28日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両件を承認すべきものと決定した。

11月29日の本会議において、両件は、討論の後、承認され、参議院に送付された。

参議院では、12月3日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両件が付託された外交防衛委員会で、同4日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同6日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両件を承認すべきものと決定した。

12月8日の本会議において、両件は、討論の後、承認され、国会の承認を得た。

(2) 漁業法改正案

最近における漁業をめぐる諸情勢の変化等に対応して、漁業生産力の発展を図るため、漁獲割当ての実施等による水産資源の保存及び管理のための制度の創設、漁業の生産性の向上及び漁場の適切かつ有効な活用を図るための漁業の許可及び免許に係る要件等に関する規定の整備等を内容とする「漁業法等の一部を改

正する等の法律案」(閣法第8号)が、11月6日、衆議院に提出された。

衆議院では、11月15日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された農林水産委員会で、同21日に趣旨説明を聴取し、同22日より質疑を行った。同28日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、可決すべきものと決定した。

11月29日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、11月30日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された農林水産委員会において、12月4日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同7日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案は可決すべきものと決定した。

12月8日の本会議において、同法律案は、討論の後、可決され、成立した。

(3) 出入国管理法改正案

人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受入れを図るため、当該技能を有する外国人に係る新たな在留資格に係る制度を設ける等の措置を講ずるため「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」(閣法第1号)が、11月2日、衆議院に提出された。

衆議院では、11月13日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で、同21日に趣旨説明を聴取し、同日より質疑を行った。同26日には自民、公明及び維新が共同で提出した修正案の趣旨説明を

聴取し、同27日に修正案も議題に含め質疑を行った。同日に質疑を終局した後、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正議決すべきものと決定した。

11月27日の本会議において、同法律案は討論の後、修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、11月28日の本会議において、趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された法務委員会で、同29日に趣旨説明及び衆議院にお

ける修正部分の説明を聴取し、同日より質疑を行った。12月4日には、11月29日に提出された「外国人労働者等の出入国及び在留の適切な管理に関する法律案」（参第69号）の趣旨説明を聴取し、同日より、閣法第1号及び参第69号を一括して議題とし質疑を行った。12月8日に、閣法第1号について質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、可決すべきものと決定した。

12月8日の本会議において、閣法第1号は、討論の後、可決され、成立した。

4 その他

（1）国会同意人事案件

今国会に提出された5機関13名の国会同意人事案件は、両議院の同意を得た。

（2）情報監視審査会

12月6日の審査会において、審査会の調査及び審査の経過及び結果に関する平成29年年次報告書を議決し、議長に提出した。その後、同10日の本会議において、会長が同報告書の概要等について、報告を行った。

2 参議院役員等一覧

役員名		召集日(30.10.24)	会期中選任
議長		伊達 忠一 (無)	
副議長		郡司 彰 (無)	
常任委員 長	内閣	石井 正弘 (自民) ※	
	総務	秋野 公造 (公明) ※	
	法務	横山 信一 (公明) ※	
	外交防衛	渡邊 美樹 (自民) ※	
	財政金融	中西 健治 (自民) ※	
	文教科学	上野 通子 (自民) ※	
	厚生労働	石田 昌宏 (自民) ※	
	農林水産	堂故 茂 (自民) ※	
	経済産業	浜野 喜史 (民主)	
	国土交通	羽田 雄一郎 (民主) ※	
	環境	那谷屋 正義 (立憲) ※	
	基本政策	鉢呂 吉雄 (立憲)	
	予算	金子 原二郎 (自民)	
	決算	石井 みどり (自民) ※	
行政監視	中川 雅治 (自民) ※		
議院運営	末松 信介 (自民) ※		
懲罰	溝手 顕正 (自民)		
特別委員 長	災害対策	山本 博司 (公明) ※	
	沖縄・北方	石橋 通宏 (立憲) ※	
	倫理選挙	渡辺 猛之 (自民) ※	
	拉致問題	山谷 えり子 (自民) ※	
	O D A	松山 政司 (自民) ※	
	消費者問題	宮沢 洋一 (自民) ※	
	震災復興	徳永 エリ (民主) ※	
調査会長	国際経済	水落 敏栄 (自民) ※	
	国民生活	増子 輝彦 (民主)	
	資源	鶴保 庸介 (自民)	
憲法審査会会長		柳本 卓治 (自民)	
情報監視審査会会長		中曽根 弘文 (自民)	
政治倫理審査会会長		吉田 博美 (自民)	
事務総長		郷原 悟	

※召集日選任

3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

会 派	議員数	① 31. 7. 28 任期満了			② 34. 7. 25 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自由民主党・国民の声	126 (19)	21 (5)	48 (4)	69 (9)	20 (5)	37 (5)	57 (10)
公 明 党	25 (5)	7 (1)	4 (1)	11 (2)	7	7 (3)	14 (3)
立憲民主党・民友会	24 (6)	4 (3)	4 (1)	8 (4)	6	10 (2)	16 (2)
国民民主党・新緑風会	23 (5)	4	5	9	4 (1)	10 (4)	14 (5)
日 本 共 産 党	14 (5)	5 (1)	3 (2)	8 (3)	5 (2)	1	6 (2)
日 本 維 新 の 会	11 (2)	3	2	5	3 (1)	3 (1)	6 (2)
希望の会（自由・社民）	6 (3)	1	1	2	2 (2)	2 (1)	4 (3)
希 望 の 党	3 (2)	1 (1)	2 (1)	3 (2)	0	0	0
無 所 属 ク ラ ブ	2 (1)	1	1 (1)	2 (1)	0	0	0
沖 縄 の 風	2 (1)	0	1 (1)	1 (1)	0	1	1
各派に属しない議員	6 (1)	1	2	3	1	2 (1)	3 (1)
合 計	242 (50)	48 (11)	73 (11)	121 (22)	48 (11)	73 (17)	121 (28)
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
定 数	242	48	73	121	48	73	121

() 内は女性議員数

4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は平成31年7月28日任期満了、○印の議員は平成34年7月25日任期満了
また、()内は、各議員の選出選挙区別

【 自由民主党・国民の声 】

(126名)

- | | | |
|----------------|---------------|----------------|
| ○足立 敏之 (比 例) | ○阿達 雅志 (比 例) | 愛知 治郎 (宮 城) |
| ○青木 一彦 (鳥取・島根) | ○青山 繁晴 (比 例) | 赤池 誠章 (比 例) |
| ○朝日 健太郎 (東 京) | 有村 治子 (比 例) | 井上 義行 (比 例) |
| 井原 巧 (愛 媛) | 石井 準一 (千 葉) | ○石井 浩郎 (秋 田) |
| 石井 正弘 (岡 山) | 石井 みどり (比 例) | 石田 昌宏 (比 例) |
| ○磯崎 仁彦 (香 川) | 磯崎 陽輔 (大 分) | ○猪口 邦子 (千 葉) |
| ○今井 絵理子 (比 例) | ○岩井 茂樹 (静 岡) | ○宇都 隆史 (比 例) |
| ○上野 通子 (栃 木) | ○江島 潔 (山 口) | 衛藤 晟一 (比 例) |
| ○小川 克巳 (比 例) | ○小野田 紀美 (岡 山) | 尾辻 秀久 (鹿児島) |
| ○大家 敏志 (福 岡) | 大沼 みずほ (山 形) | 大野 泰正 (岐 阜) |
| 太田 房江 (比 例) | ○岡田 直樹 (石 川) | ○岡田 広 (茨 城) |
| ○片山 さつき (比 例) | ○金子 原二郎 (長 崎) | 木村 義雄 (比 例) |
| 北村 経夫 (比 例) | ○こやり 隆史 (滋 賀) | 古賀 友一郎 (長 崎) |
| 上月 良祐 (茨 城) | 鴻池 祥肇 (兵 庫) | ○佐藤 啓 (奈 良) |
| 佐藤 信秋 (比 例) | 佐藤 正久 (比 例) | 酒井 庸行 (愛 知) |
| 山東 昭子 (比 例) | ○自見 はなこ (比 例) | 島田 三郎 (島 根) |
| 島村 大 (神奈川) | ○進藤 金日子 (比 例) | ○末松 信介 (兵 庫) |
| 世耕 弘成 (和歌山) | ○関口 昌一 (埼 玉) | ○そのだ 修光 (比 例) |
| ○高階 恵美子 (比 例) | 高野 光二郎 (高 知) | 高橋 克法 (栃 木) |
| 滝沢 求 (青 森) | 滝波 宏文 (福 井) | 武見 敬三 (東 京) |
| 柘植 芳文 (比 例) | 塚田 一郎 (新 潟) | ○鶴保 庸介 (和歌山) |
| 堂故 茂 (富 山) | ○徳茂 雅之 (比 例) | 豊田 俊郎 (千 葉) |
| 中泉 松司 (秋 田) | ○中川 雅治 (東 京) | ○中曾根 弘文 (群 馬) |
| ○中西 健治 (神奈川) | ○中西 哲 (比 例) | ○中西 祐介 (徳島・高知) |
| 中野 正志 (比 例) | 長峯 誠 (宮 崎) | ○二之湯 智 (京 都) |
| 二之湯 武史 (滋 賀) | 西田 昌司 (京 都) | ○野上 浩太郎 (富 山) |
| ○野村 哲郎 (鹿児島) | 羽生田 俊 (比 例) | ○長谷川 岳 (北海道) |
| 馬場 成志 (熊 本) | 橋本 聖子 (比 例) | 林 芳正 (山 口) |
| 平野 達男 (岩 手) | ○福岡 資麿 (佐 賀) | ○藤井 基之 (比 例) |
| ○藤川 政人 (愛 知) | ○藤木 眞也 (比 例) | ○藤末 健三 (比 例) |
| 古川 俊治 (埼 玉) | 堀井 巖 (奈 良) | 舞立 昇治 (鳥 取) |
| 牧野 たかお (静 岡) | ○松川 るい (大 阪) | ○松下 新平 (宮 崎) |
| ○松村 祥史 (熊 本) | 松山 政司 (福 岡) | 丸川 珠代 (東 京) |
| 丸山 和也 (比 例) | 三木 亨 (徳 島) | ○三原じゅん子 (神奈川) |
| 三宅 伸吾 (香 川) | ○水落 敏栄 (比 例) | 溝手 顕正 (広 島) |
| ○宮沢 洋一 (広 島) | ○宮島 喜文 (比 例) | 宮本 周司 (比 例) |
| ○元榮 太一郎 (千 葉) | 森 まさこ (福 島) | 森屋 宏 (山 梨) |

柳本 卓治 (大阪)	○山崎 正昭 (福井)	山下 雄平 (佐賀)
山田 修路 (石川)	山田 俊男 (比例)	○山田 宏 (比例)
○山谷 えり子 (比例)	山本 一太 (群馬)	○山本 順三 (愛媛)
吉川 ゆうみ (三重)	吉田 博美 (長野)	和田 政宗 (宮城)
○渡辺 猛之 (岐阜)	渡辺美知太郎 (比例)	渡邊 美樹 (比例)

【 公 明 党 】

(25名)

○秋野 公造 (比例)	○伊藤 孝江 (兵庫)	○石川 博崇 (大阪)
魚住 裕一郎 (比例)	河野 義博 (比例)	○熊野 正士 (比例)
佐々木 さやか (神奈川)	○里見 隆治 (愛知)	杉 久武 (大阪)
○高瀬 弘美 (福岡)	○竹内 真二 (比例)	○竹谷 とし子 (東京)
○谷合 正明 (比例)	新妻 秀規 (比例)	○西田 実仁 (埼玉)
○浜田 昌良 (比例)	平木 大作 (比例)	○三浦 信祐 (神奈川)
○宮崎 勝 (比例)	矢倉 克夫 (埼玉)	山口 那津男 (東京)
山本 香苗 (比例)	山本 博司 (比例)	○横山 信一 (比例)
若松 謙維 (比例)		

【 立憲民主党・民友会 】

(24名)

相原 久美子 (比例)	○有田 芳生 (比例)	○石橋 通宏 (比例)
○江崎 孝 (比例)	小川 勝也 (北海道)	○小川 敏夫 (東京)
風間 直樹 (新潟)	神本 美恵子 (比例)	川田 龍平 (比例)
○小西 洋之 (千葉)	○斎藤 嘉隆 (愛知)	○芝 博一 (三重)
○杉尾 秀哉 (長野)	○那谷屋 正義 (比例)	○難波 奨二 (比例)
野田 国義 (福岡)	○白 眞勲 (比例)	○鉢呂 吉雄 (北海道)
○福山 哲郎 (京都)	○真山 勇一 (神奈川)	牧山 ひろえ (神奈川)
○宮沢 由佳 (山梨)	吉川 沙織 (比例)	○蓮 舫 (東京)

【 国民民主党・新緑風会 】

(23名)

○足立 信也 (大分)	○伊藤 孝恵 (愛知)	石上 俊雄 (比例)
磯崎 哲史 (比例)	大島 九州男 (比例)	大塚 耕平 (愛知)
○大野 元裕 (埼玉)	○川合 孝典 (比例)	○小林 正夫 (比例)
○古賀 之士 (福岡)	○櫻井 充 (宮城)	榛葉 賀津也 (静岡)
○田名部 匡代 (青森)	○徳永 エリ (北海道)	羽田 雄一郎 (長野)
○浜口 誠 (比例)	浜野 喜史 (比例)	藤田 幸久 (茨城)
○舟山 康江 (山形)	○増子 輝彦 (福島)	森本 真治 (広島)
○矢田 わか子 (比例)	○柳田 稔 (広島)	

【日本共産党】

(14名)

井上 哲士 (比例)	○市田 忠義 (比例)	○岩渕 友 (比例)
紙 智子 (比例)	吉良 よし子 (東京)	倉林 明子 (京都)
小池 晃 (比例)	○田村 智子 (比例)	○大門 実紀史 (比例)
○武田 良介 (比例)	辰巳 孝太郎 (大阪)	仁比 聡平 (比例)
山下 芳生 (比例)	○山添 拓 (東京)	

【日本維新の会】

(11名)

○浅田 均 (大阪)	東 徹 (大阪)	○石井 章 (比例)
○石井 苗子 (比例)	○片山 大介 (兵庫)	○片山 虎之助 (比例)
儀間 光男 (比例)	清水 貴之 (兵庫)	○高木 かおり (大阪)
藤巻 健史 (比例)	室井 邦彦 (比例)	

【希望の会(自由・社民)】

(6名)

○青木 愛 (比例)	○木戸口 英司 (岩手)	○福島 みずほ (比例)
又市 征治 (比例)	○森 ゆうこ (新潟)	山本 太郎 (東京)

【希望の党】

(3名)

行田 邦子 (埼玉)	中山 恭子 (比例)	松沢 成文 (神奈川)
------------	------------	-------------

【無所属クラブ】

(2名)

アントニオ猪木 (比例)	薬師寺みちよ (愛知)
--------------	-------------

【沖縄の風】

(2名)

○伊波 洋一 (沖縄)	糸数 慶子 (沖縄)
-------------	------------

【各派に属しない議員】

(6名)

○郡司 彰 (茨城)	伊達 忠一 (北海道)	長浜 博行 (千葉)
○平山 佐知子 (静岡)	山口 和之 (比例)	○渡辺 喜美 (比例)

5 議員の異動

第196回国会閉会後及び今国会（30.10.24召集）中における議員の異動

○会派解散

「国民の声」

30.10.22 解散

○会派名変更

「自由民主党・こころ」

30.10.22 「自由民主党・国民の声」に変更

○所属会派異動・会派所属

－30.10.17 立憲民主党・民友会に入会－

野田 国義君

－30.10.22 自由民主党・国民の声に入会－

藤末 健三君

－30.10.22 国民民主党・新緑風会を退会－

長浜 博行君

1 議案審議概況

閣法は、新規提出の出入国管理法改正案等13件及び本院で継続審査となっていた1件が、いずれも成立した。また、衆議院で継続審査となっていた3件のうち、1件が成立し、残る2件については、衆議院において1件が引き続き継続審査、1件が審査未了となった。

参法は、新規提出75件のうち、循環器病対策基本法案等2件が成立し、残る73件については、いずれも本院において審査未了となった。

衆法は、新規提出13件のうち、ユニバーサル社会推進法案等7件が成立し、残る6件については、いずれも衆議院において継続審査となった。また、衆議院で継続審査となっていた27件は、いずれも衆議院において引き続き継続審査となった。

予算は、2件提出され、いずれも成立した。

条約は、新規提出3件が、いずれも承認された。

予備費は、衆議院で継続審査となっていた2件が、いずれも衆議院において引き続き継続審査となった。

決算は、新規提出4件が、いずれも審査に入るに至らなかった。

決議案は、常任委員長解任決議案3件、国務大臣問責決議案1件、内閣総理大臣問責決議案1件の計5件が提出され、このうち4件が否決、1件が撤回となった。

2 議案件数表

		提出	成立	参 議 院			衆 議 院			備 考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣 法	新 規	1 3	1 3	0	0	0	0	0	0	
	参 継	1	1	0	0	0	0	0	0	
	衆 継	3	1	0	0	0	1	0	1	
参 法	新 規	7 5	2	0	0	7 3	0	0	0	
衆 法	新 規	1 3	7	0	0	0	6	0	0	
	衆 継	2 7	0	0	0	0	2 7	0	0	
予 算		2	2	0	0	0	0	0	0	
条 約	新 規	3	3	0	0	0	0	0	0	
予備費等	衆 継	2	0	0	0	0	2	0	0	
決算その他	新 規	4	0	0	0	4				
決 議		5	0	0	4	0				撤回 1

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号、件名の後の（修）は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案（17件）（継続4件を含む）

●両院を通過したもの（15件）（継続2件を含む）

- 1 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案（修）
- 2 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案
- 3 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
- 4 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 5 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案
- 6 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
- 7 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 8 漁業法等の一部を改正する等の法律案
- 9 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案
- 10 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 11 食品表示法の一部を改正する法律案
- 12 地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律案
- 13 天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案

（第196回国会提出）

- 45 サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案
- 48 水道法の一部を改正する法律案

●衆議院において閉会中審査するに決したもの（継続1件）

（第196回国会提出）

- 56 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案

●衆議院において審査未了のもの（継続1件）

（第196回国会提出）

- 57 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（75件）

●両院を通過したもの（2件）

- 74 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案
- 75 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法案

●本院において審査未了のもの（1件）

- 69 外国人労働者等の出入国及び在留の適切な管理に関する法律案

●本院において委員会に付託されなかったもの（72件）

- 1 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 2 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 3 裁判官弾劾法の一部を改正する法律案
- 4 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

- 5 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案
- 6 柔道整復師法の一部を改正する法律案
- 7 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 8 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 9 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 10 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 11 国家公務員の人件費の総額の削減の推進に関する法律案
- 12 教育無償化等制度改革の推進に関する法律案
- 13 国会法の一部を改正する法律案
- 14 政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案
- 15 独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案
- 16 農地法の一部を改正する法律案
- 17 労働契約の終了の円滑化に関する施策の推進に関する法律案
- 18 地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備に関する法律案
- 19 大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案
- 20 地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案
- 21 児童福祉法の一部を改正する法律案
- 22 国家公務員法の一部を改正する法律案
- 23 地方自治法の一部を改正する法律案
- 24 歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案
- 25 道州制への移行のための改革基本法案
- 26 消費税率の引上げの凍結及び消費税の軽減税率制度の廃止に関する法律案
- 27 医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案
- 28 医療法等の一部を改正する法律案
- 29 世代間格差を是正するための公的年金制度の改革の推進に関する法律案
- 30 災害からの復旧復興に関する被災地方公共団体の長による要請に関する法律案
- 31 地方教育行政改革の推進に関する法律案
- 32 国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案
- 33 森林法の一部を改正する法律案
- 34 領域等の警備に関する法律案
- 35 原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案
- 36 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案
- 37 地方自治法の一部を改正する法律案
- 38 労働基準法の一部を改正する法律案
- 39 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 40 公職の選挙に係る情報通信技術の利用による選挙運動用ポスターに記載される情報の提供に係る措置に関する法律案
- 41 労働基準監督行政の機能強化のための地方労働基準部局の効率的な業務運営の確保に関する法律案
- 42 個人情報保護に関する法律の一部を改正する法律案
- 43 公職の選挙に係る高等学校、大学等における期日前投票の促進に関する法律案
- 44 財政法の一部を改正する法律案

- 45 健康保険法の一部を改正する法律案
- 46 高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 47 国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案
- 48 保育士給与の官民格差の是正に関する法律案
- 49 特定土砂等の管理に関する法律案
- 50 土地の掘削等の規制に関する法律案
- 51 土砂等の置場の確保に関する法律案
- 52 生活保護法の一部を改正する法律案
- 53 当せん金付証券法の一部を改正する法律案
- 54 競馬法の一部を改正する法律案
- 55 自転車競技法の一部を改正する法律案
- 56 小型自動車競走法の一部を改正する法律案
- 57 モーターボート競走法の一部を改正する法律案
- 58 スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案
- 59 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 60 母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改正する法律案
- 61 違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案
- 62 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 63 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 64 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案
- 65 まち・ひと・しごと創生法を廃止する法律案
- 66 社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための措置に関する法律案
- 67 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 68 都市計画法の一部を改正する法律案
- 70 国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案
- 71 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 72 国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案
- 73 中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案

◎衆議院議員提出法律案（40件）（継続27件を含む）

●両院を通過したもの（7件）

- 1 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 5 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律案
- 6 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律案
- 7 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律案
- 8 建築士法の一部を改正する法律案
- 9 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案
- 10 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律案

●衆議院において閉会中審査するに決したのもの（33件）（継続27件を含む）

- 2 政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案

- 3 公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案
- 4 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 11 公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案
- 12 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案
- 13 学校教育の情報化の推進に関する法律案

(第195回国会提出)

- 4 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案
- 5 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
- 8 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

(第196回国会提出)

- 2 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案
- 3 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 4 東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案
- 5 東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案
- 6 対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案
- 7 原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案
- 13 主要農作物種子法案
- 18 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案
- 19 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案
- 21 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案
- 22 会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案
- 23 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案
- 30 国家公務員法等の一部を改正する法律案
- 31 国家公務員の労働関係に関する法律案
- 32 公務員庁設置法案
- 33 農業者戸別所得補償法案
- 35 性暴力被害者の支援に関する法律案
- 37 民法の一部を改正する法律案
- 38 介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案
- 39 保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案
- 40 産後ケアセンターの設置の推進のための児童福祉法及び社会福祉法の一部を改正する法律案
- 41 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案
- 42 日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案
- 43 航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案

◎予算（2件）

●両院を通過したもの（2件）

- 1 平成三十年度一般会計補正予算（第1号）
- 2 平成三十年度特別会計補正予算（特第1号）

◎条約（3件）

●両院を通過したもの（3件）

- 1 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 2 日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件
- 3 社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（継続2件）

●衆議院において閉会中審査するに決したもの（継続2件）

（第196回国会提出）

- 平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

◎決算その他（4件）

●委員会に付託されなかったもの（4件）

- 平成二十九年度一般会計歳入歳出決算、平成二十九年度特別会計歳入歳出決算、平成二十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十九年度政府関係機関決算書
- 平成二十九年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成二十九年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

◎決議案（5件）

●否決したもの（4件）

- 1 法務委員長横山信一君解任決議案
- 3 農林水産委員長堂故茂君解任決議案
- 4 法務大臣山下貴司君問責決議案
- 5 内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案

●撤回されたもの（1件）

- 2 農林水産委員長堂故茂君解任決議案

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 30. 11. 27修正議決 参議院 11. 28法務委員会付託 12. 8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受入れを図るため、当該技能を有する外国人に係る新たな在留資格に係る制度を設け、その運用に関する基本方針及び分野別運用方針の策定、当該外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約並びに当該機関が当該外国人に対して行う支援等に関する規定を整備するほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を総合的に推進するため、法務省の外局として出入国在留管理庁を新設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 出入国管理及び難民認定法の一部改正

- 1 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人を対象とする在留資格「特定技能（一号）」を創設する。
- 2 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人を対象とする在留資格「特定技能（二号）」を創設する。
- 3 政府は、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針を定めなければならない。
- 4 法務大臣は、不足する人材の確保を図るべき産業上の分野を所管する関係行政機関の長等と共同して、当該分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針を定めなければならない。
- 5 特定技能（一号）の在留資格に係る活動を行おうとする外国人と雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関は、当該外国人に対する生活上の支援の実施に関する計画を作成しなければならない。

二 法務省設置法の一部改正

法務省の外局として出入国在留管理庁を置き、同庁の長を出入国在留管理庁長官とするとともに、同庁の任務を「出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ること」と定める。

三 この法律は、一部の規定を除き、平成31年4月1日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、人材が不足している地域の状況を分野別運用方針に明記すること、特定技能の在留資格に係る制度の在り方に関する検討について、「施行後3年を経過した場合」から「施行後2年を経過した場合」に改めること等の修正が行われた。

【附帯決議】(30. 12. 8法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 本法附則第2条の趣旨を踏まえ、人材確保が困難な状況にある地域において外国人労働者により不足する人材を確保するための具体的措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 二 特定技能外国人が日本人と同等額以上の適正な賃金の支払いを受け、公正な処遇を受けるよう、関係省令等に適切な規定を設け、必要があると判断された場合には、報酬の適正性に関する判断基準等を検討するとともに、特定技能雇用契約の適格性を厳正に審査し、関係機関の緊密な連携の下、受入機関及び登録支援機関に対し、賃金の支払状況や支援の実施状況等についての監督を十分に行之、不正行為があったときは厳正に対処すること。
- 三 技能実習に関する制度及び外国人留学生在が出入国管理及び難民認定法第19条第2項の許可を受けて行う報酬を受ける活動に関する制度の運用の実態を検証し、その結果に基づいて、制度又は

運用の見直しその他の必要な措置を講ずること。

- 四 外国人労働者及びその家族に関する社会保障制度及び日本語教育を含む教育制度の在り方について、これら制度の適切な運用を確保しつつ共生社会を実現する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 五 特定技能制度の運用については、生産性向上や国内人材の確保のための取組を十分に行ってもなお人手不足の状況にある分野であることを客観的データ等を用いて適切に判断し、かつ、所要の技能を有することを試験等により正確に判定するなど、制度の趣旨を遵守するとともに、特定技能外国人の受入れにより日本人労働者の労働条件低下を招くことがないように、関係機関の連携の下、状況に応じ、当該分野の受入れ停止を含む適切な対応をとるものとする。
- 六 分野別運用方針に記載する受入れ見込み数は、政府が国会答弁で述べたとおり、当該分野の雇用情勢全般に関わる事項についての大きな変化が生じない限り、受入数の上限として運用すること。
- 七 特定技能外国人の送出国における悪質なブローカーの介在等を防止しつつ有為の外国人材を受け入れるため、送出国当局とも連携しつつ、実効性のある方策を講ずること。
- 八 不法滞在者等を不法に雇い入れる雇用主や不法就労をあっせんする悪徳ブローカーの責任が重大であることに鑑み、関係機関の連携を強化し、不法就労助長行為の防止及び厳格な取締りに努めること。
- 九 我が国に適法に在留する外国人労働者の権利利益が十分に保護されること及び外国人が不当な差別を受けることなく我が国社会で共生していくことの重要性に鑑み、関係機関の連携の下、法令違反、不正行為に対する厳格な対応を行うとともに、ワンストップ型の相談窓口を設けるなどして、外国人が相談をしやすい仕組みの構築を検討すること。
- 十 近年の我が国の在留外国人数の増加を踏まえ、在留外国人からの永住許可申請に対しては、出入国管理及び難民認定法第22条第2項の要件の適合性について、厳格に審査を行うこと。
右決議する。

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)

(衆議院 30. 11. 22可決 参議院 11. 26文教科学委員会付託 12. 5本会議可決)

【要旨】

本法律案は、原子力損害の被害者の保護に万全を期するため、原子力事業者に対する損害賠償実施方針の作成及び公表の義務付け、原子力事業者による特定原子力損害賠償仮払金の支払のために必要な資金の貸付制度の創設、原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介の手段の利用に係る時効の中断の特例に関する規定の新設、原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者に対する政府の援助に係る期限の延長等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、損害賠償実施方針

原子力事業者は、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施を図るための方針を作成し、これを公表しなければならない。

二、特定原子力損害賠償仮払金の支払のための資金の貸付け

- 1 原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法の規定に基づく避難のための立退き又は事業活動の制限等によって生じた特定原子力損害を受けた被害者に対して、当該損害を填補するために賠償額の確定前に支払われる特定原子力損害賠償仮払金の支払を行おうとするときは、支払のために必要な資金の貸付けを行うことを、政府に対し申し込むことができる。
- 2 文部科学大臣は、貸付けの申込みがあった場合において、必要があると認めるときは、遅滞なく、貸付けを決定し、その旨を申込みを行った原子力事業者に通知する。
- 3 政府は、特定原子力損害の賠償額が確定したときは、特定原子力損害賠償仮払金の額に応じ、特定原子力損害の賠償に係る責任保険契約の保険金請求権又は補償契約の補償金請求権を

取得する。

- 4 文部科学大臣は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構に、特定原子力損害賠償仮払金の支払のための資金の貸付けに関する文部科学大臣の権限に係る事務（貸付けの決定を除く。）を行わせることができる。

三、原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介の手続の利用に係る時効の中断の特例

原子力損害賠償紛争審査会が、政令で定める理由により和解の仲介を打ち切った場合において、和解の仲介を申し立てた者がその旨の通知を受けた日から1月以内に訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、和解の仲介の申立ての時に、訴えの提起があったものとみなす。

四、適用期限の延長

原子力損害賠償補償契約の締結及び原子力事業者が賠償すべき額が賠償措置額を超える場合における政府の援助に係る期限を延長し、平成41年12月31日までに開始された原子炉の運転等に係る原子力損害について適用する。

五、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成32年1月1日から施行する。

【附帯決議】(30.12.4文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、今後の損害賠償措置額引上げの在り方については、東京電力福島第一原子力発電所及び同福島第二原子力発電所において発生した事故における甚大な被害を踏まえ、被害者への迅速かつ公正な賠償の実施、被害者への賠償に係る国民負担の最小化、予見可能性の確保といった観点から、必要に応じて、慎重な検討を行うこと。
- 二、原子力損害賠償紛争審査会は、被害者の意見を幅広く聴取した上で、原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を策定するとともに、策定された指針については適時適切に見直すこと。
- 三、政府は、原子力損害賠償紛争審査会の下に置かれた原子力損害賠償紛争解決センターが、迅速に和解を進めることに重要な役割を果たすことを踏まえ、被害者への公正かつ適切な賠償に資するため、同センターによる和解仲介手続の実効性を確保することを検討し、必要な措置を講じること。
- 四、原子力損害賠償に当たり、原子力事故を起こした原子力事業者の株主、金融機関等の利害関係者の負担を含め必要な検討を加えること。
右決議する。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 30.11.20可決 参議院 11.20内閣委員会付託 11.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成30年8月10日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、宿日直手当及び勤勉手当の額等を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給表の改定

指定職俸給表を除く全ての俸給表について、俸給月額を若年層に重点を置きながら引き上げる。

二、諸手当の改定

- 1 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額の限度額を引き上げる。
- 2 宿日直手当について、宿日直勤務1回に係る支給額の限度額及び常直的な宿日直勤務に係る支給月額の限度額をそれぞれ引き上げる。
- 3 勤勉手当の支給割合について、年間0.05月分引き上げる。

三、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。ただし、一及び二は平成30年4月1日から適用する。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 30.11.20可決 参議院 11.20内閣委員会付託 11.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、俸給月額及び期末手当の改定

- 1 秘書官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げる。
- 2 内閣総理大臣等(秘書官を除く。)の期末手当の支給割合について、年間0.05月分引き上げる。

二、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。ただし、一は平成30年4月1日から適用する。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案(閣法第5号)

(衆議院 30.11.22可決 参議院 11.26国土交通委員会付託 11.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、海洋再生可能エネルギー発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施の重要性に鑑み、海洋基本法に規定する海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用を促進するため、基本方針の策定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 政府は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用は、海洋に関する施策との調和を図りつつ、海洋の持続可能な開発及び利用を実現することを旨として、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならないこととする。
- 二 経済産業大臣及び国土交通大臣は、我が国の領海及び内水の海域のうち一定の区域であって、自然的条件が適当である等の基準に適合するものを、関係行政機関の長への協議等を行った上で、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として指定することができることとする。
- 三 経済産業大臣及び国土交通大臣は、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域において海洋再生可能エネルギー発電設備の整備を行うことにより海洋再生可能エネルギー発電事業を行うべき者を公募により選定し、選定した事業者が提出した当該区域内の海域の長期にわたる占用等に係る計画を認定するものとする。
- 四 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 五 この法律は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(30.11.29国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定に当たっては、先行利用者である漁業者の有する漁業権や船舶運航事業者の有する航路通航権等の重要な権利の調整について万全の措置を講ずるとともに、生物多様性への影響の回避についての配慮を確実なものとするため、第8条第5項に基づく協議を通じて示される環境大臣の意見については、その内容を最大限踏まえること。また、利害関係者が同条第4項の規定による意見書を適切に提出できるよう、必要な措置を講ずること。
- 二 海洋再生可能エネルギー発電事業を行う者による洋上風力発電設備の設計施工については、海洋環境の激変による海洋生物への影響を最小限にとどめるための適切な助言及び指導を行うこと。また、地震や台風など災害が多発する我が国の特性に鑑み、洋上風力発電施設に係る海洋の安全の確保が適切に図られるよう、十分留意すること。
- 三 洋上風力発電施設への投資は、陸上風力発電施設と比較し多大な経費がかかることが想定され、施設設置運営後も「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を始め、各種の公的な経営安定対策が不可欠であることから、多様なエネルギー政策の一環として、長期的な視点での助言及び指導を行うこと。
- 四 洋上風力発電施設の事業者が経営破綻した場合又は占用期間経過後に、撤去のための資金不足により洋上に風力発電施設が放棄されることとならないよう、将来の撤去費用の確保を当該事業者に対する占用許可の要件とするとともに、適切な指導監督に努めること。
右決議する。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)

(衆議院 30.11.20可決 参議院 11.20法務委員会付託 11.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 報酬月額改定

一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額を引き上げる。

二 施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は、平成30年4月1日から適用する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 30.11.20可決 参議院 11.20法務委員会付託 11.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 俸給月額改定

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を引き上げる。

二 施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は、平成30年4月1日から適用する。

漁業法等の一部を改正する等の法律案(閣法第8号)

(衆議院 30.11.29可決 参議院 11.30農林水産委員会付託 12.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、資源管理措置並びに漁業の許可及び免許等の漁業生産に関する基本的制度と漁業協同組合制度の一体的な見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、漁業法の一部改正

1 水産資源の保存及び管理

イ 資源管理は、漁獲可能量による管理を行うことを基本とすることとする。

ロ 漁獲可能量による管理は、管理区分ごとの漁獲量の管理により行うこととし、漁獲量の管理は、船舶等ごとに当該管理区分に係る漁獲可能量の範囲内で水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てることにより行うことを基本とすることとする。

ハ 農林水産大臣は、資源調査及び資源評価を行い、資源管理に関する基本方針を定めることとする。

ニ 船舶等ごとに設定された漁獲割当割合は、船舶等とともに譲り渡す場合等に、また、年次漁獲割当量は、他の漁獲割当割合設定者に譲り渡す場合等に、それぞれ農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに限り、移転することができることとする。

2 大臣許可漁業

イ 船舶により行う漁業であって農林水産省令で定めるものを営もうとする者は、船舶ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならないこととする。

ロ 農林水産大臣は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が農林水産大臣が定める割合を下回ると認める場合を除き、船舶の数及び船舶の総トン数その他の船舶の規模に関する制限措置を定めないものとする。

3 漁業権及び沿岸漁場管理

イ 都道府県知事は、5年ごとに、海区漁場計画を定めるものとし、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者等の意見を聴き、当該意見について検討を加え、その結果を公表しなければならないこととする。

ロ 都道府県知事は、同一の漁業権について免許の申請が複数あるときは、存続期間の満了する漁業権（以下「満了漁業権」という。）とおおむね等しいと認められる漁業権について当該満了漁業権を有する者による申請がある場合であって、その者が漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合は、当該者に、これ以外の場合は、漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に、免許をするものとする。

ハ 都道府県知事は、海区漁場計画に基づき、漁業協同組合等を沿岸漁場管理団体として指定することができることとし、沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程に基づき保全活動を行うこととする。

4 海区漁業調整委員会の選出方法の変更

海区漁業調整委員会の委員は、都道府県知事が、議会の同意を得て、任命することとする。

5 密漁対策の強化

この法律に規定する場合を除き、農林水産省令で定める特定水産動植物の採捕を禁止するとともに、これに違反して採捕した者等は3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金に処することとする。

二、水産業協同組合法の一部改正

1 理事等の構成

組合員の漁獲物等の販売の事業を行う漁業協同組合の理事のうち1人以上は、水産物の販売等又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならないこととする。

2 信用事業を行う漁業協同組合等の会計監査人の設置

信用事業を行う漁業協同組合等は、会計監査人を置き、計算書類及びその附属明細書について会計監査人の監査を受けなければならないこととする。

三、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の廃止

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律を廃止することとする。

四、施行期日等

1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令

で定める日から施行することとする。

- 2 政府は、漁業者の収入に著しい変動が生じた場合における漁業の経営に及ぼす影響を緩和するための施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずることとする。
- 3 政府は、この法律の施行後10年以内に、改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 30. 11. 22可決 参議院 11. 26農林水産委員会付託 11. 30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の適確な実施を確保するため、特定農林水産物等に係る地理的表示の使用規制を強化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、先使用期間の制限

登録又は指定の日前から農林水産物等に使用されていた特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示等の使用期間を制限することとする。

二、広告等における特定農林水産物等の名称の表示の規制

広告等における特定農林水産物等に係る地理的表示の使用について規制の対象とすることとする。

三、施行期日

この法律は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の効力発生の日から施行するものとする。

【附帯決議】(30. 11. 29農林水産委員会議決)

特定の産地と品質等の面で結び付きのある農林水産物等の名称を知的財産として保護することは、生産者の利益の増進と需要者の信頼の保護に寄与するものであり、また、当該農林水産物等の生産者の努力を評価するものであることから、一次産業が経済的に大きな比重を占める農山漁村に利益をもたらすものであることを踏まえ、今後は海外における我が国の農林水産物等の名称を不正に使用した製品の流通の抑止等の効果が図られるよう、地理的表示の保護をさらに強化することが必要である。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 先使用期間の制限、広告等における特定農林水産物等の名称の表示の規制等の新たな制度については、関係者に対する周知を徹底すること。特に、広告等における特定農林水産物等の名称の表示の規制等については、広告等における適切な使用方法に係る判断基準を示す等運用の基準を明確にすること。
- 二 我が国と外国との地理的表示の相互保護の推進により、我が国の地理的表示が海外においても保護されるよう努めること。
- 三 海外における我が国の地理的表示を含む農林水産物等の名称等を不正に使用した製品や模倣品の監視に取り組み、そのような製品に対しては生産者団体等と連携して是正措置を求めるとともに、我が国の農林水産物等の名称の海外における第三者による商標登録が防止されるよう必要な対応を行うこと。
- 四 地理的表示保護制度の一般消費者への周知を図るとともに、我が国の登録に係る特定農林水産物等の国の内外における認知度の向上及び輸出促進に努めること。
- 五 地理的表示の登録を目指す産地が行う品質基準の設定、品質管理体制の整備等の取組について、専門家による助言等の支援を充実すること。
- 六 潜在的競争力のある特徴を備えた農林水産物等について、地理的表示保護制度はもとより、地

域団体商標制度等、多様な選択肢を踏まえた上で、生産及び流通の状況に適したブランド化の取組を促進すること。

右決議する。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 30.11.20可決 参議院 11.20外交防衛委員会付託 11.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）の学生手当の月額及び陸上自衛隊の学校の生徒（以下「生徒」という。）の生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定する。
- 二、営外手当の月額を6,020円とする。
- 三、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される12月期の期末手当の支給割合を100分の170とする。
- 四、常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の167.5とする。
- 五、本法律は、公布の日から施行し、一から三については平成30年4月1日から適用する。ただし、四については平成31年4月1日から施行する。

食品表示法の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 30.11.22可決 参議院 11.29消費者問題に関する特別委員会付託 12.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品を回収する食品関連事業者等に回収に着手した旨及び回収の状況の届出を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、食品の回収の届出に関する事項
 - 1 食品関連事業者等は、第6条第8項の内閣府令で定める事項（食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項）について食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をした場合において、当該食品を回収するときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を内閣総理大臣に届け出なければならない。
 - 2 内閣総理大臣は、1による届出があったときは、その旨を公表しなければならない。
 - 3 1による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の罰金に処する。
- 二、施行期日
この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(30.12.5消費者問題に関する特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合として内閣府令を定めるに当たっては、届出を要しない自主回収の範囲を明確に規定し、事業者及び消費者に分かりやすいものとする。
- 二 食品衛生法又は食品表示法に違反する食品の自主回収情報を一元的に提供するシステムを速やかに整備し、本法を可及的速やかに施行するよう努めること。また、本法施行までの間も、現行の消費者庁リコール情報サイトのメールサービスによる情報配信の利便性向上及び周知に努める

こと。

- 三 食品衛生法又は食品表示法に違反する食品の自主回収情報を一元的に提供するシステムを構築するに当たっては、情報を一覧化し、消費者にとって危害性等の種類や情報の重要度が分かりやすいものとなるよう工夫すること。また、システムの存在や活用方法について、事業者及び消費者への普及・啓発に取り組むこと。
- 四 安全性に関わる表示事項（アレルゲン、保存方法、消費期限等）の欠落や誤表示などは健康危害を引き起こすおそれがあることから、消費者への情報提供の迅速性が求められていることに鑑み、自主回収の必要性が生じた時点での情報提供の在り方についても検討すること。
- 五 事業者が自主回収した食品のうち、食品を摂取する際の安全性に影響がないものについては、支援を必要としている人々に提供するなど、できるだけ食品として活用されるよう取り組むこと。また、食品ロスの削減に向けて必要な措置を速やかに講ずること。
- 六 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催などにより訪日外国人旅行者の増加が見込まれることを踏まえ、食品に禁忌のある宗教やベジタリアン等への配慮も含め、訪日外国人旅行者が理解できるよう、食品表示の方法を検討すること。
- 七 食品表示が消費者に十分活用されるよう、食品表示制度の普及、理解の促進等に向け、消費者教育に一層取り組むこと。
右決議する。

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第12号)

(衆議院 30. 11. 22可決 参議院 11. 29政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 12. 8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成31年3月から5月までの間に満了することとなる実情等に鑑み、地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等に対する国民の関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成31年3月から5月までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙等についての選挙の期日

平成31年3月から5月までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙等について、いわゆる90日特例の規定による場合等を除き、原則として、その選挙の期日を都道府県及び指定都市の選挙にあっては、平成31年4月7日、指定都市以外の市、町村及び特別区の選挙にあっては、同月21日に統一する。

二、衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙等についての選挙の期日

一に合わせ、衆議院議員及び参議院議員の補欠選挙等についても、平成31年については、その選挙の期日を4月21日とする。

三、その他

重複立候補の禁止、寄附等の禁止期間の特例等、必要な特例を設ける。

四、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案(閣法第13号)

(衆議院 30. 12. 4可決 参議院 12. 5内閣委員会付託 12. 8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法を踏まえ、天皇の即位に際し、国民こぞって

祝意を表するため、即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日は、休日とする。
- 二、この法律は、公布の日から施行し、天皇の退位等に関する皇室典範特例法の規定による天皇の即位に関して適用する。
- 三、一により休日となる日は、国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日として、同法の規定の適用があるものとする。
- 四、一及び三により休日となる日は、他の法令（国民の祝日に関する法律を除く。）の規定の適用については、同法に規定する休日とする。
- 五、この法律（六を除く。）は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法が同法の規定により効力を失ったときは、その効力を失う。
- 六、五の場合において必要な経過措置は、政令で定める。

【附帯決議】（30.12.6内閣委員会議決）

本法の施行により、来年の4月27日から5月6日まで、土曜日、日曜日を含めて最大10日連続の休日となるため、奉祝の機運が盛り上がる、経済効果が期待される等長期間にわたる休日について歓迎する声がある一方で、国民生活に与える様々な影響への懸念も生じている。

よって政府は、本法の施行による長期間にわたる休日に伴い、国民生活に支障を来すことのないよう、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 国民が天皇の即位をお祝いし、長期間にわたる休日を安全に安心して過ごすことができるよう、電気、ガス、水道等のライフラインの維持はもとより、金融システムの稼働、災害時の対応等に関し、関係機関の緊密な連携協力の下、十全な体制がとられること。
- 二 長期間にわたる医療機関等の休業により患者の治療等に支障を来すことのないよう、当該期間中における各医療機関等の休業日等の周知徹底、休日における医療機関等相互の連携協力体制の確実な運営の確保等、適切な対応がとられること。
- 三 当該期間中及びその前後に、各交通機関の大混雑、宿泊施設の不足等の混乱が予想されるため、関係機関・団体等の密接な連携協力の下、これらの混乱をできるだけ避けるよう、適切な対応がとられること。
- 四 需要の増加により混乱を来すことが懸念される運輸業、小売業等において、予想される状況についての業界による周知徹底等により、取引先、消費者等の理解と協力が得られるようにすること。
- 五 当該期間中に勤務する労働者が長時間労働をすることなく、また、休日の増加が時給制や日給制によって雇用されている労働者の収入減少を招くことのないよう、有給休暇の追加的付与や特別手当の支給など各事業主等において適切な対応がとられること。
- 六 当該期間中、保育施設等を利用する労働者の子どもの保育が確保されるよう、当該労働者の勤務日、勤務時間等についてその事業主ができるだけ配慮するようにすること、複数の保育施設等における連携が確保されるようにすること等、適切な対応がとられること。
- 七 新年度を迎えた直後の学生、生徒、児童及び園児が長期間にわたる休日により心身に影響を被る可能性に十分留意し、これらの者の心身の健康が保たれるよう、関係機関の連携協力により適切な対応がとられること。あわせて、この時期に、ばちんこや公営競技を経験し始める若年者が多いことから、年齢による入場規制等が徹底されるよう関係機関の対応を強化すること。

右決議する。

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案(第196回国会閣法第45号)

（衆議院 30.11.27可決 参議院 11.28内閣委員会付託 12.5本会議可決）

【要旨】

本法律案は、サイバーセキュリティに対する脅威の一層の深刻化に鑑み、サイバーセキュリティ

に関する施策の推進に関し必要な協議を行うため、サイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国務大臣その他関係事業者等を構成員とするサイバーセキュリティ協議会を組織するものとするとともに、サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関する事務をサイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務に追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、サイバーセキュリティ協議会の組織等

- 1 サイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国務大臣（以下「本部長等」という。）は、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な協議を行うため、サイバーセキュリティ協議会（以下「協議会」という。）を組織するものとする。
- 2 本部長等は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - イ 国の関係行政機関の長（本部長等を除く。）
 - ロ 地方公共団体又はその組織する団体
 - ハ 重要社会基盤事業者又はその組織する団体
 - ニ サイバー関連事業者又はその組織する団体
 - ホ 大学その他の教育研究機関又はその組織する団体
 - ヘ その他本部長等が必要と認める者
- 3 協議会は、1の協議を行うため必要があると認めるときは、その構成員に対し、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。この場合において、当該構成員は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。
- 4 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

二、サイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務の追加及び当該事務の委託

- 1 サイバーセキュリティ戦略本部（以下「本部」という。）の所掌事務にサイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関することを追加する。
- 2 本部は、1の追加される事務の一部を、サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人に委託することができる。

三、罰則

一の4に係る規定に違反した者に対する罰則を整備する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

水道法の一部を改正する法律案(第196回国会閣法第48号)

(衆議院 第196回国会30.7.5可決 参議院 第196回国会7.19厚生労働委員会付託 12.5本会議可決 衆議院 12.6可決)

【要旨】

本法律案は、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化等に対応し、水道の基盤の強化を図るため、都道府県による水道基盤強化計画の策定、水道事業者等による水道施設台帳の作成、地方公共団体である水道事業者等が水道施設運営等事業に係る公共施設等運営権を設定する場合の許可制の導入等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 都道府県は、その区域の自然的社会的諸条件に応じて、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等との連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定

し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

- 二 厚生労働大臣は、水道の基盤を強化するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。都道府県は、基本方針に基づき、水道基盤強化計画を定めることができる。
- 三 都道府県は、市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等との連携等の推進に関し必要な協議を行うため、当該都道府県が定める区域において広域的連携等推進協議会を組織することができる。
- 四 水道事業者は、厚生労働省令で定める基準に従い、水道施設を良好な状態に保つため、その維持及び修繕をしなければならない。また、水道事業者は、水道施設の台帳を作成し、保管しなければならない。
- 五 水道事業者は、長期的な観点から、給水区域における一般の水の需要に鑑み、水道施設の計画的な更新に努めなければならない。また、水道事業者は、水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 六 地方公共団体である水道事業者は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第19条第1項の規定により水道施設運営等事業に係る公共施設等運営権を設定しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。
- 七 指定給水装置工事事業者の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 八 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（30.12.4厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、水道の基盤強化に当たっては、水道が極めて公共性の高い、国民の日常生活や命にも直結する貴重な財産であることを踏まえ、全ての国民が水道の恩恵と安心・安全な水の供給を将来にわたって享受できるよう、国、地方公共団体及び水道事業者等の相互の連携を深めること。
- 二、将来にわたって国民生活の安心と安全を確保するとともに、大規模災害の発生等にも備えるため、管路の老朽化への対応及び耐震化の推進等、水道施設の継続的な更新と整備に万全を期すとともに、地方公共団体において施設整備の体制を支える人員及び予算が十分に確保されるよう努めること。また、災害時における速やかな応急給水・応急復旧を図るための組織体制、災害対応システム等が十分に整備・運用されるよう、必要な措置を講ずること。
- 三、水道の基盤強化を図るために、水道事業に携わる人材の確保、技術の継承及び労働環境の改善が必要であることに鑑み、地方公共団体がこれらを実現するために必要な支援を行うこと。特に官民連携を行うに当たって、この点が重要となることを十分認識し、事業運営に支障を来すことのないよう、海外の再公営化事例の検証を含めて総合的な施策を講ずること。
- 四、水道の基盤強化の基本的かつ総合的な施策の推進に当たっては、中山間部、過疎地域や人口減少の著しい地域等の自然的・社会的条件の厳しい地域を抱える地方公共団体や、経営基盤が脆弱な小規模の水道事業者にも十分配慮して、必要な技術的・財政的援助を行うこと。
- 五、水道施設運営権の設定については、水及び水道施設が国民共有の貴重な財産であること、また、重要な生活インフラである水道事業に外国資本が参入する可能性や、将来的に料金が高騰したりサービス品質が低下したりする可能性に留意し、その決定は厳に地方公共団体が住民の意思を十分に踏まえた上での自主的な判断に委ねられるべきであることを大前提に、公正かつ公平な手続や透明性を十分に確保した民間事業者の選定を含め、公共性及び持続性に十分留意したものとすよう、地方公共団体において検討すべき事項の具体的な指針を本法施行までに明示すること。
- 六、水道施設運営権の設定の許可に当たっては、地方公共団体において民間事業者の運営状況をモニタリングするための適切な体制が確保されているかについて厳格に審査を行うとともに、水道料金や水質基準への適合などの規制・モニタリングが確実に実施され、必要に応じ第三者による確認も得つつ、運営における公共性・公平性・公益性の確保を明確にするための具体的な指標等を示すこと。

- 七、水道施設の維持管理、修繕及び計画的な更新が、地域の生活インフラの基盤として極めて重要であることに鑑み、これらの措置が適切に行われるよう、必要な支援を含めた包括的水道事業システムの構築に努めること。
- 八、指定給水装置工事事業者の更新時に取得する修繕対応の可否等の情報、修繕時のトラブル防止や悪質商法に関する情報等を水道利用者に分かりやすく提供するよう、水道事業者に対し指導すること。また、給水装置工事主任技術者、配管工事に携わる者の技術・技能の維持・向上を図るための研修の充実等を通じて指定工事事業者の質の向上を図ること。
- 九、水道の需給バランスの平準化を進める観点等から、水道スマートメーターを含む周辺機器の研究及び開発を促進するため、必要な措置を講ずること。
- 十、上工下水、農業用水等の人間が利用する水のみならず、表流水、地下水等を一体として捉える水循環の視点から水利用の最適化を図ることにより、低廉で高品質な水道水を供給できる体制の維持に努めること。
右決議する。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案(第196回国会閣法第56号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、国家公務員法等において定められている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図ろうとするものである。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(第196回国会閣法第57号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、国家戦略特別区域革新的技術実証事業に係る道路運送車両法等の特例措置の追加等を行おうとするものである。

本院議員提出法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員の受ける歳費については、当分の間、歳費月額から、歳費月額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずること。
- 二、議長、副議長及び議員の受ける期末手当については、一の適用がある間、議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずること。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止しようとするものである。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止しようとするものである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、議員秘書が、一般職公務員の例に準じて、通勤手当を受けることとしようとするものである。

公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公文書等の管理の適正化を図るため、電磁的記録による公文書等の管理、国会議員等からの要求に係る文書の作成、保存期間及び廃棄の概念の廃止等について定めようとするものである。

柔道整復師法の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、柔道整復師が、脱臼又は骨折が疑われる者に応急手当をしようとする場合において、その患部に、一定の条件の下に、撮影のためのエックス線の照射をすることを業として行うことができるようにしようとするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治団体について、その目的に関連する支出又は政治活動に関連する支出以外の支出をしてはならないこととするものである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第8号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公職にある者の政治活動に対する国民の信頼の確保を図るため、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の規定を適用しないこととするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第9号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員は、文書通信交通滞在費の使途をその属する議院の議長に報告し、議長は、その報告に係る文書通信交通滞在費の使途を公開しなければならないこと。
- 二、文書通信交通滞在費について、月の途中で任期が開始した場合又は月の途中で任期満限、解散、死亡等の事由が生じた場合には、日割計算によって支給すること。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、当分の間、議長、副議長及び議員が国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定に基づいて支給を受けた歳費及び期末手当の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2（公職の候補者等の寄附の禁止）の規定は、適用しないこととするものである。

国家公務員の人件費の総額の削減の推進に関する法律案(参第11号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の厳しい財政状況に対処するためには一層の歳出の削減が不可欠であること等に鑑み、国家公務員の人件費の総額の削減を図るための施策を総合的に推進するため、当該施策について、国の責務を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、総人件費削減推進本部を設置しようとするものである。

教育無償化等制度改革の推進に関する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、学校教育等を受けることの重要性に鑑み、教育費用の負担を解消し、又は軽減するための制度の改革を集中的に推進するため、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めようとするものである。

国会法の一部を改正する法律案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、各議院において議員が国政に関し自由に討議する機会が確保されるよう、議院の会議における自由討議の制度を設けようとするものである。

政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政策金融改革が平成18年6月27日において行政改革推進本部が決定した設計どおりに進行していない現状に鑑み、必要な政策金融改革の着実な達成を図るため、株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止するとともに、政府が保有する株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行の株式の処分等について定めるものである。

独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人都市再生機構の業務を全て民間に委ねることが可能となっており、これを全て民間に委ねることがより自由で活力ある経済社会の実現に資することに鑑み、同機構を完全民営化することを定めるとともに、同機構の完全民営化の推進に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにし、並びに同機構の完全民営化に関し必要な措置を定めることにより、同機構の完全民営化を着実に推進しようとするものである。

農地法の一部を改正する法律案(参第16号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、農地所有適格法人以外の法人による農地所有等を可能とするため、農地又は採草放牧地の権利移動について、農地所有適格法人以外の法人が所有権、賃借権等を取得しようとする場合に許可をすることができないこととしている規定等を削るとともに、これに伴う目的規定の改正等を行おうとするものである。

労働契約の終了の円滑化に関する施策の推進に関する法律案(参第17号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、解雇の要件が不明確であること等が解雇その他の労働契約の終了に関する個別労働関係紛争の発生及びその長期化の要因となっていること等に鑑み、労働契約の終了の円滑化に関する施策を重点的に推進するため、労働契約の終了の円滑化に関する施策に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、労働契約の終了の円滑化に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。

地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備に関する法律案(参第18号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備を図るため、その基本理念、介護サービス等に係る施設等に係る基準を地方公共団体の判断に基づいて定めることができるようにするための法制上の措置等について定めようとするものである。

大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案(参第19号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、大規模な災害からの復興のための施策を実施するために必要な国の財源については、国の資産、剰余金及び積立金を最大限活用するものとし、これによってもなお不足する場合においては、当該不足する財源の確保は、まず可能な限り国会議員の歳費及び手当、一般職の国家公務員の給与その他公務員の人件費の削減及びこれに係る措置で国が行うものによるものとし、安易に税制上の措置によらないものとするについて定めようとするものである。

地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案(参第20号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備を図るため、その基本理念、保育サービスに係る施設等に係る基準を地方公共団体の判断に基づいて定めることができるようにするための法制上の措置等について定めようとするものである。

児童福祉法の一部を改正する法律案(参第21号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、保育に係る人材確保のため、登録保育従事者の制度を設けようとするものである。

国家公務員法の一部を改正する法律案(参第22号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の行政機関の職員の人事管理をより厳格なものとする必要があること等に鑑み、人事評価を相対評価により行おうとするものである。

地方自治法の一部を改正する法律案(参第23号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方行政の運営における普通地方公共団体の長の主導性の向上に資するため、普通地方公共団体が、条例で、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長等について、当該普通地方公共団体の長が議会の同意を得て特別職の職員としてこれを選任することができるようにするものである。

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(参第24号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じつつ、内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に関する業務の効率化並びにこれらの納付を行う者の利便性の向上を推進し、あわせてこれらの納付の状況の改善に資するため、内国税の賦課及び徴収に関する事務その他の国税庁が所掌している事務並びに厚生労働省が所掌している労働保険料の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている年金保険料等の徴収等に関する業務を一元的に行う歳入庁の設置等に関する基本的な事項について定めようとするものである。

道州制への移行のための改革基本法案(参第25号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の国のかたちを新たなものに転換することが喫緊の課題となっていることに鑑み、道州制への移行のための改革を総合的に推進するため、当該改革について、その基本理念及び基本方針、その実施の目標時期その他の基本となる事項を定めるとともに、道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議を設置しようとするものである。

消費税率の引上げの凍結及び消費税の軽減税率制度の廃止に関する法律案(参第26号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、消費税率の引上げについて、現下の厳しい経済状況及び一層の歳出の削減を図る取組が不十分であり国民の理解が得られていない状況に鑑み、これを凍結することに関し必要な事項を定めるとともに、消費税の軽減税率制度について、対象範囲に対する国民の不公平感が払拭されていないこと、これに係る財源の確保がなされていないこと等に鑑み、これを廃止することについて定めるものである。

医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案(参第27号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、医療、介護及び保育に係る事業の社会経済情勢の変化に対応した経営の確保が重要な課題となっていることに鑑み、当該課題に対処するための医療、介護及び保育に係る事業を経営する法人に係る制度の改革に関する基本的な事項について定めようとするものである。

医療法等の一部を改正する法律案(参第28号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、会社等が病院の開設等をすることができるようにしようとするものである。

世代間格差を是正するための公的年金制度の改革の推進に関する法律案(参第29号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、急速な少子高齢化の進展に伴い、現行の公的年金制度における負担と受益に係る世代間格差が著しいものとなっており、その早急な是正が求められていること及び世代間格差の是正が公的年金制度を持続可能なものとする上で不可欠であることに鑑み、世代間格差を是正するための公的年金制度の改革について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めることにより、これを総合的に推進しようとするものである。

災害からの復旧復興に関する被災地方公共団体の長による要請に関する法律案(参第30号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、災害からの復旧復興において当該災害を受けた地方公共団体のニーズをより反映させることができるようにするため、当該地方公共団体の長が、国の行政機関の長又は都道府県知事に対し、災害からの復旧復興に関し必要な措置の実施を要請することができることとし、当該要請を受けた国の行政機関の長又は都道府県知事は、当該要請への対応について通知しなければならない

いことについて定めようとするものである。

地方教育行政改革の推進に関する法律案(参第31号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体において地域の実情に応じた教育行政が行われるようにすることが喫緊の課題となっていることに鑑み、地方教育行政改革を集中的に推進するため、地方教育行政改革について、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めようとするものである。

国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案(参第32号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の平和及び安全の確保に資するため、その取引等が国家安全保障の観点から支障となるおそれがある重要な土地等について、自由な経済活動との調和を図りつつ、その取引等に対し必要最小限の規制を行おうとするものである。

森林法の一部を改正する法律案(参第33号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、水源の涵養等多面的な機能を有する森林の保全の重要性に鑑み、保安林又は保安林予定森林である民有林の土地について所有権の移転をする契約を締結しようとする当事者に対し事前の届出の義務付け等を行おうとするものである。

領域等の警備に関する法律案(参第34号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資するため、領域警備基本方針の策定、領域警備区域等における自衛隊の行動その他の必要な事項について定めることにより、警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにするものである。

原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案(参第35号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、原子力災害対策の強化を図るため、地域原子力防災協議会の組織等について定めるとともに、原子力災害に関する地域防災計画の原子力規制委員会への報告等について定めようとするものである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(参第36号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、産業廃棄物処理施設の設置が他の都道府県の区域の生活環境の保全に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合について、産業廃棄物処理施設の設置予定地を管轄する都道府県知事に対して、当該設置の許可に当たり、当該他の都道府県の知事との協議を義務付けようとするものである。

地方自治法の一部を改正する法律案(参第37号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政務活動費に係る不適正な支出に関する事例が生じていることに鑑み、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書のインターネットの利用その他の適切な方法による公表並びに提出された当該報告書に関する協議の場の設置により、政務活動費に係る支出の適正を確保しようとするものである。

労働基準法の一部を改正する法律案(参第38号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、監督又は管理の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者の職務と責任に鑑み、これらの者について深夜の割増賃金の規定を適用しないこととしようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第39号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、人気投票の経過又は結果の公表を解禁しようとするものである。

公職の選挙に係る情報通信技術の利用による選挙運動用ポスターに記載される情報の提供に係る措置に関する法律案(参第40号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、選挙運動の効率化等を図るための措置として、公職の選挙に係る情報通信技術の利用による選挙運動用ポスターに記載される情報の提供方法に関する検討等について定めようとするものである。

労働基準監督行政の機能強化のための地方労働基準部局の効率的な業務運営の確保に関する法律案(参第41号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、行政に要する経費を抑制することが必要とされる一方で、労働基準監督行政の役割が一層重要となっていることに鑑み、労働基準監督行政の機能強化のための地方労働基準部局の効率的な業務運営の確保について必要な事項を定めようとするものである。

個人情報保護に関する法律の一部を改正する法律案(参第42号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体等が保有する個人情報の取扱いに関する基本的な事項のうち、全国にわたり統一的な取扱いの確保を図ることが特に必要と認められるものについては、政令で定める取扱いを標準として条例が定められるようにしようとするものである。

公職の選挙に係る高等学校、大学等における期日前投票の促進に関する法律案(参第43号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、高等学校、大学等に設けられる期日前投票所において当該高等学校、大学等に在学する生徒又は学生である選挙人等が当該高等学校、大学等の所在する市町村の選挙人名簿に登録されていない場合であってもできる限り投票を行うことができるようにするための措置を含め、高等学校、大学等に在学する生徒又は学生である選挙人等の高等学校、大学等に設けられる期日前投票所における投票の促進のための措置について、政府が、検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするものである。

財政法の一部を改正する法律案(参第44号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、文教・科学振興費の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行すること等ができるようにするとともに、政府が、徹底した歳出の削減のための措置等を通じてその公債等の償還財源の確保を図り、その速やかな償還に努めるものとするものである。

健康保険法の一部を改正する法律案(参第45号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、厚生労働大臣は、医療の提供体制の診療科目ごとの整備の状況、薬剤ごとのその使用量の見込みその他の医療の需給に係る状況等を勘案し、定期的に、及び必要があると認める場合には随時、療養の給付に要する費用の額の算定に係る厚生労働大臣の定めについて、必要な改定をするものとしようとするものである。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参第46号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、厚生労働大臣は、後期高齢者医療給付につき、医療の提供体制の診療科目ごとの整備の状況、薬剤ごとのその使用量の見込みその他の医療の需給に係る状況等を勘案し、定期的に、及び必要があると認める場合には随時、療養の給付に要する費用の額の算定に関する厚生労働大臣が定める基準について、必要な改定をするものとしようとするものである。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(参第47号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業における宿泊日数の下限に係る制限を削除しようとするものである。

保育士給与の官民格差の是正に関する法律案(参第48号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、保育士の給与の水準について、公立の保育所において保育に従事する保育士と民間の保育所において保育に従事する保育士との間に格差が存在することに鑑み、その格差の是正を図るための措置について定めようとするものである。

特定土砂等の管理に関する法律案(参第49号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、災害の防止及び生活環境の保全に資するため、特定土砂等の管理に関する制度を設けようとするものである。

土地の掘削等の規制に関する法律案(参第50号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、災害の防止及び生活環境の保全を図るため、土地の掘削等について必要な規制を行おうとするものである。

土砂等の置場の確保に関する法律案(参第51号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、災害の防止及び生活環境の保全に資するため、自然災害、大規模な工事等により発生した土砂等の置場の確保について定めようとするものである。

生活保護法の一部を改正する法律案(参第52号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、被保護者がばちんこ屋等の客となることを禁ずるとともに、被保護者による勝馬投票券の購入を禁止する競馬法の規定等を被保護者は遵守すべきことを定めようとするものである。

当せん金付証票法の一部を改正する法律案(参第53号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、当せん金付証票を購入してはならないこととしようとするものである。

競馬法の一部を改正する法律案(参第54号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、勝馬投票券を購入してはならないこととするものである。

自転車競技法の一部を改正する法律案(参第55号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、車券を購入してはならないこととするものである。

小型自動車競走法の一部を改正する法律案(参第56号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、勝車投票券を購入してはならないこととするものである。

モーターボート競走法の一部を改正する法律案(参第57号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、舟券を購入してはならないことについて定めようとするものである。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案(参第58号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、スポーツ振興投票券を購入してはならないこととするものである。

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(参第59号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政府において、老朽化等により保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションの建替え等に関し、建替え決議の要件を緩和すること、その建替えにより新たに建築されるマンションの容積率を緩和することその他のその建替え等を促進するための措置について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするについて定めようとするものである。

母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改正する法律案(参第60号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、離婚後に児童を監護しない親が支払うべき養育費を支払わない事例が多く生じているため、国及び地方公共団体は、扶養義務の履行を確保するための措置を講ずるものとするとともに、政府は、この法律の施行後1年以内に、養育費の徴収制度等の導入について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとしようとするものである。

違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案(参第61号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、違法な国庫金の支出等について、会計検査院に対し監査を求め必要な措置を講ずべきことを請求するとともに、監査の結果に不服がある等の場合には訴訟を提起することができる制度を設けようとするものである。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第62号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当の額を定める政令に係る根拠規定を改正するとともに、政府は、この法律の施行後6月以内に、防衛出動に係る事態の想定に基づき、当該政令を制定するものと定めるものである。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第63号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国際情勢の複雑化に伴い自衛隊の任務が多様化する中で、自衛隊がその任務を適切に遂行するためには、自衛官が意欲と誇りを持って職務に従事することが重要であることに鑑み、

自衛官の給与体系その他の給与の在り方についての検討について定めるものである。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案(参第64号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限を平成32年3月31日までとすること等を内容とするものである。

まち・ひと・しごと創生法を廃止する法律案(参第65号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、まち・ひと・しごと創生法を廃止しようとするものである。

社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための措置に関する法律案(参第66号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和が我が国経済の成長の促進に資することに鑑み、そのための措置について定めようとするものである。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(参第67号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、株式会社民間資金等活用事業推進機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限を平成32年3月31日までとしようとするものである。

都市計画法の一部を改正する法律案(参第68号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政府において、都市計画等の見直しが行われるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとするとともに、都市計画が決定された後においても当該都市計画に係る住民の意見を反映させるために必要な措置、都市計画に係る不服申立て及び訴訟の制度の在り方、並びに都市計画法第53条の規定による都市計画施設の区域等内における建築物の建築の制限を受ける者の当該制限により生ずる経済上の不利益に対応するための措置の必要性の有無について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするについて定めようとするものである。

外国人労働者等の出入国及び在留の適切な管理に関する法律案(参第69号)

(参議院 30.11.29法務委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生産性の向上及び国内の人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある地域及び産業上の分野において、外国人により不足する人材を確保することが我が国の経済の持続的かつ健全な発展を図る上で緊要な課題であることに鑑み、外国人の基本的な人権を尊重するとともに共生社会の実現に資するよう配慮しつつ、外国人労働者等の出入国及び在

留の管理を適切に行うため、この法律の施行後6月以内に、外国人労働者等の在留資格の在り方を含む外国人労働者等に関する制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするものである。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(参第70号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、立法事務費について、政治資金規正法第6条第1項の規定による届出のあった政治団体で議院におけるその所属議員が1人の場合には、交付しないこととしようとするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第71号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附を全面的に禁止するとともに、政治資金団体の制度を廃止しようとするものである。

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(参第72号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会がその内容に特定秘密以外の行政上の秘密である情報が含まれる報告又は記録の提出を求めた場合において、内閣又は官公署がその求めに応じなかったときは、その議院又は委員会若しくは参議院の調査会は、その議院の情報監視審査会に対し、内閣又は官公署がその求めに応じないことについて審査を求め、又はこれを要請することができることとするものである。

中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案(参第73号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、現下の経済状況において、労働者の正規労働者としての雇用に伴う社会保険料に係る中小企業者の負担が中小企業者が新たに労働者を正規労働者として雇い入れることを阻害する要因の一つとなっていること等に鑑み、労働者の正規労働者としての雇用に伴う中小企業者の経済的負担の軽減及び労働者の正規労働者としての就業の機会の増大を図るため、この法律の施行の日から5年以内に新たに労働者を正規労働者として雇い入れ、その雇用する正規労働者の数を増加させた中小企業者に対して中小企業正規労働者雇入臨時助成金を支給するための措置を講ずるものである。

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案(参第74号)

(参議院 30.12.6厚生労働委員長提出 12.8本会議可決 衆議院 12.10可決)

【要旨】

本法律案は、造血幹細胞移植に用いられる臍帯血の提供について臍帯血供給事業者以外の者による不適切な事案が生じている状況に鑑み、移植に用いる臍帯血の適切な提供の推進を図るため、臍帯血供給事業者が移植に用いる臍帯血について行う場合等を除き、移植に用いる臍帯血の採取、保存、引渡し等及び造血幹細胞移植に用いることができるものとしての臍帯血の取引を業として行う

ことを禁止しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 臍帯血供給事業の許可を受けた者（以下「臍帯血供給事業者」という。）でなければ、業として、移植に用いる臍帯血の採取、調製、保存、検査若しくは引渡しをし、又は引渡しを受けてはならない。ただし、臍帯血供給事業者の委託により行う場合、臍帯血供給事業者が引渡しをした移植に用いる臍帯血について行う場合、移植に用いる臍帯血を採取される者の委託により当該移植に用いる臍帯血を当該者若しくはその親族が用いるために採取される移植に用いる臍帯血について行う場合（臍帯血供給事業を行う場合を除く。）又はその他移植に用いる臍帯血の適切な提供に支障がない場合として厚生労働省令で定める場合はこの限りでない。
- 二 何人も、業として、人の臍帯血（採取の後調製されたものを含む。以下同じ）（一によりその引渡しが禁止される場合における移植に用いる臍帯血（当該移植に用いる臍帯血であることをその者が知らないものを除く。）を除く。）を、造血幹細胞移植に用いることができるものとして、引き渡してはならない。ただし、臍帯血供給事業者（その委託を受けた者を含む。）が移植に用いる臍帯血を引き渡す場合、人の臍帯血を採取される者の委託により当該人の臍帯血を当該者若しくはその親族が用いるために引き渡す場合又はその他移植に用いる臍帯血の適切な提供に支障がない場合として厚生労働省令で定める場合はこの限りでない。
- 三 何人も、業として、二により禁止される人の臍帯血の引渡しを受けてはならない。
- 四 一、二又は三に違反した者は、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 五 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法案（参第75号）

（参議院 30.12.6厚生労働委員長提出 12.8本会議可決 衆議院 12.10可決）

【要旨】

本法律案は、脳卒中、心臓病その他の循環器病が国民の疾病による死亡の原因及び国民が介護を要する状態となる原因の主要なものとなっている等循環器病が国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、循環器病の予防に取り組むこと等により国民の健康寿命の延伸等を図り、あわせて医療及び介護に係る負担の軽減に資するため、循環器病対策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び循環器病対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、循環器病対策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 基本理念として、生活習慣の改善等による循環器病の予防及び循環器病を発症した疑いがある場合における迅速かつ適切な対応の重要性に関する国民の理解と関心を深めるようにすること、循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供が、その居住する地域にかかわらず等しく、継続的かつ総合的に行われるようにすること等を定める。
- 二 国は、一の基本理念にのっとり、循環器病対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 三 政府は、循環器病対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
- 四 政府は、循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環器病対策推進基本計画を策定しなければならない。また、都道府県は、循環器病対策推進基本計画を基本とし、都道府県循環器病対策推進計画を策定しなければならない。
- 五 国及び地方公共団体による基本的施策として、循環器病の予防等の推進、循環器病を発症した疑いがある者の搬送及び受入れの実施に係る体制の整備、医療機関の整備、循環器病患者等の生活の質の維持向上、保健、医療及び福祉に係る関係機関の連携協力体制の整備等の事項を定める。
- 六 厚生労働省に、循環器病対策推進協議会を置く。また、都道府県は、都道府県循環器病対策推進協議会を置くよう努めなければならない。

七 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第1号)

(衆議院 30.11.20可決 参議院 11.28議院運営委員会付託 11.28本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国会議員の秘書の全給料月額を改定するとともに、平成30年12月期の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 二、平成31年度以後の勤勉手当の支給割合を改定すること。
- 三、この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一については平成30年4月1日から適用し、二については平成31年4月1日から施行すること。

特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律案(衆第5号)

(衆議院 30.12.4可決 参議院 12.5文教科学委員会付託 12.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、特定興行入場券の不正転売を禁止するとともに、その防止等に関する措置等を定めることにより、興行入場券の適正な流通を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

- 1 「興行」とは、映画、演劇、演芸、音楽、舞踊その他の芸術及び芸能又はスポーツを不特定又は多数の者に見せ、又は聴かせること（日本国内において行われるものに限る。）をいう。
- 2 「特定興行入場券」とは、興行入場券（それを提示することにより興行を行う場所に入場することができる証票）であって、不特定又は多数の者に販売され、かつ、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
 - ① 興行主等（興行主又は興行主の同意を得て興行入場券の販売を業として行う者をいう。）が、当該興行入場券の売買契約の締結に際し、興行主の同意のない有償譲渡を禁止する旨を明示し、かつ、その旨を当該興行入場券の券面等に表示したものであること。
 - ② 興行が行われる特定の日時及び場所並びに入場資格者又は座席が指定されたものであること。
 - ③ 興行主等が、当該興行入場券の売買契約の締結に際し、入場資格者又は購入者の氏名及び連絡先を確認する措置を講じ、かつ、その旨を当該興行入場券の券面等に表示したものであること。
- 3 「特定興行入場券の不正転売」とは、興行主の事前の同意を得ない特定興行入場券の業として行う有償譲渡であって、興行主等の当該特定興行入場券の販売価格を超える価格をその販売価格とするものをいう。

二、特定興行入場券の不正転売等の禁止

- 1 何人も、特定興行入場券の不正転売をしてはならない。
- 2 何人も、特定興行入場券の不正転売を目的として、特定興行入場券を譲り受けてはならない。

三、興行入場券の適正な流通の確保に関する措置

興行主等による特定興行入場券の不正転売の防止等に関する措置、相談体制の充実、国民の関心及び理解の増進、施策の実施に当たっての配慮等について定める。

四、罰則

二に違反した者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

五、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、2のために必要な準備行為は、この法律の施行の前においても行うことができる。
- 2 文部科学省は、興行入場券の適正な流通の確保に関する関係行政機関の事務の調整をつかさどることとする。

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第6号)

(衆議院 30.12.4可決 参議院 12.5文教科学委員会付託 12.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国の経済社会を更に発展させるためには科学技術・イノベーション創出の活性化を通じてこれに関する知識、人材及び資金の好循環を実現することが極めて重要であることに鑑み、科学技術・イノベーション創出の活性化を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の題名を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に改める。また、目的規定について、科学技術・イノベーション創出の活性化に関し、必要な事項等を定めることとし、あわせて経済社会の健全な発展に寄与する旨を加える。
- 二、研究開発法人及び大学等は、その経営能力の強化を図るに当たり、その経営に関する専門的知識を有する人材等の育成及び確保に努めるものとする。また、国は、研究開発法人及び大学等の経営能力の強化を図るため、その経営に係る体制の整備の支援等の必要な施策を講ずるものとする。
- 三、研究開発法人及び大学等は、産学官連携を組織的に推進するために必要な体制の整備、仕組みの構築、民間事業者に対する情報の提供等の取組を行うよう努めるものとする。
- 四、研究開発法人のうち、産業技術総合研究所、理化学研究所その他20の研究開発法人は、独立行政法人通則法第1条第1項に規定する個別法（以下「個別法」という。）の定めるところにより、その研究開発法人の研究開発の成果を事業活動において活用する事業者等に対し、出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる。
- 五、公募型研究開発に係る業務を行う研究開発法人のうち、日本医療研究開発機構、科学技術振興機構、日本学術振興会、農業・食品産業技術総合研究機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構は、個別法の定めるところにより、一定の要件を満たす公募型研究開発に係る業務に要する費用に充てるための基金を設けることができる。
- 六、国は、若年者である研究者の雇用の安定等に資するために必要な施策を講ずるものとする。また、研究開発法人及び大学等は、その研究者が、年齢にかかわらず知識及び能力に応じて活躍できるよう、人事評価に係る機能の充実強化等の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 七、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律案(衆第7号)

(衆議院 30.12.4可決 参議院 12.5国土交通委員会付託 12.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、全ての国民が、障害の有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表及びユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意事項その他必要な事項を定めることにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進

することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の推進に関する国及び地方公共団体の責務並びに事業者及び国民の努力を定めることとする。
- 二 国は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を実施するために必要な法制上又は財政上の措置等を講じなければならないが、地方公共団体は、必要な財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないこととする。
- 三 政府は、毎年1回、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ、公表しなければならないこととする。
- 四 国及び地方公共団体がユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定及び実施に当たって、特に留意しなければならない事項を定めることとする。
- 五 国及び地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を策定し、及び実施するに当たっては、障害者、高齢者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。
- 六 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、ユニバーサル社会推進会議を設けるものとする。
- 七 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 八 この法律は、公布の日から施行することとする。

建築士法の一部を改正する法律案(衆第8号)

(衆議院 30.12.4可決 参議院 12.5国土交通委員会付託 12.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における建築士をめぐる状況に鑑み、建築物の設計、工事監理等を担う優れた人材を継続的かつ安定的に確保するため、一級建築士試験、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を改める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許は、一級建築士試験、二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者であって、大学等において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業し、建築に関する実務の経験を一定期間以上有する者等でなければ、受けることができないこととする。
- 二 大学等において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者は、建築に関する実務の経験がなくても、一級建築士試験を受けることができることとする等、一級建築士試験、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格について所要の見直しを行うこととする。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 四 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(衆第9号)

(衆議院 30.12.4可決 参議院 12.5国土交通委員会付託 12.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、貨物自動車運送事業の健全な発達及び事業用自動車の運転者の労働条件の改善を図るため、事業の適確な遂行に関する遵守義務を創設するとともに、荷主に勧告をした場合における公表制度の創設等の措置を講ずるほか、貨物自動車運送事業の業務について平成36年度から時間外労働の限度時間の設定がされること等を踏まえ、その担い手である運転者の不足により国民生活及び経済活動の重要な基盤である円滑な貨物流通に支障が生ずることのないよう、標準的な運賃を定めることができることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 一般貨物自動車運送事業等の許可の欠格事由を拡充するとともに、事業の許可基準においては

事業計画が事業用自動車の安全性を確保するため適切なものであること、約款の認可基準においては原則として運送の役務の対価としての運賃と、それ以外のサービス等に係る料金とを区分して収受することを明記するなど、規制の適正化を図ることとする。

- 二 貨物自動車運送事業者等の輸送の安全に係る遵守義務を明記するとともに、事業の適確な遂行に関する遵守義務規定を新設することにより、事業者が遵守すべき事項を明確化することとする。
- 三 貨物自動車運送事業者が法令を遵守して事業を遂行できるよう荷主の配慮義務規定を新設するほか、既存の荷主勧告制度について対象を拡大する等の制度の強化を図ることとする。
- 四 平成36年3月31日までの間、貨物自動車運送事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為をしている疑いのある荷主に対し、国土交通大臣は、関係行政機関と連携して、荷主の理解を得るための働きかけを行うことができ、さらに、荷主への疑いに相当の理由がある場合は、違反原因行為を行わないよう要請し、要請をしてもなお改善されない場合は、公表を前提とした勧告を行うことができる制度を新設することとする。
- 五 平成36年3月31日までの間、国土交通大臣は運輸審議会に諮り、一般貨物自動車運送事業の能率的な経営の下における適正な原価及び適正な利潤を基準とした標準的な運賃を定めることができることとする。
- 六 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 七 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、五は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律案(衆第10号)

(衆議院 30.12.6可決 参議院 12.6厚生労働委員会付託 12.8本会議可決)

【要旨】

本法律案は、次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、成育過程にある者等に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進するため、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務等を明らかにし、及び成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 基本理念として、成育医療等の提供に関する施策は、成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利を尊重して推進されなければならないこと、多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に適確に対応した成育医療等が切れ目なく提供されるよう、当該施策相互間の連携及び関連施策との連携を図りつつ、総合的に推進されなければならないこと等を定める。
- 二 国は、一の基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。地方公共団体は、一の基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 三 政府は、成育医療等の提供に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
- 四 政府は、一の基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(以下「成育医療等基本方針」という。)を定めなければならない。
- 五 国及び地方公共団体は、基本的施策として、成育過程にある者及び妊産婦に対する医療、成育過程にある者等に対する保健、成育過程にある者及び妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発、記録の収集等に関する体制の整備等並びに調査研究について必要な施策を講ずるものと

する。

六 厚生労働省に成育医療等協議会を置き、成育医療等基本方針の案を作成しようとするときは、同協議会の意見を聴くものとする。

七 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

予 算

平成三十年度一般会計補正予算(第1号)

平成三十年度特別会計補正予算(特第1号)

(衆議院 30.11.2可決 参議院 11.2予算委員会付託 11.7本会議可決)

【概要】

平成30年度は、夏が記録的な高温になるとともに、大規模な自然災害が頻発した。6月に大阪府北部を震源とする震度6弱の地震が発生し、児童がブロック塀の下敷きになるなど死者4人、負傷者が400人を超えるなどの被害を出した。7月には平成30年7月豪雨が発生し、死者が200人を超えるなど西日本を中心に甚大な被害を出した。9月には台風第21号が近畿地方へ上陸し、関西国際空港は冠水や連絡橋破損によって一時的に全面閉鎖された。また、同じく9月には震度7を記録した北海道胆振東部地震が発生し、人的被害だけでなく、土砂災害や北海道全域にわたる停電が発生した。

これら一連の災害に対し、予備費と既存の災害対策予算による対応が行われたが、安倍総理大臣は、10月2日に補正予算編成を指示し、同月15日に平成三十年度補正予算が閣議決定された。

歳出については、災害からの復旧・復興として7,275億円(7月豪雨への対応5,034億円、北海道胆振東部地震への対応1,188億円、台風第21号、大阪北部地震等への対応1,053億円)、学校の緊急重点安全確保対策として1,081億円(熱中症対策としてのエアコン設置822億円、倒壊の危険性のあるブロック塀対応259億円)、既に当初予算の半分以上を使用している予備費の追加として1,000億円が計上された。なお、本補正予算において既定経費の減額は行われていない。歳入については、公債金6,950億円(全て4条公債)、税外収入42億円、前年度剰余金受入2,364億円が増額された。

以上の結果、歳入歳出の追加額は9,356億円となり、これを加えた平成三十年度一般会計予算の総額は歳入歳出ともに98兆6,484億円となった。

平成三十年度補正予算のフレーム(一般会計)

(単位:億円)

歳出の補正		歳入の補正	
1. 災害からの復旧・復興	7,275	1. 公債金(建設公債)	6,950
(1)平成30年7月豪雨への対応	5,034	2. 税外収入	42
(2)平成30年北海道胆振東部地震への対応	1,188	3. 前年度剰余金受入	2,364
(3)台風第21号、大阪北部地震等への対応	1,053		
2. 学校の緊急重点安全確保対策	1,081		
(1)熱中症対策としてのエアコン設置	822		
(2)倒壊の危険性のあるブロック塀対応	259		
3. 予備費の追加	1,000		
合 計 (A)	9,356	合 計	9,356
当初予算額(B)	977,128		977,128
補正後予算額(A)+(B)	986,484		986,484

条 約

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件 (閣条第1号)

(衆議院 30.11.29承認 参議院 12.3外交防衛委員会付託 12.8本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国と欧州連合との間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させるとともに、電子商取引、政府調達、競争政策、知的財産、中小企業等の幅広い分野での枠組みを構築するものであり、2018年（平成30年）7月17日に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文424箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主要内容は次のとおりである。

一、一方の締約国は、協定に別段の定めがある場合を除くほか、附属書二-Aの規定に従って、他方の締約国の原産品について関税を引き下げ、又は撤廃する。

1 我が国による関税撤廃等の主要品目

イ 農林水産品

米について関税撤廃・削減等の対象から除外。麦・乳製品について国家貿易制度を維持。

ソフト系チーズについて品目横断的な関税割当てを設定（枠内税率は段階的に引下げ、16年目に無税）。牛肉について15年かけて段階的に関税を引下げ（輸入急増に対するセーフガードを確保）

ロ 工業製品

ほぼ全ての品目について関税を即時撤廃

2 欧州連合による関税撤廃等の主要品目

イ 農林水産品

牛肉、茶、水産物等を含むほぼ全ての品目について関税を即時撤廃

ロ 工業製品

大部分の品目について関税を即時撤廃。乗用車について関税を8年目に撤廃。自動車部品について9割以上の品目で関税を即時撤廃

二、一方の締約国の原産品とされる産品は、他方の締約国において他の産品を生産するための材料として使用される場合には、他方の締約国の原産品とみなす。両締約国は、自動車生産において使用される一部産品について、各締約国が自由貿易協定を締結していること等の要件を満たした第三国を原産地とするものを、この協定における原産材料とみなすことができる。原産地に関する申告については、産品が原産品であることを示す情報に基づいて当該産品の輸出者が作成することができる。

三、締約国は、一定の要件を満たす場合には、二国間セーフガード措置をとることができる。

四、投資の自由化について、一方の締約国は、自国の領域における法人等の設立及び運営に関し、他方の締約国の企業家及び対象企業に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。国境を越えるサービスの貿易について、一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。電気通信サービス、金融サービス等の規制の枠組みについて定める。電子商取引について、両締約国は、電子的な送信に対して関税を課してはならず、また、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の者が所有するソフトウェアのソース・コードの移転等を要求することができない。

五、この協定が対象とする調達機関が、基準額以上の物品及びサービスを調達する際の規律を定める。

六、各締約国は、自国の法令に従い、協定の目的を達成するため、反競争的行為に対して適当と認める措置をとる。締約国は、補助金が両締約国間の貿易又は投資に著しい悪影響を及ぼしており、

又は及ぼすおそれがあると認める場合には、原則として当該補助金を交付すべきでない。締約国の国有企業、特別な権利又は特権を付与された企業又は指定独占企業の各企業が商業活動に従事する場合には、商業的考慮に従って行動すること、他方の締約国の企業等に対し無差別待遇を与えること等について定める。

七、両締約国は、知的財産（著作権、商標、地理的表示、意匠、特許等）の十分に効果的かつ無差別な保護を与え、及び確保し、並びに知的財産権の侵害に対して知的財産権を行使するための措置をとる。

八、各締約国は、自国の領域において効果的な企業統治の枠組みを発展させるための適当な措置をとる。

九、各締約国は、自国の規制当局が規制措置を立案し、評価し、及び見直すための手続及び仕組みに関する説明を公に入手可能なものとする。

十、前記のほか、税関に係る事項及び貿易円滑化、衛生植物検疫措置、貿易の技術的障害、資本移動・支払・移転、貿易及び持続可能な開発、透明性、農業分野における協力、中小企業、紛争解決、制度に関する規定等について定める。

十一、この協定は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、この協定の効力発生のためのそれぞれの関係する国内法上の要件及び手続について、当該要件を満たしたこと及び当該手続が完了したことを両締約国が相互に通告する日の属する月の後2番目の月の初日に効力を生ずる。

日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 30.11.29承認 参議院 12.3外交防衛委員会付託 12.8本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国と欧州連合及び欧州連合構成国との間で、幅広い分野における協力を促進し、戦略的パートナーシップを強化するための枠組みを構築するものであり、2018年（平成30年）7月17日に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文51箇条及び末文から成り、主な内容は、次のとおりである。

一、この協定は、両締約者が共通の関心事項に関する政治的な協力及び分野別の協力並びに共同行動を促進することにより、両締約者間の全般的なパートナーシップを強化すること等を行うことを目的とする。

二、両締約者は、前記一に定める目的を達成するため、相互尊重、平等なパートナーシップ及び国際法の尊重の原則に基づいてこの協定を実施する。

三、両締約者は以下の分野において、対話、協力等を行い、両締約者間のパートナーシップを強化する。

民主主義・法の支配・人権（世界人権宣言等の尊重）・基本的自由、平和及び安全の促進、危機管理及び平和構築、大量破壊兵器及びその運搬手段、小型武器及び軽兵器を含む通常兵器、国際的な関心事項である重大な犯罪及び国際刑事裁判所、テロリズム対策、化学剤・生物剤・放射性物質・核についてのリスクの軽減、国際的及び地域的な協力並びに国際連合の改革、開発（持続可能な開発及び貧困の撲滅を含む）に関する政策、防災及び人道的活動、経済及び金融に関する政策、科学・技術・イノベーション、運輸（航空、海上運輸、鉄道を含む）、宇宙空間、産業協力、税関、租税、観光、情報通信技術、消費者に関する政策、環境（資源の効率的な利用、生物の多様性等）、気候変動（パリ協定の実施を含む）、都市に関する政策、エネルギー、農業、漁業、海洋問題、雇用及び社会問題、保健、司法協力、腐敗行為及び組織犯罪との戦い、資金洗浄及びテロリズムに対する資金供与との戦い、不正な薬物との戦い、サイバーに係る問題に関する協力、乗客予約記録、移住、個人情報保護、教育・青少年・スポーツ、文化

四、両締約者の代表者を共同議長とする合同委員会を設置し、同委員会は、この協定によって構築

される全般的なパートナーシップを調整すること等を行う。

五、両締約者は、この協定の解釈、適用又は実施に関する紛争が生じた場合には、適時に、かつ、友好的な方法により当該紛争を解決するため、相互に協議し、及び協力するための努力を強化する。

六、この協定は、日本国の批准書並びに連合締約者による承認及び批准が完了したことを確認する文書が交換された日の属する月の翌々月の初日に効力を生ずる。この規定にかかわらず、日本国及び連合は、一部の規定をこの協定の効力発生までの間適用する。

社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)

(衆議院 30. 11. 22承認 参議院 11. 27外交防衛委員会付託 11. 30本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国と中華人民共和国との間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度への二重加入の問題の解決を図ることを目的とするものであり、2011年(平成23年)10月に両国政府間で協定の締結交渉を開始した結果、2018年(平成30年)5月9日に東京において署名されたものである。

この協定は、前文、本文20箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、我が国については、国民年金及び厚生年金保険に関する法令について適用し、また、中華人民共和国については、被用者基本老齢保険に関する法令について適用する。
- 二、年金制度への強制加入に関しては、被用者として就労する者については、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。ただし、被用者が、他方の締約国に派遣され一時的に就労する場合には、その派遣の最初の5年間は、一方の締約国の法令のみを適用する。
- 三、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続の完了を通知する外交上の公文を交換した月の後4箇月目の月の初日に効力を生ずる。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成29年10月6日から10月30日までに使用を決定した金額は639億円で、その内訳は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費626億円、衆議院議員総選挙啓発推進に必要な経費5億円、訟務費の不足を補うために必要な経費4億円などである。

平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成30年3月23日から3月26日に使用を決定した金額は232億円で、その内訳は、大雪に伴う道路事業に必要な経費223億円、訟務費の不足を補うために必要な経費8億円である。

決算その他

平成二十九年一般会計歳入歳出決算、平成二十九年特別会計歳入歳出決算、平成二十九年国保税納金整理資金受払計算書、平成二十九年政府関係機関決算書 (衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

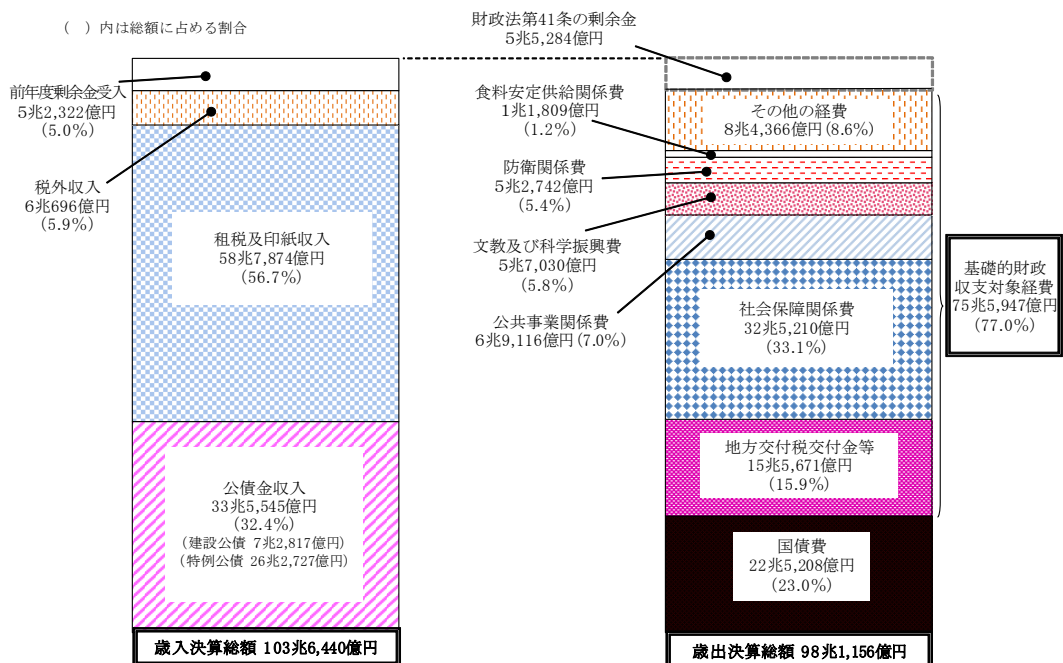
平成二十九年一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は103兆6,440億円、歳出決算額は98兆1,156億円であり、差引き5兆5,284億円の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、平成30年度の一般会計の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は9,094億円である。

平成二十九年特別会計歳入歳出決算における13の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は386兆4,869億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は374兆1,502億円である。

平成二十九年国保税納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は75兆9,847億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は74兆6,234億円であるため、差引き1兆3,612億円の剰余を生じた。

平成二十九年政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆1,296億円、支出済額を合計した支出決算額は9,618億円である。

〈平成二十九年一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成29年度決算の説明」より作成

平成二十九年国国有財産増減及び現在額総計算書 (衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

平成二十九年 度 国 有 財 産 増 減 及 び 現 在 額 総 計 算 書 に お け る 29 年 度 中 の 国 有 財 産 の 差 引 純 増 加 額 は 8,161 億 円、29 年 度 末 現 在 額 は 106 兆 8,241 億 円 で あ る。

平成二十九年 度 国 有 財 産 無 償 貸 付 状 況 総 計 算 書
(衆議院 継続審査 参議院 委員会未付託 審査未了)

平成二十九年 度 国 有 財 産 無 償 貸 付 状 況 総 計 算 書 に お け る 29 年 度 中 の 国 有 財 産 の 無 償 貸 付 の 差 引 純 増 加 額 は 301 億 円、29 年 度 末 現 在 額 は 1 兆 1,108 億 円 で あ る。

N H K 決 算

日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

本件は、日本放送協会の平成29年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成29年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆1,437億円、負債合計は3,972億円、純資産合計は7,465億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は7,156億円、経常事業支出は7,073億円となっており、経常事業収支差金は83億円となっている。

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に送付されたもののみ掲載。
 注2 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。
 注3 件名は、原則として、付託議案は参議院の委員会への付託順、未付託議案は提出年月日順に掲載。
 凡例 (多):賛成多数 (全):全会一致

5 議案審議表

内閣委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第3号)	30.11.6	— 11.14 内閣	11.16 可決(多)	11.20 可決(多)	— 11.20	11.20		11.22 可決(多)	11.28 可決(多)	自民、公明、 立憲、民主、 共産、希会、 希党、無ク、 沖縄、無	維新	11.30 82号	20	
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)	30.11.6	— 11.14 内閣	11.16 可決(多)	11.20 可決(多)	— 11.20	11.20	11.22 質疑	11.22 可決(多)	11.28 可決(多)	自民、公明、 立憲、民主、 希会、希党、 無ク、沖縄、 無	共産、維新、 希会(一部)	11.30 83号	21	
サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案(第196回国会閣法第45号)	30.3.9 (196回)	— 10.24 内閣	11.22 可決(多)	11.27 可決(多)	— 11.28	11.29	12.4 質疑	12.4 可決(多)	12.5 可決(多)	自民、公明、 立憲、民主、 維新、希党、 無ク、無	共産、希会、 沖縄	12.12 91号	27	
天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案(閣法第13号)	30.11.13	— 11.28 内閣	11.30 可決(多) 附帯決議	12.4 可決(多)	— 12.5	12.6	12.6 質疑	12.6 可決(多) 附帯決議	12.8 可決(多)	自民、公明、 立憲、民主、 維新、希会、 希党、無ク、 無	共産	12.14 99号	26	

法務委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第6号)	30.11.6	— 11.14 法務	11.16 可決(多)	11.20 可決(多)	— 11.20	11.20		11.22 可決(多)	11.28 可決(多)	自民、公明、 立憲、民主、 共産、希会、 希党、無ク、 沖縄、無	維新	11.30 85号	22	
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号)	30.11.6	— 11.14 法務	11.16 可決(多)	11.20 可決(多)	— 11.20	11.20	11.22 質疑	11.22 可決(多)	11.28 可決(多)	自民、公明、 立憲、民主、 共産、希会、 希党、無ク、 沖縄、無	維新	11.30 86号	22	
出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案(閣法第1号)	30.11.2	(11.13) 11.13 法務	11.27 修正(多)	11.27 修正(多)	(11.28) 11.28	11.29	11.29 質疑(閣 法第1号のみ)	12.8 可決(多) 附帯決議	12.8 可決(多)	自民、公明、 立憲、民主、 共産、希会、 希党、無ク、 無	維新	12.14 102号	18	
外国人労働者等の出入国及び在留の適切な管理に関する法律案(櫻井充君外1名発議)(参第69号)	30.11.29	—	—	—	— 11.29	12.4	12.4 質疑 12.5 参考人 12.6 質疑	審査未了	—	—	—	—	41	

外交防衛委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)	30.11.6	— 11.13 安全保障	11.16 可決(多)	11.20 可決(多)	— 11.20	11.20	11.22 質疑	11.22 可決(多)	11.28 可決(多)	自民、公明、 立憲、民主、 共産、希会、 希党、無欠、 沖縄、無	維新	11.30 87号	25	
社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)	30.11.6	— 11.14 外務	11.21 承認(全)	11.22 承認(全)	— 11.27	11.27	11.29 質疑	11.29 承認(全)	11.30 承認(全)	自民、公明、 立憲、民主、 共産、維新、 希会、希党、 無欠、沖縄、 無	—		53	
経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)	30.11.6	(11.20) 11.20 外務	11.28 承認(多)	11.29 承認(多)	(12.3) 12.3	12.4	12.4 質疑	12.6 承認(多)	12.8 承認(多)	自民、公明、 維新、希党、 無欠、無	立憲、民主、 共産、希会、 沖縄、無		51	
日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)	30.11.6	(11.20) 11.20 外務	11.28 承認(多)	11.29 承認(多)	(12.3) 12.3	12.4	12.4 質疑	12.6 承認(多)	12.8 承認(多)	自民、公明、 立憲、民主、 維新、希党、 希党、無欠、 沖縄、無	共産、希会 (一部)		52	

文教科学委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)	30.11.2	— 11.16 文部科学	11.21 可決(多)	11.22 可決(多)	— 11.26	11.27	11.29 参考人 12.4 質疑	12.4 可決(多) 附帯決議	12.5 可決(多)	自民、公明、 民主、維新、 希党、無欠、 無	立憲、共産、 希会、無欠、 沖縄、無	12.12 90号	19	
特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律案(文部科学委員長提出)(衆第5号)	30.11.30			12.4 可決(全)	— 12.5	12.6	—	12.6 可決(全)	12.8 可決(全)	自民、公明、 立憲、民主、 共産、維新、 希会、希党、 無欠、沖縄、 無	—	12.14 103号	45	
研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)(衆第6号)	30.11.30			12.4 可決(多)	— 12.5	12.6	12.6 質疑	12.6 可決(多)	12.8 可決(多)	自民、公明、 立憲、民主、 維新、希党、 無欠、無	共産、希会、 沖縄	12.14 94号	46	

厚生労働委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
水道法の一部を改正する法律案(第196回国会閣法第48号)	30.3.9 (196回)	— 12.5 厚生労働	12.5 可決(多)	12.6 可決(多)	— 7.19 (196回)	11.22	11.27 質疑 11.29 参考人/ 質疑 12.4 質疑	12.4 可決(多) 附帯決議	12.5 可決(多)	自民、公明、 維新、希党、 無欠、無	立憲、民主、 共産、希会、 沖縄、無	12.12 92号	28	第196回国会衆議院において議決

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(参第74号)	30.12.6	— 12.8 厚生労働	12.10 可決(全)	12.10 可決(全)					12.8 可決(全)	自民、公明、 立憲、民主、 共産、維新、 希会、希党、 無久、沖縄、 無	—	12.14 98号	42	
健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法案(厚生労働委員長提出)(参第75号)	30.12.6	— 12.8 厚生労働	12.10 可決(全)	12.10 可決(全)					12.8 可決(全)	自民、公明、 立憲、民主、 共産、維新、 希会、希党、 無久、沖縄、 無	—	12.14 105号	43	
成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第10号)	30.12.5			12.6 可決(全)	— 12.6 予備付託 12.6 本付託	12.6	—	12.6 可決(全)	12.8 可決(全)	自民、公明、 立憲、民主、 共産、維新、 希会、希党、 無久、沖縄、 無	—	12.14 104号	48	

農林水産委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 目録 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第9号)	30.11.6	— 11.14 農林水産	11.20 可決(全) 附帯決議	11.22 可決(全)	— 11.26	11.27	11.29 質疑	11.29 可決(全) 附帯決議	11.30 可決(全)	自民、公明、 立憲、民主、 共産、維新、 希会、希党、 無久、沖縄、 無	—	12.7 88号	24	
漁業法等の一部を改正する等の法律案(閣法第8号)	30.11.6	(11.15) 11.15 農林水産	11.28 可決(多) 附帯決議	11.29 可決(多)	(11.30) 11.30	12.4	12.4 質疑 12.6 参考人/質 疑	12.7 可決(多)	12.8 可決(多)	自民、公明、 立憲、民主、 共産、維新、 希会、希党、 無久、無	立憲、民主、 共産、希会、 沖縄、無	12.14 95号	22	

国土交通委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 目録 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案(閣法第5号)	30.11.6	— 11.16 国土交通	11.21 可決(全) 附帯決議	11.22 可決(全)	— 11.26	11.27	11.29 質疑	11.29 可決(全) 附帯決議	11.30 可決(全)	自民、公明、 立憲、民主、 共産、維新、 希会、希党、 無久、沖縄、 無	—	12.7 89号	21	
ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律案(国土交通委員長提出)(衆第7号)	30.11.30			12.4 可決(全)	— 12.5	12.6	12.6 質疑	12.6 可決(全)	12.8 可決(全)	自民、公明、 立憲、民主、 共産、維新、 希会、希党、 無久、沖縄、 無	—	12.14 100号	46	
建築士法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)(衆第8号)	30.12.4			12.4 可決(全)	— 12.5	12.6	12.6 質疑	12.6 可決(全)	12.8 可決(全)	自民、公明、 立憲、民主、 共産、維新、 希会、希党、 無久、沖縄、 無	—	12.14 93号	47	
貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)(衆第9号)	30.12.4			12.4 可決(全)	— 12.5	12.6	12.6 質疑	12.6 可決(全)	12.8 可決(全)	自民、公明、 立憲、民主、 共産、維新、 希会、希党、 無久、沖縄、 無	—	12.14 96号	47	

予算委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
平成三十年度一般会計補正予算(第1号)(閣予第1号)	30.10.24	(10.24 財政演説) 10.24 予算	11.2 可決(全)	11.2 可決(全)	(10.24 財政演説) 10.24 予備付託 11.2 本付託	11.5	11.5 総括質疑 11.7 総括質疑/ 締めくくり質疑	11.7 可決(全)	11.7 可決(全)	自民、公明、 立憲、民主、 共産、維新、 希会、希党、 無久、沖繩、 無	—	50		
平成三十年度特別会計補正予算(特第1号)(閣予第2号)	30.10.24	(10.24 財政演説) 10.24 予算	11.2 可決(全)	11.2 可決(全)	(10.24 財政演説) 10.24 予備付託 11.2 本付託			11.7 可決(全)	11.7 可決(全)	自民、公明、 立憲、民主、 共産、維新、 希会、希党、 無久、沖繩、 無	—			50

議院運営委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第1号)	30.11.20			11.20 可決(多)	— 11.28	—	—	11.28 可決(多)	11.28 可決(多)	自民、公明、 立憲、民主、 共産、希会、 希党、無久、 沖繩、無	維新	11.30 84号	45	

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第12号)	30.11.9	— 11.19 倫理選挙	11.21 可決(全)	11.22 可決(全)	— 11.29	11.30	12.5 質疑	12.5 可決(全)	12.8 可決(全)	自民、公明、 立憲、民主、 共産、維新、 希会、希党、 無久、沖繩、 無	—	12.14 101号	26	

消費者問題に関する特別委員会

件名	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明 付託日 付託委員会)	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明 付託日)	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
食品表示法の一部を改正する法律案(閣法第11号)	30.11.9	— 11.15 消費者問題	11.21 可決(全) 附帯決議	11.22 可決(全)	— 11.29	11.30	12.5 質疑	12.5 可決(全) 附帯決議	12.8 可決(全)	自民、公明、 立憲、民主、 共産、維新、 希会、希党、 無久、沖繩、 無	—	12.14 97号	25	

(予備費等承諾を求めるの件)

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 目録 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	30.3.16 (196回)	— 10.24 決算行政	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	/	54	
平成二十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	30.5.18 (196回)	— 10.24 決算行政	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	/	54	

(決算その他)

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 目録 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
平成二十九年度一般会計歳入歳出決算、平成二十九年度特別会計歳入歳出決算、平成二十九年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十九年度政府関係機関決算書	30.11.20	— 12.7 決算行政	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	/	55	
平成二十九年度国有財産増減及び現在額総計算書	30.11.20	— 12.7 決算行政	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	/	55	
平成二十九年度国有財産無償貸付状況総計算書	30.11.20	— 12.7 決算行政	継続審査		—	—	—	—	—	—	—	/	56	

(NHK決算)

件名	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 目録 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
日本放送協会平成二十九年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書	30.12.4	— 12.7 総務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	/	57	

1 本会議審議経過

○平成30年10月24日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

内閣委員長	柘植	芳文君
総務委員長	竹谷	とし子君
法務委員長	石川	博崇君
外交防衛委員長	三宅	伸吾君
財政金融委員長	長谷川	岳君
厚生労働委員長	島村	大君
農林水産委員長	岩井	茂樹君
環境委員長	斎藤	嘉隆君
決算委員長	二之湯	智君
行政監視委員長	丸山	和也君

日程第2 常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

内閣委員長	石井	正弘君
総務委員長	秋野	公造君
法務委員長	横山	信一君
外交防衛委員長	渡邊	美樹君
財政金融委員長	中西	健治君
文科学委員	上野	通子君
厚生労働委員長	石田	昌宏君
農林水産委員長	堂故	茂君
国土交通委員長	羽田	雄一郎君
環境委員長	那谷屋	正義君
決算委員長	石井	みどり君
行政監視委員長	中川	雅治君
議院運営委員長	末松	信介君

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会**、

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会**、

政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題を調査するため委員30名から成る**政府開発援助等に関する特別委員会**、

消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため委員25名から成る**消費者問題に関する特別委員会**、

東日本大震災からの復興に当たり、その総合的な対策樹立に資するため委員40名から成る**東日本大震災復興特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、

議長は、特別委員を指名した。

情報監視審査会委員辞任の件

本件は、山本香苗君の辞任を許可することに決した。

日程第3 情報監視審査会委員の選任

本件は、江島潔君、谷合正明君を選任することに決した。

休憩 午前10時8分

再開 午後3時1分

日程第4 会期の件

本件は、全会一致をもって48日間とすることに決した。

日程第5 国務大臣の演説に関する件

安倍内閣総理大臣は所信に関し、麻生財務大臣は財政に関しそれぞれ演説をした。国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後3時27分

○平成30年10月30日(火)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第2日)

吉川沙織君、橋本聖子君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

永年在職議員表彰の件

本件は、議長発議により、国会議員として在職25年に達した議員溝手頭正君、柳本卓治君を院議をもって表彰することに決し、議長は、次の表彰文を朗読した。

議員溝手頭正君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功労に対しここに院議をもって表彰します

議員柳本卓治君 君は国会議員としてその職にあること25年に及び常に憲政のために力を尽くされました

参議院は君の永年の功労に対しここに院議をもって表彰します

橋本聖子君は、両君に対し祝辞を述べた。

溝手頭正君、柳本卓治君は、それぞれ謝辞を述べた。

散会 午前11時42分

○平成30年10月31日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第3日)

山口那津男君、大塚耕平君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時41分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、山下芳生君、片山虎之助君、牧山ひろえ君、石井準一君、石上俊雄君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後3時52分

○平成30年11月7日(水)

開会 午後5時1分

日程第1 平成三十年度一般会計補正予算(第1号)

日程第2 平成三十年度特別会計補正予算(特第1号)

以上両案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午後5時5分

○平成30年11月28日(水)

開会 午後4時1分

裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官訴追委員片山さつき君、宮沢洋一君、同予備員上野通子君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、次のとおり各種委員を指名し、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序を決定した。

裁判官訴追委員

磯崎 陽輔君

古川 俊治君

同予備員

石井 浩郎君(第2順位)

検察官適格審査会委員

西田 昌司君

大野 元裕君

同予備委員

岩井 茂樹君(西田昌司君の予備委員)

田村 智子君(大野元裕君の予備委員)

日本ユネスコ国内委員会委員

神本 美恵子君

国土審議会委員

山本 一太君

山本 香苗君

国土開発幹線自動車道建設会議委員

舟山 康江君

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

検査官に岡村肇君を任命することに賛成188、反対47にて同意することに決し、個人情報保護委員会委員長に嶋田実名子君を任命することに賛成227、反対8にて同意することに決し、

個人情報保護委員会委員に中村玲子君、藤原静雄君、地方財政審議会委員に堀場勇夫君、植木利幸君、野坂雅一君、宗田友子君、

公安審査委員会委員に外井浩志君を任命することに賛成222、反対14にて同意することに決し、

個人情報保護委員会委員に小川克彦君、地方財政審議会委員に星野菜穂子君、中央労働委員会公益委員に杉原麗君を任命することに賛成235、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

公安審査委員会委員に遠藤みどり君を任命することに賛成213、反対22にて同意することに決した。

日程第1 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第2 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成224、反対11にて可決、日程第2は賛成209、反対26にて可決された。

日程第3 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対11にて可決された。

日程第4 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第5 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対10にて可決された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成225、反対11にて可決された。

果、賛成225、反対11にて可決された。

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、山下法務大臣から趣旨説明があつた後、石川博崇君、石橋通宏君、大野元裕君、仁比聡平君、石井苗子君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後6時29分

○平成30年11月30日(金)

開会 午前10時1分

漁業法等の一部を改正する等の法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、吉川農林水産大臣から趣旨説明があつた後、中泉松司君、小川勝也君、徳永エリ君、紙智子君、儀間光男君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第2 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 正午

○平成30年12月3日(月)

開会 午後1時1分

日程第1 経済上の連携に関する日本国と欧

州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件及び日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件
(趣旨説明)

本件は、河野外務大臣から趣旨説明があった後、堀井巖君、牧山ひろえ君、藤田幸久君、井上哲士君、浅田均君がそれぞれ質疑をした。

散会 午後2時48分

○平成30年12月5日(水)

開会 午前10時1分

**日程第1 水道法の一部を改正する法律案
(第196回国会内閣提出衆議院送付)**

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成165、反対72にて可決された。

日程第2 サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案(第196回国会内閣提出、第197回国会衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成216、反対22にて可決された。

日程第3 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成189、反対50にて可決された。

散会 午前11時11分

○平成30年12月7日(金)

開会 午前10時6分

法務委員長横山信一君解任決議案(有田芳生君外4名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決した。

本決議案の議事における発言時間は趣旨説明

については十五分、討論その他については一人十分に制限することの動議(磯崎陽輔君外1名提出)

本動議は、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成165、反対72にて可決された。

次いで、本決議案は、有田芳生君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成72、反対161にて否決された。

農林水産委員長堂故茂君解任決議案(小川勝也君外1名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決した。

本決議案の議事における発言時間は趣旨説明については十五分、討論その他については一人十分に制限することの動議(磯崎陽輔君外1名提出)

本動議は、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成166、反対71にて可決された。

次いで、本決議案は、森ゆうこ君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成72、反対165にて否決された。

休憩 午後1時16分

再開 午後7時31分

法務大臣山下貴司君問責決議案(小川敏夫君外4名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、小川敏夫君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成72、反対163にて否決された。

休憩 午後8時48分

再開 午後10時11分

内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案(蓮舫君外4名発議)(委員会審査省略要求)

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに

決し、蓮舫君から趣旨説明があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成72、反対163にて否決された。

議長は、本日はこれにて延会する旨を宣告した。

延会 午後11時29分

○平成30年12月8日(土)

開会 午前1時21分

日程第1 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第2 日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成167、反対71にて承認することに決し、日程第2は賛成223、反対15にて承認することに決した。

日程第3 地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 食品表示法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、消費者問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第5 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律案(衆議院提出)

日程第6 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研

究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上両案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第5は賛成237、反対0にて全会一致をもって可決、日程第6は賛成215、反対22にて可決された。

日程第7 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律案(衆議院提出)

日程第8 建築士法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第9 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上3案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第10 天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対14にて可決された。

日程第11 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

日程第12 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法案(厚生労働委員長提出)

日程第13 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律案(衆議院提出)

以上3案は、厚生労働委員長から日程第11及び第12については趣旨説明、日程第13については委員会審査の経過及び結果の報告

があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第14 漁業法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成165、反対72にて可決された。

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、日程に追加し、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成161、反対76にて可決された。

散会 午前4時8分

○平成30年12月10日（月）

開会 午後2時36分

情報監視審査会の調査及び審査の報告

本件は、報告を聴取することに決し、情報監視審査会会長から報告があつた。

日程第1 北方領土返還促進に関する請願

本請願は、沖縄及び北方問題に関する特別委員長の報告を省略し、全会一致をもって委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

- 一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

- 一、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

- 一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

- 一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

- 一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

- 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

- 一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

- 一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

- 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

- 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

- 一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

- 一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

- 一、議院及び国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

- 一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

- 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

- 一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

- 一、政府開発援助等に関する調査

消費者問題に関する特別委員会

- 一、消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査

東日本大震災復興特別委員会

- 一、東日本大震災復興の総合的対策に関する調査

国際経済・外交に関する調査会

- 一、国際経済・外交に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

- 一、国民生活・経済に関する調査

資源エネルギーに関する調査会

- 一、原子力等エネルギー・資源に関する調査

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

散会 午後2時46分

2 国務大臣の演説・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演 説			質 疑	
年月日	事 項	演 説 者	月日	質 疑 者
30. 10. 24	所信表明演説 財政演説	安倍内閣総理大臣 麻生財務大臣	10. 30	吉川 沙織君(立憲) 橋本 聖子君(自民)
			10. 31	山口 那津男君(公明) 大塚 耕平君(民主) 山下 芳生君(共産) 片山 虎之助君(維新) 牧山 ひろえ君(立憲) 石井 準一君(自民) 石上 俊雄君(民主)

3 本会議決議

審議表

番号	件名	提出者	提出年月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	法務委員長横山信一君解任決議案	有田 芳生君 外4名	30. 12. 6			30. 12. 7 否決	
2	農林水産委員長堂故茂君解任決議案	藤田 幸久君	30. 12. 6				30. 12. 6 撤回
3	農林水産委員長堂故茂君解任決議案	小川 勝也君 外1名	30. 12. 6			30. 12. 7 否決	
4	法務大臣山下貴司君問責決議案	小川 敏夫君 外4名	30. 12. 7			30. 12. 7 否決	
5	内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案	蓮 舫君 外4名	30. 12. 7			30. 12. 7 否決	

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧 (20名)

委員長	石井 正弘 (自民)	岡田 広 (自民)	相原 久美子 (立憲)
理事	藤川 政人 (自民)	山東 昭子 (自民)	牧山 ひろえ (立憲)
理事	和田 政宗 (自民)	豊田 俊郎 (自民)	榛葉 賀津也 (民主)
理事	竹内 真二 (公明)	野上 浩太郎 (自民)	田村 智子 (共産)
理事	矢田 わか子 (民主)	舞立 昇治 (自民)	清水 貴之 (維新)
	有村 治子 (自民)	三原じゅん子 (自民)	木戸口 英司 (希会)
	石井 準一 (自民)	西田 実仁 (公明)	(30.11.13 現在)

(1) 審議概観

第197回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願8種類41件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成30年8月10日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、宿日直手当及び勤勉手当の額等を改定しようとするものである。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、若年層に重点を置きながら俸給月額を引き上げる理由、給与法改正に伴う国の非常勤職員の給与への対応、国家公務員の働き方改革の実効性の確保、障害者雇用に係る事案への政府の対応等

について質疑が行われ、討論の後、順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決された。

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案は、サイバーセキュリティに対する脅威の一層の深刻化に鑑み、サイバーセキュリティに関する施策の推進に関し必要な協議を行うため、サイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国務大臣その他関係事業者等を構成員とするサイバーセキュリティ協議会を組織するものとするとともに、サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関する事務をサイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務に追加する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、サイバーセキュリティ協議会の体制及び運営の在り方、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたサイバーセキュリティ対策の取組、サイバーセキュリティ人材の確保・育成の必要性、サイバーセキュリティ対策における海外との連携及び協力

等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法を踏まえ、天皇の即位に際し、国民こぞって祝意を表するため、即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、即位の日を含む長期の連休が国民生活に与える影響への対応、即位の日を来年5月1日とした理由等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

11月13日、一般職の職員の給与についての報告及び勧告等について一宮人事院総裁から説明を聴取した。

11月15日、国の行政機関における公文書管理、クールジャパン戦略の在り方、妊娠に係る相談・支援体制の整備、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等におけるテロ対策、企業主導型保育事業の適正な運営の確保、法の趣旨を踏まえた政治資金の管理、女性活躍及び女性差別撤廃、ギャンブル等依存症対策及びカジノ管理委員会に係る

予算、幼児教育の無償化に係る国と地方の財源負担の在り方、普天間飛行場の辺野古移設等の諸問題について質疑を行った。

11月27日、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会関連施設の建設工事従事者の安全対策、組織的なサイバー攻撃に対する現状認識、放課後児童クラブに係る施策の在り方、企業主導型保育事業に係る事務体制の在り方、幼児教育・保育の無償化に伴う諸課題、保育人材の確保に向けた取組の抜本的な見直しの必要性、国際リニアコライダーの誘致、日米物品貿易協定交渉への対応方針、クールジャパン関連事業の課題、AIの研究開発に係る戦略及び普及促進策、ソーシャル・インパクト・ボンドの活用促進策、消費税増税対策としてのポイント還元制度等の諸問題について質疑を行った。

12月6日、ハラスメント防止対策、国の行政機関における障害者雇用に係る事案の真相究明及び再発防止策、訪日外国人旅行者の受入環境整備等に向けた交通系ICカードの利便性向上、国家戦略特別区域における農業分野での外国人材の受入れと新たな外国人材の受入れとの関係、クールジャパン政策における担当大臣の役割、普天間飛行場の辺野古移設等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成30年11月13日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。
- 一般職の職員の給与についての報告及び勧告等に関する件について一宮人事院総裁から説明を聴いた。

○平成30年11月15日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国の行政機関における公文書管理に関する件、クールジャパン戦略の在り方に関する件、妊娠に係る相談・支援体制の整備に関する件、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会等におけるテロ対策に関する件、企業主導型保育事業の適正な運営の確保に関する件、法の趣旨を踏まえた政治資金

の管理に関する件、女性活躍及び女性差別撤廃に関する件、ギャンブル等依存症対策及びカジノ管理委員会に係る予算に関する件、幼児教育の無償化に係る国と地方の財源負担の在り方に関する件、普天間飛行場の辺野古移設に関する件等について宮腰国務大臣、平井国務大臣、片山国務大臣、櫻田国務大臣、山本国家公安委員会委員長、石井国務大臣、菅内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岡田広君（自民）、和田政宗君（自民）、西田実仁君（公明）、竹内真二君（公明）、相原久美子君（立憲）、杉尾秀哉君（立憲）、矢田わか子君（民主）、田村智子君（共産）、清水貴之君（維新）、木戸口英司君（希会）

○平成30年11月20日（火）（第3回）

- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）
 - 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
- 以上両案について宮腰国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年11月22日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
 - 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）
 - 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第4号）（衆議院送付）
- 以上両案について宮腰国務大臣、上野厚生労働大臣政務官、一宮人事院総裁、政府参考人及び参議院事務局当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

和田政宗君（自民）、竹内真二君（公明）、牧山ひろえ君（立憲）、矢田わか子君（民主）、田村智子君（共産）、清水貴之君（維新）、木戸口英司君（希会）

（閣法第3号）

賛成会派 自民、公明、立憲、民主、共産、希会
反対会派 維新

（閣法第4号）

賛成会派 自民、公明、立憲、民主、希会
反対会派 共産、維新

○平成30年11月27日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会関連施設の建設工事従事者の安全対策に関する件、組織的なサイバー攻撃に対する現状認識に関する件、放課後児童クラブに係る施策の在り方に関する件、企業主導型保育事業に係る事務体制の在り方に関する件、幼児教育・保育の無償化に伴う諸課題に関する件、保育人材の確保に向けた取組の抜本的な見直しの必要性に関する件、国際リニアコライダーの誘致に関する件、日米物品貿易協定交渉への対応方針に関する件、クールジャパン関連事業の課題に関する件、AIの研究開発に係る戦略及び普及促進策に関する件、ソーシャル・インパクト・ボンドの活用促進策に関する件、消費税増税対策としてのポイント還元制度に関する件等について櫻田国務大臣、宮腰国務大臣、菅内閣官房長官、平井内閣府特命担当大臣、茂木国務大臣、新谷厚生労働大臣政務官、滝波経済産業大臣政務官、門山法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

豊田俊郎君（自民）、和田政宗君（自民）、相原久美子君（立憲）、田村智子君（共産）、木戸口英司君（希会）、矢田わか子君（民主）、竹内真二君（公明）、清水貴之君（維新）

○平成30年11月29日（木）（第6回）

- サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案（第196回国会閣法第45号）（衆議院送付）について櫻田国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年12月4日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案（第196回国会閣法第45号）（衆議院送付）について櫻田国務大臣、磯崎経済産業

副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

藤末健三君（自民）、竹内真二君（公明）、
牧山ひろえ君（立憲）、矢田わか子君（民主）、
田村智子君（共産）、清水貴之君（維新）、
木戸口英司君（希会）

（第196回国会閣法第45号）

賛成会派 自民、公明、立憲、民主、維新
反対会派 共産、希会

○平成30年12月6日(木)（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ハラスメント防止対策に関する件、国の行政機関における障害者雇用に係る事案の真相究明及び再発防止策に関する件、訪日外国人旅行者の受入環境整備等に向けた交通系ICカードの利便性向上に関する件、国家戦略特別区域における農業分野での外国人材の受入れと新たな外国人材の受入れとの関係に関する件、クールジャパン政策における担当大臣の役割に関する件、普天間飛行場の辺野古移設に関する件等について片山国務大臣、櫻田国務大臣、平井内閣府特命担当大臣、菅内閣官房長官、古賀総務大臣政務官、田中国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

相原久美子君（立憲）、牧山ひろえ君（立憲）、
榛葉賀津也君（民主）、田村智子君（共産）、
清水貴之君（維新）、木戸口英司君（希会）

- 天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について菅内閣官房長官から趣旨説明を聴き、同長官、上野厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

三原じゅん子君（自民）、相原久美子君（立憲）、
矢田わか子君（民主）、田村智子君（共産）、
清水貴之君（維新）、木戸口英司君（希会）

（閣法第13号）

賛成会派 自民、公明、立憲、民主、維新、
希会

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成30年12月10日(月)（第9回）

- 請願第44号外40件を審査した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

総務委員会

委員一覧 (25名)

委員長	秋野 公造 (公明)	柘植 芳文 (自民)	難波 奨二 (立憲)
理事	島田 三郎 (自民)	二之湯 智 (自民)	吉川 沙織 (立憲)
理事	中西 祐介 (自民)	松下 新平 (自民)	小林 正夫 (民主)
理事	森屋 宏 (自民)	溝手 顕正 (自民)	森本 真治 (民主)
理事	石川 博崇 (公明)	山崎 正昭 (自民)	山下 芳生 (共産)
理事	江崎 孝 (立憲)	山下 雄平 (自民)	片山 虎之助 (維新)
	太田 房江 (自民)	山田 修路 (自民)	又市 征治 (希会)
	こやり 隆史 (自民)	若松 謙維 (公明)	
	古賀 友一郎 (自民)	杉尾 秀哉 (立憲)	(30. 11. 20 現在)

(1) 審議概観

第197回国会において本委員会に付託された法律案はなく、付託された請願2種類2件は、いずれも保留とした。

〔国政調査〕

11月20日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について石田総務大臣から説明を聴取した。

11月22日、行政制度、地方行財政、消

防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について、ふるさと納税の返礼品における地場産品の判断基準、地方税源の偏在是正の取組の方向性、沖縄県の辺野古埋立承認の撤回処分に対する行政不服審査法に基づく国の審査請求の根拠及び妥当性、幼児教育の無償化に係る地方負担の在り方、臨時・非常勤職員の処遇改善等の質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成30年11月20日(火) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について石田総務大臣から説明を聴いた。

○平成30年11月22日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について石田総務

大臣、大塚国土交通副大臣、左藤内閣府副大臣、古賀総務大臣政務官、舞立内閣府大臣政務官、渡辺財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

島田三郎君 (自民)、山下雄平君 (自民)、若松謙維君 (公明)、杉尾秀哉君 (立憲)、森本真治君 (民主)、山下芳生君 (共産)、片山虎之助君 (維新)、又市征治君 (希会)

○平成30年12月10日(月) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第120号外1件を審査した。

- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

法務委員会

委員一覧 (20名)

委員長	横山	信一 (公明)	徳茂	雅之 (自民)	仁比	聡平 (共産)
理事	福岡	資麿 (自民)	長谷川	岳 (自民)	石井	苗子 (維新)
理事	元榮	太一郎 (自民)	宮島	喜文 (自民)	糸数	慶子 (沖縄)
理事	伊藤	孝江 (公明)	柳本	卓治 (自民)	郡司	彰 (無)
理事	有田	芳生 (立憲)	山谷	えり子 (自民)	伊達	忠一 (無)
	岡田	直樹 (自民)	小川	敏夫 (立憲)	山口	和之 (無)
	片山	さつき (自民)	櫻井	充 (民主)		(30. 11. 13 現在)

(1) 審議概観

第197回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件及び本院議員提出1件の合計4件であり、そのうち内閣提出3件を可決した。

また、本委員会付託の請願6種類28件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定を行おうとするものである。委員会においては、両法律案を一括して議題とし、裁判官及び検察官の報酬・俸給を人事院勧告に準じて改定する趣旨、職種別民間給与実態調査による官民較差の相当性、裁判官及び検察官の定年延長の必要性等について質疑が行われた。質疑を終局し、討論の後、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって可決された。

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案は、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の

受入れを図るため、当該技能を有する外国人に係る新たな在留資格に係る制度を設け、その運用に関する基本方針及び分野別運用方針の策定、当該外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約並びに当該機関が当該外国人に対して行う支援等に関する規定を整備するほか、外国人の出入国及び在留の公正な管理に関する施策を総合的に推進するため、法務省の外局として出入国在留管理庁を新設しようとするものである。なお、衆議院において、人材が不足している地域の状況を分野別運用方針に明記すること、特定技能の在留資格に係る制度の在り方に関する検討について、「施行後3年を経過した場合」から「施行後2年を経過した場合」に改めること等の修正が行われた。委員会においては、本法律案に加え、櫻井充君外1名発議の「外国人労働者等の出入国及び在留の適切な管理に関する法律案」を一括して議題とし、日本語学校を視察したほか、参考人から意見を聴取するとともに、在留資格「特定技能」創設の背景、新たな外国人材の受入れが日本社会に与える影響、技能実習制度における課題を解決する必要性、外国人材

が都市部に集中する可能性等について、安倍内閣総理大臣にも出席を求め質疑を行った。本法律案は、質疑終局を採決で決し、討論の後、採決の結果、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

11月15日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、新しい時代の法務行政に対する法務大臣の決意、クラウドファンディングの再犯防止への活用に関する法務省の検討状況、障害者雇用の不適切な計上に関する検証結果についての法務大臣の見解、更生保護施設に対する支援に関する法務大臣の所見、領土・領海・領空の警戒警備を法務省の所掌事務とする

根拠、財産分与と相続との事実婚パートナーの扱いの違いに関する法務省の見解、難民認定申請者の保護が図られていない事例に対する法務大臣の見解、女性に対する暴力をなくすために法務省が行う取組、精神病への偏見を助長する民法規定を削除すべきという意見に対する法務大臣の見解等が取り上げられた。

11月29日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、インターネット上の人権侵害事案に対する法務大臣の認識、所有者不明土地問題を解消するための方策、京都 कांग्रेस（国連犯罪防止刑事司法会議）の内容、入国管理行政における透明性向上についての政府の見解、刑務所や拘置所等における熱中症対策とエアコン設置の必要性等が取り上げられた。

（２）委員会経過

○平成30年11月13日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○平成30年11月15日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 再犯防止対策に関する件、法務省及び裁判所における障害者雇用に係る不適切計上に関する件、新たな外国人材の受入れに関する件、外国人留学生の資格外活動に関する件、女性に対する暴力をなくす運動に関する件等について山下法務大臣、平口法務副大臣、門山法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

元榮太一郎君（自民）、伊藤孝江君（公明）、小川敏夫君（立憲）、櫻井充君（民主）、仁比聡平君（共産）、石井苗子君（維新）、糸数慶子君（沖縄）、山口和之君（無）

○平成30年11月20日（火）（第3回）

- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）

以上両案について山下法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年11月22日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）

以上両案について山下法務大臣、新谷厚生労働大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

小川敏夫君（立憲）、櫻井充君（民主）、仁比聡平君（共産）、石井苗子君（維新）、糸数慶子君（沖縄）、山口和之君（無）

(閣法第6号)

賛成会派 自民、公明、立憲、民主、共産、
沖縄、無(山口和之君)

反対会派 維新

(閣法第7号)

賛成会派 自民、公明、立憲、民主、共産、
沖縄、無(山口和之君)

反対会派 維新

○平成30年11月29日(木)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- インターネット上の人権侵害事案に関する件、所有者不明土地問題に関する件、外国人建設就労者受入事業の運用に関する件、京都コンGRESの開催に関する件、新たな外国人材の受入れに関する件等について山下法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

有田芳生君(立憲)、櫻井充君(民主)、仁比聡平君(共産)、石井苗子君(維新)、糸数慶子君(沖縄)、山口和之君(無)

- 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について山下法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員井野俊郎君から説明を聴いた後、山下法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

小川敏夫君(立憲)、有田芳生君(立憲)、櫻井充君(民主)、仁比聡平君(共産)、石井苗子君(維新)、糸数慶子君(沖縄)、山口和之君(無)、長谷川岳君(自民)、伊藤孝江君(公明)

○平成30年12月4日(火)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外国人労働者等の出入国及び在留の適切な管理に関する法律案(参第69号)について発議者参議院議員櫻井充君から趣旨説明を聴いた。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆

議院送付)

外国人労働者等の出入国及び在留の適切な管理に関する法律案(参第69号)

以上両案について発議者参議院議員櫻井充君、同大野元裕君、修正案提出者衆議院議員串田誠一君、山下法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

元榮太一郎君(自民)、伊藤孝江君(公明)、有田芳生君(立憲)、小川敏夫君(立憲)、小林正夫君(民主)、櫻井充君(民主)、仁比聡平君(共産)、石井苗子君(維新)、糸数慶子君(沖縄)、山口和之君(無)

○平成30年12月5日(水)(第7回)

- 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)

外国人労働者等の出入国及び在留の適切な管理に関する法律案(参第69号)

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

千葉大学名誉教授 多賀谷一照君
移住者と連帯する全国ネットワーク理事
大阪大学大学院人間科学研究科准教授 高谷幸君
神戸大学大学院国際協力研究科准教授 斉藤善久君

[質疑者]

福岡資麿君(自民)、伊藤孝江君(公明)、有田芳生君(立憲)、櫻井充君(民主)、仁比聡平君(共産)、石井苗子君(維新)、糸数慶子君(沖縄)、山口和之君(無)

○平成30年12月6日(木)(第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)

外国人労働者等の出入国及び在留の適切な管理に関する法律案(参第69号)

以上両案について安倍内閣総理大臣、山下法務大臣、左藤内閣府副大臣、門山法務大臣政

務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕

元榮太一郎君（自民）、伊藤孝江君（公明）、
有田芳生君（立憲）、小川敏夫君（立憲）、
櫻井充君（民主）、仁比聡平君（共産）、石
井苗子君（維新）、糸数慶子君（沖縄）、山
口和之君（無）

・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕

長谷川岳君（自民）、伊藤孝江君（公明）、
有田芳生君（立憲）、小川敏夫君（立憲）、
櫻井充君（民主）、仁比聡平君（共産）、石
井苗子君（維新）、糸数慶子君（沖縄）、山
口和之君（無）

○平成30年12月8日（土）（第9回）

- 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案（閣法第1号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第1号）

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 立憲、民主、共産、沖縄、無（山
口和之君）

なお、附帯決議を行った。

○平成30年12月10日（月）（第10回）

- 請願第90号外27件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

外交防衛委員会

委員一覧 (21名)

委員長	渡邊 美樹 (自民)	佐藤 正久 (自民)	小西 洋之 (立憲)
理事	宇都 隆史 (自民)	武見 敬三 (自民)	白 眞勲 (立憲)
理事	中西 哲 (自民)	中曾根 弘文 (自民)	福山 哲郎 (立憲)
理事	三宅 伸吾 (自民)	堀井 巖 (自民)	井上 哲士 (共産)
理事	高瀬 弘美 (公明)	山田 宏 (自民)	浅田 均 (維新)
理事	大野 元裕 (民主)	山本 一太 (自民)	アントニオ猪木 (無ク)
	猪口 邦子 (自民)	熊野 正士 (公明)	伊波 洋一 (沖縄)

(30. 11. 13 現在)

(1) 審議概観

第197回国会において本委員会に付託された案件は、条約3件及び内閣提出法律案1件の合計4件であり、そのいずれも承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願6種類77件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

EUとの経済連携の強化 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定は、我が国とEUとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させるとともに、電子商取引、政府調達、競争政策、知的財産、中小企業等の幅広い分野での枠組みを構築するものである。委員会においては、自由貿易の推進と本協定の締結の意義、EUへの農林水産品の輸出促進に向けた取組、EU産チーズの種類別の関税措置の根拠、欧州委員会による乳製品等の対日輸出に関する試算の検証の必要性、英国のEU離脱による影響等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

EUとの戦略的パートナーシップの強化

日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定は、我が国とEU及びEU構成国との間で、幅広い分野における協力を促進し、戦略的パートナーシップを強化するための枠組みを構築するものである。委員会においては、本協定に基づく具体的な協力の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

社会保障分野の二国間協力 社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定は、我が国と中華人民共和国との間で、人的交流に伴って生ずる年金制度への二重加入の問題を解決するため、年金制度の適用の調整を行うこと等を定めるものである。委員会においては、社会保障協定の締結方針と本協定の意義、本協定に保険加入期間の通算規定が設けられていない理由、協定が年金制度のみを対象としている理由等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

防衛省職員の俸給月額等の改定 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛省職員の俸給月額等を

改定する措置を講じようとするものである。委員会においては、防衛医科大学校出身の医官の離職防止に向けた取組、自衛隊の精強性の確保、防衛大学校の応募と卒業後の任官の状況等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

〔国政調査〕

11月20日、砲弾の着弾事故について岩屋防衛大臣から報告を聴取した後、同件、北朝鮮情勢、北方領土問題、普天間飛行

場移設問題、普天間飛行場の危険性の除去、南シナ海をめぐる問題等について質疑を行った。

11月27日、旧朝鮮半島出身労働者問題に係る韓国大法院判決、慰安婦問題、イージス・アショアの配備、北方領土問題、国連総会における核兵器廃絶決議案、自律型致死兵器システム、シリア情勢、米軍再編に係る訓練移転等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成30年11月13日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

○平成30年11月20日(火) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 砲弾の着弾事故に関する件について岩屋防衛大臣から報告を聴いた後、同件、北朝鮮情勢に関する件、北方領土問題に関する件、普天間飛行場移設問題に関する件、普天間飛行場の危険性の除去に関する件、南シナ海をめぐる問題に関する件等について岩屋防衛大臣、河野外務大臣、大口厚生労働副大臣、鈴木外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

白眞勲君(立憲)、大野元裕君(民主)、井上哲士君(共産)、浅田均君(維新)、アントニオ猪木君(無ク)、伊波洋一君(沖縄)、中西哲君(自民)、高瀬弘美君(公明)

- 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)について岩屋防衛大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年11月22日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)について河野外務大臣、岩屋防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

白眞勲君(立憲)、大野元裕君(民主)、井上哲士君(共産)、浅田均君(維新)、アントニオ猪木君(無ク)、伊波洋一君(沖縄)(閣法第10号)

賛成会派 自民、公明、立憲、民主、共産、無ク、沖縄

反対会派 維新

○平成30年11月27日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 旧朝鮮半島出身労働者問題に係る韓国大法院判決に関する件、慰安婦問題に関する件、イージス・アショアの配備に関する件、北方領土問題に関する件、国連総会における核兵器廃絶決議案に関する件、自律型致死兵器システムに関する件、シリア情勢に関する件、米軍再編に係る訓練移転に関する件等について河野外務大臣、岩屋防衛大臣、大口厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

三宅伸吾君(自民)、高瀬弘美君(公明)、白眞勲君(立憲)、大野元裕君(民主)、井上哲士君(共産)、浅田均君(維新)、アン

トニオ猪木君（無ク）、伊波洋一君（沖縄）

- 社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年11月29日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第3号）（衆議院送付）について河野外務大臣、岩屋防衛大臣、鈴木財務副大臣、門山法務大臣政務官、白須賀内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

高瀬弘美君（公明）、福山哲郎君（立憲）、大野元裕君（民主）、井上哲士君（共産）、浅田均君（維新）、アントニオ猪木君（無ク）、伊波洋一君（沖縄）

（閣条第3号）

賛成会派 自民、公明、立憲、民主、共産、
維新、無ク、沖縄

反対会派 なし

○平成30年12月4日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）

日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

以上両件について河野外務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、岩屋防衛大臣、小里農林水産副大臣、新谷厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

猪口邦子君（自民）、白眞勲君（立憲）、大野元裕君（民主）、井上哲士君（共産）、浅田均君（維新）、アントニオ猪木君（無ク）、伊波洋一君（沖縄）

○平成30年12月6日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）

日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）

以上両件について河野外務大臣、岩屋防衛大臣、小里農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

高瀬弘美君（公明）、白眞勲君（立憲）、大野元裕君（民主）、井上哲士君（共産）、浅田均君（維新）、アントニオ猪木君（無ク）、伊波洋一君（沖縄）

（閣条第1号）

賛成会派 自民、公明、維新、無ク

反対会派 立憲、民主、共産、沖縄

（閣条第2号）

賛成会派 自民、公明、立憲、民主、維新、
無ク、沖縄

反対会派 共産

○平成30年12月10日（月）（第8回）

- 請願第94号外76件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

財政金融委員会

委員一覧 (25名)

委員長	中西 健治 (自民)	藤木 眞也 (自民)	古賀 之士 (民主)
理事	長峯 誠 (自民)	藤末 健三 (自民)	大門 実紀史 (共産)
理事	羽生田 俊 (自民)	松川 るい (自民)	辰巳 孝太郎 (共産)
理事	古川 俊治 (自民)	宮沢 洋一 (自民)	藤巻 健史 (維新)
理事	三木 亨 (自民)	山本 順三 (自民)	中山 恭子 (希党)
理事	風間 直樹 (立憲)	渡辺美知太郎 (自民)	長浜 博行 (無)
	愛知 治郎 (自民)	熊野 正士 (公明)	渡辺 喜美 (無)
	西田 昌司 (自民)	杉 久武 (公明)	
	林 芳正 (自民)	大塚 耕平 (民主)	(30. 11. 20 現在)

(1) 審議概観

第197回国会において、本委員会に付託された法律案はなかった。

また、本委員会付託の請願 8 種類 97 件は、いずれも保留とした。

〔国政調査〕

11月22日、財政健全化と経済再生の両立に向けた財務大臣の所見、消費税の軽減税率の実施に向けた政府の取組、外国子会社合算税制における経済活動基準の概要、車体課税見直しの内容、森友学園問題に関して財務省において実施された処分内容の妥当性、財政健全化と消費税引上げとの関係についての財務大臣の認識、仮想通貨への課税方式の在り方、金地金密輸に係る現状と対策、プライマリーバランス黒字化に向けた歳入改革の具体策、金融緩和政策の現状に対する日銀総裁の認識等について質疑を行った。

12月6日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書（平成29年6月20日提出）について、黒田日本銀行総裁から説明を聴取した後、財政及び金融に関する包括的なビジョンを日銀が示す必要性、金融機関の厳しい競争環境の背景及び収益力向上のための方策、金融緩和政策を継続している中で物価が上昇していない理由及びその弊害、中長期的な予想物価上昇率についての日銀総裁の認識、国債補完供給制度の運用の在り方、拡大した日銀のバランスシートを縮小させる方策、人口減少と高齢化が地域金融機関の経営に与える影響、日銀が資産を買い入れる際のSDGsやESG投資に対する考え方、人手不足の状況下で実質賃金が伸び悩む理由等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成30年11月20日(火) (第1回)

○理事の補欠選任を行った。

○財政及び金融等に関する調査を行うことを決

定した。

○平成30年11月22日(木) (第2回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 財政健全化に関する件、消費税の軽減税率制度に関する件、外国子会社合算税制に関する件、自動車関係諸税に関する件、学校法人森友学園に関する件、仮想通貨への課税に関する件、金地金密輸対策に関する件、歳入改革に関する件、金融緩和政策の現状に関する件等について麻生財務大臣、鈴木財務副大臣、田中内閣府副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大家敏志君（自民）、熊野正士君（公明）、
風間直樹君（立憲）、礪崎哲史君（民主）、
辰巳孝太郎君（共産）、大門実紀史君（共産）、
藤巻健史君（維新）、中山恭子君（希党）、
長浜博行君（無）、渡辺喜美君（無）

○平成30年12月6日（木）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁黒田東彦君から説明を聴いた後、鈴木財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君、同銀行理事衛藤公洋君、同銀行理事前田栄治君及び同銀行理事吉岡伸泰君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤末健三君（自民）、杉久武君（公明）、風間直樹君（立憲）、大塚耕平君（民主）、大門実紀史君（共産）、藤巻健史君（維新）、中山恭子君（希党）、長浜博行君（無）、渡辺喜美君（無）

○平成30年12月10日（月）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第1号外96件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

文教科学委員会

委員一覧 (20名)

委員長	上野 通子 (自民)	衛藤 晟一 (自民)	蓮 舫 (立憲)
理事	石井 浩郎 (自民)	小野田 紀美 (自民)	伊藤 孝恵 (民主)
理事	江島 潔 (自民)	大野 泰正 (自民)	大島 九州男 (民主)
理事	神本 美恵子 (立憲)	橋本 聖子 (自民)	高木 かおり (維新)
理事	吉良 よし子 (共産)	水落 敏栄 (自民)	山本 太郎 (希会)
	赤池 誠章 (自民)	新妻 秀規 (公明)	松沢 成文 (希党)
	今井 絵理子 (自民)	浜田 昌良 (公明)	(30. 11. 13 現在)

(1) 審議概観

第197回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件、衆議院提出(文部科学委員長)2件の合計3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願7種類79件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会において、参考人から意見を聴取するとともに、損害賠償実施方針の内容の適切性を確保するための方策、原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針の見直しの必要性、現行の賠償措置額の妥当性等について質疑が行われた。

質疑を終局した後、立憲民主党・民友会より、法律の目的から「原子力事業の健全な発達」という文言を削除すること、原子力事業者は、原子力損害賠償紛争審査会によって提示された和解案について、相手方当事者が和解案を受諾しない場合、一定期間内に訴訟が提起された場合等を除き、これを受諾すべきことを遵守しなければならないこと等を内容とする修正案が、国民民主党・新緑風会より、目的

規定について、「原子力事業の健全な発達」を「原子力事業の健全性の確保」に改めること、国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、この法律の目的を達成するため、万全の措置を講ずるものとする等内容を内容とする修正案が、希望の会(自由・社民)より、法律の目的から「原子力事業の健全な発達」という文言を削除すること、賠償措置額を「1,200億円」から「10兆4,000億円」に引き上げること等を内容とする修正案がそれぞれ提出された。討論の後、順次採決の結果、3修正案はいずれも否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律案は、委員会において、趣旨説明を聴取した後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会において、国立大学運営費交付金の拡充の重要性、若年研

究者が安定して研究できる環境整備の必要性等について質疑が行われ、討論の後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。

〔国政調査〕

11月15日、文部科学省の信頼回復に向けた取組、学校のブロック塀等の撤去等に係る自治体への支援の必要性、日本語指導が必要な児童生徒に対する施策、教育勅語に対する文部科学大臣の見解、教育再生の意義、大学入試改革の方向性、教員の働き方改革に対する懸念、女性活躍のためのリカレント教育の振興、学校における障害児に対する性的虐待への対応、専門職大学の設置基準の在り方等について質疑を行った。

11月20日、スポーツに関する実情調査のため、新国立競技場を視察した。

11月27日、高等学校教育段階における自閉症者の教育機会の確保の必要性、東京オリンピック・パラリンピックに関する経費の在り方、大学入学共通テストにおける民間の英語資格・検定試験の活用

への対応、オリンピック憲章の理念と入国管理施策の在り方、学校事務職員の負担軽減に向けた方策、留学生を受け入れる教育機関の質保証の必要性、日本学生支援機構の貸与型奨学金に係る保証制度の改善の必要性、聴覚障害のある生徒に対する英語の指導方法改善に係る取組等について質疑を行った。

また、同日、文化に関する実情調査のため、独立行政法人国立文化財機構東京国立博物館を視察した。

12月6日、日本語教育機関の質の保証に向けた取組、ゴルフ場利用税及び国家公務員倫理規程におけるゴルフ規制に対する政府の見解、東京オリンピック・パラリンピックにおける食材の調達基準見直しの必要性、教員の働き方改革における業務改善の必要性、放課後等デイサービスの現状と課題、学校給食の無償化に向けた国の支援の必要性、小学校における英語教育の課題、特別支援学校に係る設置基準策定の必要性、東京オリンピックのゴルフ競技会場選定等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成30年11月13日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○平成30年11月15日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 文部科学省の信頼回復に関する件、学校のブロック塀等の撤去等に係る自治体への支援に関する件、日本語指導が必要な児童生徒に対する施策に関する件、教育勅語に対する文部科学大臣の見解に関する件、教育再生に関する件、大学入試改革に関する件、教員の働き方改革に関する件、女性活躍のためのリカレ

ント教育の振興に関する件、学校における障害児に対する性的虐待への対応に関する件、専門職大学の設置基準の在り方に関する件等について柴山文部科学大臣、永岡文部科学副大臣、中根内閣府副大臣、左藤内閣府副大臣、中村文部科学大臣政務官、新谷厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

江島潔君(自民)、新妻秀規君(公明)、神本美恵子君(立憲)、伊藤孝恵君(民主)、吉良よし子君(共産)、高木かおり君(維新)、山本太郎君(希会)、松沢成文君(希党)

○平成30年11月27日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 高等学校教育段階における自閉症者の教育機会の確保に関する件、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会経費に関する件、大学入学共通テストにおける民間の英語資格・検定試験の活用に関する件、オリンピック憲章の理念と入国管理施策の在り方に関する件、学校事務職員の負担軽減に向けた方策に関する件、留学生を受け入れる教育機関の質保証に関する件、日本学生支援機構の貸与型奨学金に係る保証制度に関する件、聴覚障害のある生徒に対する英語の指導方法に関する件等について柴山文部科学大臣、櫻田国務大臣、中根内閣府副大臣、白須賀大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

新妻秀規君(公明)、蓮舫君(立憲)、大島九州男君(民主)、山本太郎君(希会)、吉良よし子君(共産)、高木かおり君(維新)、松沢成文君(希党)、今井絵理子君(自民)

- 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について柴山文部科学大臣から趣旨説明を聞いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成30年11月29日(木) (第4回)

- 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

原子力損害賠償紛争審査会会長
早稲田大学前総長 鎌田薫君
F o E J a p a n事務局長 満田夏花君
福島原発訴訟津島被害者原告団副団長 佐々木茂君
弁護士 馬奈木巖太郎君

[質疑者]

小野田紀美君(自民)、新妻秀規君(公明)、杉尾秀哉君(立憲)、伊藤孝恵君(民主)、

吉良よし子君(共産)、高木かおり君(維新)、山本太郎君(希会)、松沢成文君(希党)

○平成30年12月4日(火) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)について柴山文部科学大臣、永岡文部科学副大臣、石川経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長守谷誠二君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

小野田紀美君(自民)、新妻秀規君(公明)、杉尾秀哉君(立憲)、大島九州男君(民主)、吉良よし子君(共産)、高木かおり君(維新)、山本太郎君(希会)、松沢成文君(希党)

(閣法第2号)

賛成会派 自民、公明、民主、維新、希党
反対会派 立憲、共産、希会

なお、附帯決議を行った。

○平成30年12月6日(木) (第6回)

- 特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律案(衆第5号)(衆議院提出)について提出者衆議院文部科学委員長代理三谷英弘君から趣旨説明を聞いた後、可決した。

(衆第5号)

賛成会派 自民、公明、立憲、民主、共産、維新、希会、希党

反対会派 なし

- 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第6号)(衆議院提出)について提出者衆議院文部科学委員長代理渡海紀三朗君から趣旨説明を聞き、同大野敬太郎君、同渡海紀三朗君、同大島敦君及び柴山文部科学大臣に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

吉良よし子君（共産）、山本太郎君（希会）
（衆第6号）

賛成会派 自民、公明、立憲、民主、維新、
希党

反対会派 共産、希会

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本語教育機関の質の保証に関する件、ゴルフ場利用税及び国家公務員倫理規程におけるゴルフ規制に関する件、東京オリンピック・パラリンピックにおける食材の調達基準に関する件、教員の働き方改革に関する件、放課後等デイサービスの現状と課題に関する件、学校給食の無償化に関する件、小学校における英語教育に関する件、特別支援学校に係る設置基準策定の必要性に関する件、東京オリンピックのゴルフ競技会場選定に関する件等について柴山文部科学大臣、櫻田国務大臣、新谷厚生労働大臣政務官、政府参考人及び参考人公益財団法人日本オリンピック委員会常務理事松丸喜一郎君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

新妻秀規君（公明）、赤池誠章君（自民）、
大野泰正君（自民）、斎藤嘉隆君（立憲）、
伊藤孝恵君（民主）、吉良よし子君（共産）、
高木かおり君（維新）、山本太郎君（希会）、
松沢成文君（希党）

○平成30年12月10日（月）（第7回）

- 請願第115号外78件を審査した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

厚生労働委員会

委員一覧（25名）

委員長	石田 昌宏（自民）	小川 克巳（自民）	川田 龍平（立憲）
理事	自見 はなこ（自民）	木村 義雄（自民）	磯崎 哲史（民主）
理事	島村 大（自民）	高階 恵美子（自民）	古賀 之士（民主）
理事	そのだ 修光（自民）	馬場 成志（自民）	倉林 明子（共産）
理事	山本 香苗（公明）	藤井 基之（自民）	東 徹（維新）
理事	川合 孝典（民主）	宮島 喜文（自民）	福島 みずほ（希会）
	青木 一彦（自民）	河野 義博（公明）	薬師寺みちよ（無ク）
	朝日 健太郎（自民）	宮崎 勝（公明）	
	石井 みどり（自民）	石橋 通宏（立憲）	

(30. 11. 13 現在)

（1）審議概観

第197回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件及び衆議院提出1件（厚生労働委員長1件）の合計2件であり、いずれも可決した。このほか、本委員会から法律案2件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願13種類156件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

水道 水道法の一部を改正する法律案

（第196回国会閣法第48号）は、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化等に対応し、水道の基盤の強化を図るため、都道府県による水道基盤強化計画の策定、水道事業者等による水道施設台帳の作成等の規定を整備するとともに、地方公共団体である水道事業者等が水道施設運営等事業に係る公共施設等運営権を設定する場合の許可制の導入等の措置を講じようとするものである。委員会においては、水道事業における広域連携の必要性、水道施設運営権方式の導入の是非、継続的な水道関係予算確保の必要性、

水道事業を担う人材確保策等について質疑を行うとともに、参考人から意見を聴取した。質疑を終局した後、立憲民主党・民友会、国民民主党・新緑風会及び希望の会（自由・社民）から、水道施設運営権の設定の許可に関する規定を削ることを内容とする修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

成育医療 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律案（衆第10号）

は、次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、成育過程にある者等に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進するため、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務等を明らかに

し、及び成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔法律案の提出〕

12月6日、**移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案**について、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。その主な内容は、造血幹細胞移植に用いられる臍帯血の提供について臍帯血供給事業者以外の者による不適切な事案が生じている状況に鑑み、移植に用いる臍帯血の適切な提供の推進を図るため、臍帯血供給事業者が移植に用いる臍帯血について行う場合等を除き、移植に用いる臍帯血の採取、保存、引渡し等及び造血幹細胞移植に用いることができるものとしての臍帯血の取引を業として行うことを禁止しようとするものである。

また、同日、**健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法案**について、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。その主な内容は、脳卒中、心臓病その他の循環器病が国民の疾病による死亡の原因及び国民が介護を要する状態となる原因の主要なものとなっている等循環器病が国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、循環器病の予防に取り組むこと等により国民の健康寿命の延伸等を図り、あわせて医療及び介護に係る負担の軽減に資するため、循環器病対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務

を明らかにし、循環器病対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、循環器病対策の基本となる事項を定めようとするものである。

〔国政調査〕

11月15日、消費税率引上げに伴う診療報酬及び調剤報酬での対応並びに薬価への上乗せ時期、医学部における地域枠定員が一般枠定員として用いられていた問題への厚労省の対応、公務部門における障害者の採用に中長期的に取り組むに当たっての厚労大臣の見解、労働分野における2018年問題についての厚労大臣の認識、医薬品の総括製造販売責任者の育成についての製薬企業の責任、技能実習制度に問題がある中で新たな外国人材受入れを進めることへの厚労大臣の見解、新たな外国人材の受入れ制度と外国人技能実習制度の関係性、医療に係る消費税問題を解決するためにゼロ税率の導入を検討する必要性、旧軍用墓地を国の予算で管理する必要性、パワハラ、セクハラ、マタハラ等の包括的なハラスメント禁止法を制定する必要性、風しん抗体検査の無料化の早期実施及びワクチン接種の無料化に向けた補助の必要性等について質疑を行った。

11月20日、公務部門における障害者雇用に関する件を議題とし、参考人から意見を聴取した後、各参考人に対し、障害者の雇用環境整備に向けて公的機関が行うべきこと及び公的機関こそできること、職場実習及び定着支援として望ましいと考えられる形態及び内容、公務部門における障害者雇用問題の検証を改めて行う場合の進め方についての見解、障害者雇用促進法を含めた我が国の障害者雇用制度の問題点及び改善点、政府が障害者雇

用数の水増しを行った背景にある障害者に対する政府の意識、障害者雇用を推進している企業に対する省庁の入札を増加させる必要性、障害者施策に関係する部署において障害当事者が業務に従事する必要性、公務部門における多数の障害者の採用が民間企業の障害者雇用に与える影響等について質疑を行った。

さらに、同日、公務部門における障害者雇用に関する件を議題とし、根本厚生労働大臣から報告を聴取した後、公務部門における障害者雇用に係る事案の責任についての厚労大臣の所見、障害者雇用に関する課題の把握及び取組を厚労省一丸となって行う体制を設ける必要性、検証委員会の検証結果に対する障害者団体等の受け止めについての厚労大臣の見解、公務部門における多数の障害者の採用が民間企業で育成した人材を奪うことへの懸念、障害者雇用問題の再発防止に向けて障害当事者の意見を反映する枠組みを設ける必要性、公務部門における障害者雇用に当たり直接雇用だけでなくみなし雇用制度を活用する必要性、公務部門における障害者雇用が違法状態にあったことを認める必要性、障害者雇用納付金を納付する民間企業の理解を得るため本事案に関して処分を科す必要性、政府の障害者施策全体の監視、調整、企画及び司令を担う厚労大臣の決意、障害者の採用に当たり産業保健スタッフを活用するための方策等について質疑を行った。

11月22日、新たな「特定技能(一号)」による介護分野への外国人材受入れが介護の質の低下を招く懸念、敷地内薬局等の是非と医薬分業の在り方に関する厚労大臣の所信、緊急避妊薬のO T C化に向けた継続的な議論の必要性、公務部門において障害者の法定雇用率を満たさない

場合の罰則を創設する必要性、外国人技能実習機構設置後も実習生の失踪が増加していることに対する厚労大臣の見解、公務部門で働く障害者に対する通勤支援、業務遂行支援等の合理的配慮に係る指針の作成見込み、診療報酬の妊婦加算を本人負担ではなく公費で負担することに対する厚労大臣の見解等について質疑を行った。

12月6日、外国人技能実習生に対する未払賃金の確実な支払に向けた厚労大臣の見解、インターネットを活用した性感感染症予防策の普及啓発を推進する必要性、国の障害者採用計画達成に向けた補正予算措置の必要性に対する厚労大臣の認識、外国人労働者の就労状況の管理体制を効率的なものに再構築する必要性、新たな外国人材の受入れに伴う労働行政への影響に関する厚労大臣の認識、旧軍用墓地の管理状況に係る点検作業を踏まえた今後の厚労省の対応、訪問リハビリテーション事業における医師の診療要件、児童虐待防止のため全国で情報共有できる統一したシステムを構築する必要性、外国人技能実習制度における技能移転の趣旨と特定技能の在留資格創設との整合性、人の生殖細胞や胚に対するゲノム編集技術の臨床応用を法律で禁止する必要性等について質疑を行った。

また、同日、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、提案者山本香苗君から説明を聴取した後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

次いで、健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法案に関する件を議題とし、同法案の草案について、提案者

石井みどり君から説明を聴取した後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

(2) 委員会経過

○平成30年11月13日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。

○平成30年11月15日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消費税率引上げに伴う診療報酬及び薬価改定への対応に関する件、医学部入試の在り方に関する件、公務部門における障害者雇用問題に関する件、労働分野における2018年問題への対応に関する件、医薬品総括製造販売責任者の在り方に関する件、新たな外国人材の受入れに係る諸課題に関する件、旧軍用墓地の管理に関する件、職場におけるハラスメント対策に関する件、風しん対策に関する件等について根本厚生労働大臣、大口厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

藤井基之君(自民)、自見はなこ君(自民)、宮崎勝君(公明)、石橋通宏君(立憲)、川田龍平君(立憲)、川合孝典君(民主)、磯崎哲史君(民主)、倉林明子君(共産)、東徹君(維新)、福島みずほ君(希会)、薬師寺みちよ君(無ク)

- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成30年11月20日(火) (第3回)

- 公務部門における障害者雇用に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

全国手をつなぐ育成会連合会会長 久保厚子君
社会福祉法人日本盲人会連合会会長 竹下義樹君
公益社団法人全国精神保健福祉会連合会(みんなねっと)理事長 本條義和君

公益社団法人やどかりの里常務理事 増田一世君

株式会社ゼネラルパートナーズ障がい者総合研究所所長 戸田重央君

[質疑者]

島村大君(自民)、山本香苗君(公明)、石橋通宏君(立憲)、川合孝典君(民主)、倉林明子君(共産)、東徹君(維新)、福島みずほ君(希会)、薬師寺みちよ君(無ク)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公務部門における障害者雇用に関する件について根本厚生労働大臣から報告を聴いた後、同大臣、大口厚生労働副大臣、渡辺財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

馬場成志君(自民)、山本香苗君(公明)、石橋通宏君(立憲)、川田龍平君(立憲)、川合孝典君(民主)、足立信也君(民主)、倉林明子君(共産)、東徹君(維新)、福島みずほ君(希会)、薬師寺みちよ君(無ク)

○平成30年11月22日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新たな外国人材の受入れに係る諸課題に関する件、敷地内薬局の在り方に関する件、緊急避妊薬のOTC化の必要性に関する件、公務部門における障害者雇用問題に関する件、外国人技能実習生の失踪問題に関する件、診療報酬における妊婦加算の妥当性に関する件等について根本厚生労働大臣、大口厚生労働副大臣、門山法務大臣政務官、渡辺財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

川田龍平君(立憲)、足立信也君(民主)、倉林明子君(共産)、東徹君(維新)、福島みずほ君(希会)、薬師寺みちよ君(無ク)

- 水道法の一部を改正する法律案(第196回国

会閣法第48号)について根本厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年11月27日(火) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 水道法の一部を改正する法律案(第196回国会閣法第48号)について根本厚生労働大臣、大口厚生労働副大臣、高階厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

宮島喜文君(自民)、小川克巳君(自民)、河野義博君(公明)、石橋通宏君(立憲)、川田龍平君(立憲)、川合孝典君(民主)、倉林明子君(共産)、東徹君(維新)、福島みずほ君(希会)、薬師寺みちよ君(無ク)
また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成30年11月29日(木) (第6回)

- 水道法の一部を改正する法律案(第196回国会閣法第48号)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

宮城県知事 村井嘉浩君
東洋大学経営学部教授 石井晴夫君
水ジャーナリスト
アクアスフィア・水教育研究所代表 橋本淳司君
全日本水道労働組合中央執行委員長 二階堂健男君

[質疑者]

- 自見はなこ君(自民)、山本香苗君(公明)、川田龍平君(立憲)、川合孝典君(民主)、倉林明子君(共産)、東徹君(維新)、福島みずほ君(希会)、薬師寺みちよ君(無ク)
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 水道法の一部を改正する法律案(第196回国会閣法第48号)について根本厚生労働大臣、大口厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

石橋通宏君(立憲)、川田龍平君(立憲)、足立信也君(民主)、倉林明子君(共産)、東徹君(維新)、福島みずほ君(希会)、薬

師寺みちよ君(無ク)

○平成30年12月4日(火) (第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 水道法の一部を改正する法律案(第196回国会閣法第48号)について根本厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

石橋通宏君(立憲)、川田龍平君(立憲)、川合孝典君(民主)、倉林明子君(共産)、東徹君(維新)、福島みずほ君(希会)、薬師寺みちよ君(無ク)

(第196回国会閣法第48号)

賛成会派 自民、公明、維新、無ク
反対会派 立憲、民主、共産、希会
なお、附帯決議を行った。

○平成30年12月6日(木) (第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新たな外国人材の受入れに係る諸課題に関する件、外国人技能実習制度の問題点に関する件、性感染症予防策の普及啓発に関する件、公務部門における障害者雇用問題に関する件、旧軍用墓地の管理に関する件、訪問リハビリテーション事業における医師の診療要件に関する件、児童虐待防止対策に関する件、ゲノム医療に対する規制の在り方に関する件等について根本厚生労働大臣、浮島文部科学副大臣、大口厚生労働副大臣、門山法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

石橋通宏君(立憲)、川田龍平君(立憲)、足立信也君(民主)、磯崎哲史君(民主)、倉林明子君(共産)、東徹君(維新)、小川克巳君(自民)、山本香苗君(公明)、福島みずほ君(希会)、薬師寺みちよ君(無ク)

- 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案の草案について提案者山本香苗君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

- 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本

法案の草案について提案者石井みどり君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

- 成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律案（衆第10号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長富岡勉君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第10号）

賛成会派 自民、公明、立憲、民主、共産、
維新、希会、無ク

反対会派 なし

○平成30年12月10日（月）（第9回）

- 請願第45号外155件を審査した。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

農林水産委員会

委員一覧 (20名)

委員長	堂故	茂 (自民)	岩井	茂樹 (自民)	小川	勝也 (立憲)
理事	上月	良祐 (自民)	進藤	金日子 (自民)	鉢呂	吉雄 (立憲)
理事	藤木	眞也 (自民)	高野	光二郎 (自民)	徳永	エリ (民主)
理事	田名部	匡代 (民主)	野村	哲郎 (自民)	森本	真治 (民主)
理事	紙	智子 (共産)	平野	達男 (自民)	儀間	光男 (維新)
	磯崎	陽輔 (自民)	佐々木	さやか (公明)	森	ゆうこ (希会)
	今井	絵理子 (自民)	里見	隆治 (公明)		(30. 11. 13 現在)

(1) 審議概観

第197回国会において、本委員会に付託された法律案は内閣提出2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願1種類6件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合（EU）との間の協定の適確な実施を確保するため、特定農林水産物等に係る地理的表示（GI）の使用規制を強化する等の措置を講じようとするものである。委員会では、地域ブランドをGI制度で保護する意義、GIについてEUと相互に保護することで得られる我が国農林水産物等の輸出における効果、GIの登録及び活用に向けた産地への支援策等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

漁業法等の一部を改正する等の法律案は、適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、資源管理措置並びに漁業の許可及び免許等の漁業生産に関する基本的制度と漁業協同組合制度の一

体的な見直しを行おうとするものである。委員会では、参考人から意見を聴取するとともに、水産資源の評価及び管理の在り方、漁業権免許の優先順位を廃止する理由、海区漁業調整委員会の漁業者委員の任命の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

〔国政調査〕

第196回国会閉会後の8月29日、平成30年7月豪雨による農林水産関係被害の状況等に関する実情調査のため、広島県及び岡山県に委員派遣を行い、11月13日、派遣委員から報告を聴取した。

11月15日、農林水産省における定員削減の状況及び現場への影響、台風第24号の強風や塩害等による農林水産関係被害への対応策、農林水産業に関する国際交渉への大臣の姿勢、新規就農者の経営開始当初の経営面での課題に対する取組、人材不足解消策として外国人労働力を受け入れる前に生産性向上等を追求する必要性、農林水産省が所管する分野における新たな在留資格による受入れ・人材不足の見込み数の妥当性、土地改良予算の確保に向けた大臣の決意、主要農作物種

子法廃止後における地方公共団体の対応状況及び平成31年度の地方交付税措置の見込み、TAC制度による資源管理の効果等を疑問視する漁業者の声に対する大臣の所感、持続可能な家族経営を支援して農山漁村を守る重要性の認識、主食用米の需給均衡に向けた実効的な施策の必要性等について質疑を行った。

11月27日、農林水産分野の災害関連等に関する件を議題とし、「重要インフラの緊急点検」における農林水産分野の結果

の概要及び今後の対応方針、平成26年度閣議決定の国土強靱化基本計画に基づく防災・減災対策の効果、農業用ハウスの補強等に対する支援、北海道胆振東部地震で道内全域停電により生じた酪農関連被害への対策、農業共済制度の対象外である収穫後の農産物被害の対策、農業分野の外国人技能実習生の待遇等の実情について農林水産省として把握し改善する必要性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成30年11月13日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成30年11月15日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農林水産省における定員管理に関する件、台風、豪雨及び北海道胆振東部地震等による農林水産関係被害への対策に関する件、農林水産分野の貿易等に関する件、担い手の育成・確保に関する件、農林水産分野における外国人材の受入れに関する件、農業農村整備事業に関する件、主要農作物種子法の廃止に関する件、水産資源管理に関する件等について吉川農林水産大臣、高鳥農林水産副大臣、鈴木総務副大臣、原田防衛副大臣、高野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

上月良祐君(自民)、佐々木さやか君(公明)、里見隆治君(公明)、小川勝也君(立憲)、田名部匡代君(民主)、徳永エリ君(民主)、紙智子君(共産)、儀間光男君(維新)、森ゆうこ君(希会)

○平成30年11月27日(火) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農林水産分野の災害関連等に関する件について吉川農林水産大臣、高鳥農林水産副大臣、中根内閣府副大臣、あべ外務副大臣、高野農林水産大臣政務官、山田外務大臣政務官、門山法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

藤木眞也君(自民)、里見隆治君(公明)、儀間光男君(維新)、小川勝也君(立憲)、藤田幸久君(民主)、紙智子君(共産)、森ゆうこ君(希会)

- 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)について吉川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年11月29日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第9号)(衆議院送付)について吉川農林水産大臣、高野農林水産大臣政務官、門山法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

里見隆治君(公明)、鉢呂吉雄君(立憲)、田名部匡代君(民主)、紙智子君(共産)、

儀間光男君（維新）、森ゆうこ君（希会）
（閣法第9号）

賛成会派 自民、公明、立憲、民主、共産、
維新、希会

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成30年12月4日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 漁業法等の一部を改正する等の法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について吉川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、高鳥農林水産副大臣、田中内閣府副大臣、高野農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

平野達男君（自民）、進藤金日子君（自民）、
里見隆治君（公明）、小川勝也君（立憲）、
徳永エリ君（民主）、田名部匡代君（民主）、
紙智子君（共産）、儀間光男君（維新）、森
ゆうこ君（希会）

また、同法律案について参考人の出席を求め
ることを決定した。

○平成30年12月6日（木）（第6回）

- 漁業法等の一部を改正する等の法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

全国漁業協同組合連合会代表理事会長 岸
宏君

公選 宮城海区漁業調整委員 赤間廣志君
香川海区漁業調整委員会会長 濱本俊策君

〔質疑者〕

山田俊男君（自民）、佐々木さやか君（公明）、
鉢呂吉雄君（立憲）、徳永エリ君（民主）、
紙智子君（共産）、儀間光男君（維新）、森
ゆうこ君（希会）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 漁業法等の一部を改正する等の法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について吉川農林水産大臣、大塚国土交通副大臣、原田防衛副大臣、門山法務大臣政務官及び政府参考人に対

し質疑を行った。

〔質疑者〕

鉢呂吉雄君（立憲）、小川勝也君（立憲）、
藤田幸久君（民主）、紙智子君（共産）、儀
間光男君（維新）、森ゆうこ君（希会）

○平成30年12月7日（金）（第7回）

- 漁業法等の一部を改正する等の法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について討論の後、可決した。

（閣法第8号）

賛成会派 自民、公明、維新

反対会派 立憲、民主、共産、希会

○平成30年12月10日（月）（第8回）

- 請願第208号外5件を審査した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成30年8月29日（水）

- 平成30年7月豪雨による農林水産関係被害の状況等に関する実情調査

〔派遣地〕

広島県及び岡山県

〔派遣委員〕

岩井茂樹君（自民）、中泉松司君（自民）、
舞立昇治君（自民）、田名部匡代君（民主）、
紙智子君（共産）、進藤金日子君（自民）、
野村哲郎君（自民）、平野達男君（自民）、
山田俊男君（自民）、横山信一君（公明）、
徳永エリ君（民主）、小川勝也君（立憲）、
川田龍平君（立憲）、儀間光男君（維新）、
森ゆうこ君（希会）

経済産業委員会

委員一覧 (21名)

委員長	浜野 喜史 (民主)	磯崎 仁彦 (自民)	谷合 正明 (公明)
理事	井原 巧 (自民)	北村 経夫 (自民)	平木 大作 (公明)
理事	佐藤 啓 (自民)	滝波 宏文 (自民)	斎藤 嘉隆 (立憲)
理事	吉川 ゆうみ (自民)	松村 祥史 (自民)	真山 勇一 (立憲)
理事	浜口 誠 (民主)	丸川 珠代 (自民)	石上 俊雄 (民主)
理事	石井 章 (維新)	宮本 周司 (自民)	岩渕 友 (共産)
	青山 繁晴 (自民)	渡辺 猛之 (自民)	辰巳 孝太郎 (共産)

(30. 11. 27 現在)

(1) 審議概観

第197回国会において本委員会に付託された法律案はなかった。

また、本委員会付託の請願3種類17件は、いずれも保留とした。

〔国政調査〕

12月4日、2025年国際博覧会に向けた取組に関する件、通商政策における最近の取組に関する件、メタンハイドレート開発の促進に関する件、新たな外国人材の受入れ制度及び技能実習制度に係る課

題に関する件、コネクテッド・インダストリーズの推進に関する件、水素社会の実現に向けた取組に関する件、車体課税の見直しに関する件、中小企業における社会保険料の負担軽減に関する件、北海道における分散型エネルギーの導入拡大に関する件、消費税率引上げによる影響に関する件、原子力発電所の再稼働及び地域防災計画に関する件等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成30年11月27日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

○平成30年12月4日(火) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 2025年国際博覧会に向けた取組に関する件、通商政策における最近の取組に関する件、メタンハイドレート開発の促進に関する件、新たな外国人材の受入れ制度及び技能実習制度

に係る課題に関する件、コネクテッド・インダストリーズの推進に関する件、水素社会の実現に向けた取組に関する件、車体課税の見直しに関する件、中小企業における社会保険料の負担軽減に関する件、北海道における分散型エネルギーの導入拡大に関する件、消費税率引上げによる影響に関する件、原子力発電所の再稼働及び地域防災計画に関する件等について世耕国務大臣、磯崎経済産業副大臣、塚田国土交通副大臣、高階厚生労働副大臣、滝波経済産業大臣政務官、更田原子力規制委員会委員長、政府参考人及び参考人東京電力

ホールディングス株式会社代表執行役社長小早川智明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

井原巧君（自民）、青山繁晴君（自民）、平木大作君（公明）、真山勇一君（立憲）、浜口誠君（民主）、岩淵友君（共産）、辰巳孝太郎君（共産）、石井章君（維新）

○平成30年12月10日（月）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第250号外16件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

国土交通委員会

委員一覧 (25名)

委員長	羽田 雄一郎 (民主)	金子 原二郎 (自民)	野田 国義 (立憲)
理事	井上 義行 (自民)	末松 信介 (自民)	増子 輝彦 (民主)
理事	酒井 庸行 (自民)	高橋 克法 (自民)	山添 拓 (共産)
理事	中泉 松司 (自民)	塚田 一郎 (自民)	室井 邦彦 (維新)
理事	三浦 信祐 (公明)	中野 正志 (自民)	青木 愛 (希会)
理事	舟山 康江 (民主)	山下 雄平 (自民)	行田 邦子 (希党)
	足立 敏之 (自民)	吉田 博美 (自民)	平山 佐知子 (無)
	阿達 雅志 (自民)	熊野 正士 (公明)	
	朝日 健太郎 (自民)	矢倉 克夫 (公明)	(30. 11. 15 現在)

(1) 審議概観

第197回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件及び衆議院提出3件(国土交通委員長)の合計4件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願1種類1件は、保留とした。

〔法律案の審査〕

海洋再生可能エネルギー **海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案**は、洋上風力発電等の現状と今後の見通し、海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定及び公募による事業者選定等の在り方、洋上風力発電の導入に向けた港湾に係る取組等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

ユニバーサル社会 **ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律案**は、ユニバーサル社会の実現に向けた課題と今後の取組等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

建築士 **建築士法の一部を改正する**

法律案は、法改正の意義と期待される効果等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

貨物自動車運送 **貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案**は、トラック事業の適確な遂行のための取組及び運転者の労働条件の改善等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

〔国政調査〕

11月15日、国土交通行政の諸施策について、石井国土交通大臣から説明を聴取した。

11月20日、質疑を行い、貨物自動車運送事業における働き方改革の推進方策、地域建設業者の受注機会に配慮した工事発注の取組、東京港の堤外地における高潮対策の推進の必要性、首都高速道路の老朽化対策及び耐震対策の取組、ブロック塀の安全対策に係る自治体への財政的支援の必要性、まるごとまちごとハザードマップの取組の意義と効果及び普及促進策、建設業等における外国人就労者の受入れ実態及び新たな在留資格による受入れの在り方、免震・制振オイルダンパー

に係る不適切事案の発生要因及び再発防止策、航空機の運航乗務員による飲酒事案の再発防止策、中小河川緊急治水対策プロジェクトの進捗状況及び効果、積雪寒冷地における自治体の除雪費用等に係る支援強化の必要性、沖縄県による辺野古沖の公有水面埋立承認の撤回に対する不服審査申立ての適否、河川堤防の整備における裏のり面対策の必要性、地域における気象防災業務の推進、所有者不明土地の制度の見直しに関する今後の方向性、災害時の避難所として宿泊施設等を活用する施策の推進、首都圏の海拔ゼロメートル地帯における大規模かつ広域的な避難の在り方、効率的な地籍調査の実施及び実施体制の強化に資する国土交通省の取組、災害予防のための河川における樹木の伐採及び土砂掘削に係る予算措置の内容、障害者雇用に係る国土交通省の今後の対応などの諸問題が取り上げられた。

11月27日、質疑を行い、防災・減災及び国土強靱化のための緊急対策に向けた国土交通大臣の決意、老朽化する道路橋の安全確保方策、建設現場における建設工事従事者の墜落・転落災害防止対策、建設業の人材確保・働き方改革に資する週休二日が確保できる工期の設定、河川事業における事前防災のための予算拡充の必要性、空き家対策における官民が連携した取組の推進、建設業等の外国人就労者受入事業に関する報告書等の公開の在り方、水循環基本法の理念を踏まえた各種業法の規定見直しの必要性、羽田空港の飛行経路見直しに際しての横田空域の管制の在り方、建築物への木材利用の促進に向けた取組状況、建設業を希望する若年層が少ない要因及び担い手確保の方策、外国人建設就労者受入事業にお

ける監理体制等の妥当性、住宅・建築物及び宅地における耐震化の促進、インフラメンテナンスに係る新技術の開発等に対する支援方策、個人タクシーに係る譲渡譲受の円滑化のための施策の在り方、障害者雇用に係る国土交通省の今後の対応、下水道の整備状況及び管渠の維持管理・耐震化に対する支援内容などの諸問題が取り上げられた。

12月6日、質疑を行い、建設業における新たな在留資格による外国人の受入れ等に係る監視体制の検討状況、JR千歳線の信号機倒壊事案を踏まえた再発防止策及び鉄道施設の改修等への支援策、新たな在留資格に関し建設業など国土交通省関連5業種を選定した経緯、新たな在留資格により受入れ対象となる業種に係る国内人材の確保の在り方、造船・舶用工業における外国人材受入れに係る必要労働者推計数の算出根拠、外国人建設就労者受入事業における就労者の都市部偏在への認識及び回避策、同受入事業に係る賃金水準の妥当性及び行方不明者の発生要因、建設工事に従事する技能実習生の受入状況等の実態を検証する必要性、首都圏空港の機能強化に向けた空港施設整備・飛行経路の見直し等の取組状況、住宅宿泊事業に係る手続及び自治体の条例による規制の現状に対する見解、沖縄県による辺野古沖の公有水面埋立承認の撤回に対し執行停止を決定した法的根拠、沖縄防衛局から国土交通大臣に対して申し立てられた審査請求の審理の在り方、分譲マンションの適正管理のため管理組合等の届出制を検討する必要性、住宅確保要配慮者に係るセーフティネット住宅の登録促進と地域差解消への取組、航空機及び事業用自動車に係る飲酒事案の防止策、自動車に対するアルコール・イン

ターロック装置の装着義務化についての政府の見解などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成30年11月15日(木) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 国土交通行政の諸施策に関する件について石井国土交通大臣から説明を聴いた。

○平成30年11月20日(火) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 貨物自動車運送事業における働き方改革に関する件、所有者不明土地問題に関する件、災害の頻発・激甚化を踏まえた防災・減災対策に関する件、ブロック塀の安全性確保に関する件、国土交通省関連業種における外国人の就労に関する件、免震・制振オイルダンパーに係る不適切事案に関する件、航空機の運航乗務員の飲酒事案に関する件、河川の氾濫対策の充実強化に関する件、防災気象情報の活用に関する件、国土交通省における障害者雇用に関する件等について石井国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

高橋克法君(自民)、朝日健太郎君(自民)、三浦信祐君(公明)、野田国義君(立憲)、増子輝彦君(民主)、舟山康江君(民主)、山添拓君(共産)、室井邦彦君(維新)、青木愛君(希会)、行田邦子君(希党)、平山佐知子君(無)

○平成30年11月27日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防災・減災、国土強靱化のための緊急対策及びインフラ老朽化対策に関する件、建設業における労働環境の改善及び人材確保に向けた取組に関する件、治水対策の充実強化に関する件、国土交通省関連業種における外国人の

就労に関する件、水循環基本法を踏まえた各種業法の規定見直しに関する件、タクシー事業の在り方に関する件、国土交通省における障害者雇用に関する件、下水道の整備に関する件等について石井国土交通大臣、関経済産業副大臣、塚田国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

中野正志君(自民)、矢倉克夫君(公明)、野田国義君(立憲)、舟山康江君(民主)、山添拓君(共産)、室井邦彦君(維新)、青木愛君(希会)、行田邦子君(希党)、平山佐知子君(無)

- 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について宮腰内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年11月29日(木) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について宮腰内閣府特命担当大臣、石井国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

中泉松司君(自民)、河野義博君(公明)、野田国義君(立憲)、増子輝彦君(民主)、舟山康江君(民主)、山添拓君(共産)、室井邦彦君(維新)、青木愛君(希会)、行田邦子君(希党)、平山佐知子君(無)

(閣法第5号)

賛成会派 自民、公明、立憲、民主、共産、維新、希会、希党、無(平山佐知子君)

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成30年12月6日(木) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律案(衆第7号)(衆議院提出)について提出者衆議院国土交通委員長谷公一君から趣旨説明を聴き、衆議院国土交通委員長代理小宮山泰子君、同盛山正仁君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

舟山康江君(民主)、山添拓君(共産)、青木愛君(希会)

(衆第7号)

賛成会派 自民、公明、立憲、民主、共産、
維新、希会、希党、無(平山佐知子君)

反対会派 なし

- 建築士法の一部を改正する法律案(衆第8号)(衆議院提出)について提出者衆議院国土交通委員長谷公一君から趣旨説明を聴き、衆議院国土交通委員長代理津村啓介君、同盛山正仁君、石井国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

増子輝彦君(民主)、山添拓君(共産)

(衆第8号)

賛成会派 自民、公明、立憲、民主、共産、
維新、希会、希党、無(平山佐知子君)

反対会派 なし

- 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案(衆第9号)(衆議院提出)について提出者衆議院国土交通委員長谷公一君から趣旨説明を聴き、衆議院国土交通委員長代理津村啓介君、同盛山正仁君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

増子輝彦君(民主)、山添拓君(共産)、青木愛君(希会)

(衆第9号)

賛成会派 自民、公明、立憲、民主、共産、

維新、希会、希党、無(平山佐知子君)

反対会派 なし

- 国土交通省関連業種における外国人の就労に関する件、鉄道施設の安全対策に関する件、首都圏空港の機能強化の在り方に関する件、住宅宿泊事業の適切な実施に関する件、公有水面埋立承認に係る行政不服審査に関する件、マンションの管理の適正化及び住宅セーフティネットの取組状況に関する件、航空機及び自動車に係る飲酒事案の防止に関する件等について石井国土交通大臣、塚田国土交通副大臣、阿達国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

野田国義君(立憲)、舟山康江君(民主)、山添拓君(共産)、室井邦彦君(維新)、青木愛君(希会)、行田邦子君(希党)、平山佐知子君(無)

○平成30年12月10日(月) (第6回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第475号を審査した。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

環境委員会

委員一覧 (20名)

委員長	那谷屋 正義 (立憲)	北村 経夫 (自民)	竹谷 とし子 (公明)
理事	滝沢 求 (自民)	佐藤 信秋 (自民)	山本 博司 (公明)
理事	森 まさこ (自民)	世耕 弘成 (自民)	芝 博一 (立憲)
理事	宮沢 由佳 (立憲)	関口 昌一 (自民)	柳田 稔 (民主)
理事	片山 大介 (維新)	中川 雅治 (自民)	市田 忠義 (共産)
	尾辻 秀久 (自民)	二之湯 武史 (自民)	武田 良介 (共産)
	大沼 みずほ (自民)	松山 政司 (自民)	(30. 11. 22 現在)

(1) 審議概観

第197回国会において、本委員会に付託された法律案はなかった。

また、本委員会付託の請願 3 種類18件は、いずれも保留とした。

〔国政調査〕

11月27日、海洋プラスチックごみ問題への取組、合併処理浄化槽の普及推進策、食品ロス問題及び食品ロス削減に係る取組、幼児への環境教育の必要性、平成30年7月豪雨による広島県の災害廃棄物対

策、地球温暖化対策の観点から石炭火力発電所の新增設を見直す必要性、COP24でのパリ協定の実施指針策定における我が国の役割等について質疑を行った。

12月6日、プラスチック廃棄物の発生抑制に向けたペットボトルの回収促進策、我が国のESG投資促進のための支援策、既設の低効率の石炭火力発電所への対応の在り方、プラスチック資源循環戦略の実効性を確保する方策等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成30年11月22日(木) (第1回)

- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。

○平成30年11月27日(火) (第2回)

- 政府参考人の出席を定めることを決定した。
- 海洋プラスチックごみ問題への取組に関する件、合併処理浄化槽の普及推進策に関する件、食品ロス問題への取組に関する件、幼児への環境教育の推進策に関する件、平成30年7月豪雨による広島県の災害廃棄物対策に関する件、石炭火力発電所の新增設問題への対応方針に関する件、COP24への対応方針に関する件等について原田環境大臣、あきもと環境

副大臣、菅家環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森まさこ君 (自民)、山本博司君 (公明)、竹谷とし子君 (公明)、宮沢由佳君 (立憲)、柳田稔君 (民主)、武田良介君 (共産)、片山大介君 (維新)

○平成30年12月6日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を定めることを決定した。
- 参考人の出席を定めることを決定した。
- プラスチック資源の回収促進策に関する件、我が国のESG投資促進のための支援策に関する件、既設の石炭火力発電所への対応の在

り方に関する件、プラスチック資源循環戦略案の実効性確保に関する件等について原田環境大臣、政府参考人及び参考人株式会社日本政策投資銀行取締役常務執行役員福田健吉君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

竹谷とし子君（公明）、宮沢由佳君（立憲）、
武田良介君（共産）、片山大介君（維新）

○平成30年12月10日（月）（第4回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第75号外17件を審査した。
- 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要
求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に
一任することに決定した。

国家基本政策委員会

委員一覧 (20名)

委員長	鉢呂 吉雄 (立憲)	佐藤 啓 (自民)	西田 実仁 (公明)
理事	岡田 直樹 (自民)	佐藤 正久 (自民)	山口 那津男 (公明)
理事	岡田 広 (自民)	高階 恵美子 (自民)	福山 哲郎 (立憲)
理事	小川 敏夫 (立憲)	高野 光二郎 (自民)	大塚 耕平 (民主)
理事	片山 虎之助 (維新)	徳茂 雅之 (自民)	榛葉 賀津也 (民主)
	小川 克巳 (自民)	元柴 太郎 (自民)	小池 晃 (共産)
	古賀 友一郎 (自民)	渡辺美知太郎 (自民)	(30. 11. 21 現在)

委員会経過

- 平成30年11月21日(水) (第1回)
- 理事の補欠選任を行った。
- 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
- 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

予算委員会

委員一覧（45名）

委員長	金子 原二郎（自民）	こやり 隆史（自民）	三浦 信祐（公明）
理事	石井 準一（自民）	佐藤 信秋（自民）	若松 謙維（公明）
理事	高橋 克法（自民）	島田 三郎（自民）	石橋 通宏（立憲）
理事	二之湯 武史（自民）	滝沢 求（自民）	小西 洋之（立憲）
理事	長谷川 岳（自民）	中泉 松司（自民）	杉尾 秀哉（立憲）
理事	山下 雄平（自民）	中西 哲（自民）	大島 九州男（民主）
理事	谷合 正明（公明）	長峯 誠（自民）	大野 元裕（民主）
理事	蓮 舫（立憲）	藤木 眞也（自民）	徳永 エリ（民主）
理事	足立 信也（民主）	堀井 巖（自民）	矢田 わか子（民主）
理事	辰巳 孝太郎（共産）	元榮 太一郎（自民）	大門 実紀史（共産）
	青山 繁晴（自民）	山本 一太（自民）	武田 良介（共産）
	朝日 健太郎（自民）	吉川 ゆうみ（自民）	浅田 均（維新）
	今井 絵理子（自民）	和田 政宗（自民）	片山 大介（維新）
	宇都 隆史（自民）	伊藤 孝江（公明）	青木 愛（希会）
	太田 房江（自民）	西田 実仁（公明）	薬師寺みちよ（無ク）

(30.11.5 現在)

（1）審議概観

第197回国会において、本委員会に付託された案件は、平成三十年度補正予算2案であり、いずれも可決された。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔予算の審査〕

平成三十年度補正予算 平成三十年度補正予算2案（第1号及び特第1号）は、10月24日国会に提出され、11月7日に成立した。

委員会では、衆議院からの送付の後、11月5日に財務大臣から趣旨説明を聴取し、同日から質疑に入り、7日には締めくくり質疑を行い、討論の後に採決の結果、2案は可決された。

委員会の質疑においては、災害への対応と今後の取組、学校施設へのエアコン設置の進め方、社会資本整備の在り方、

消費税率引上げの課題と問題点、日米物品貿易協定をめぐる諸問題、外国人労働者受入れの在り方、障害者のための緊急通報体制整備の必要性、高齢社会における教育の在り方、北朝鮮をめぐる諸問題、再生可能エネルギー調整問題、東京オリンピック・パラリンピックに関する経費の妥当性、国務大臣の適格性等の問題が取り上げられた。

〔国政調査〕

予算の執行状況に関する調査を議題として、11月26日、内外の諸情勢に関する集中審議が行われた。

質疑においては、TPP11等各貿易協定に対する国内経済・農業対策、失踪した技能実習生から聴取した個票を精査する必要性、治水事業加速化の必要性、妊婦加算の妥当性及び妊産婦の医療費負担

軽減の必要性、森友学園問題における土地調査手法の問題点、財政再建に対する政府の認識及び日銀の異次元緩和の妥当性、民間事業者による水道事業参入の妥

当性、障害者雇用促進のための制度見直しの必要性等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成30年11月5日(月) (第1回)

— 総括質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成三十年度一般会計補正予算(第1号)(衆議院送付)

平成三十年度特別会計補正予算(特第1号) (衆議院送付)

以上両案について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた後、安倍内閣総理大臣、根本厚生労働大臣、山下法務大臣、石井国土交通大臣、茂木国務大臣、櫻田国務大臣、柴山文部科学大臣、片山内閣府特命担当大臣、河野外務大臣、吉川農林水産大臣、麻生財務大臣、世耕経済産業大臣、山本国務大臣、石田総務大臣、西村内閣官房副長官、鈴木財務副大臣、高野農林水産大臣政務官、会計検査院当局及び参考人独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長大東和美君に対し質疑を行った。

[質疑者]

蓮舫君(立憲)、杉尾秀哉君(立憲)、山本一太君(自民)、高橋克法君(自民)、佐藤信秋君(自民)、西田実仁君(公明)、若松謙維君(公明)、徳永エリ君(民主)

○平成30年11月7日(水) (第2回)

— 総括質疑・締めくくり質疑 —

- 平成三十年度一般会計補正予算(第1号)(衆議院送付)

平成三十年度特別会計補正予算(特第1号) (衆議院送付)

以上両案について安倍内閣総理大臣、茂木国

務大臣、柴山文部科学大臣、根本厚生労働大臣、山下法務大臣、石田国務大臣、片山国務大臣、山本国務大臣、河野外務大臣、世耕経済産業大臣、麻生国務大臣、岩屋防衛大臣、菅内閣官房長官、宮腰内閣府特命担当大臣、吉川農林水産大臣、櫻田国務大臣、原田環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

・総括質疑

[質疑者]

※足立信也君(民主)、小池晃君(共産)、浅田均君(維新)、片山大介君(維新)、青木愛君(希会)、薬師寺みちよ君(無ク)

※関連質疑

・締めくくり質疑

[質疑者]

有田芳生君(立憲)、谷合正明君(公明)、大島九州男君(民主)、仁比聡平君(共産)、清水貴之君(維新)、青木愛君(希会)、薬師寺みちよ君(無ク)

(平成三十年度補正予算)

賛成会派 自民、公明、立憲、民主、共産、維新、希会、無ク

反対会派 なし

○平成30年11月26日(月) (第3回)

— 集中審議(内外の諸情勢) —

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、内外の諸情勢に関する件について安倍内閣総理大臣、山下法務大臣、岩屋防衛大臣、麻生国務大臣、世耕経済産業大臣、石井国土交通大臣、根本厚生労働大臣、渡辺復興大臣、片山国務

大臣、柴山文部科学大臣、吉川農林水産大臣、郷原参議院事務総長、政府参考人及び参考人日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

二之湯武史君（自民）、福山哲郎君（立憲）、平木大作君（公明）、櫻井充君（民主）、辰巳孝太郎君（共産）、藤巻健史君（維新）、福島みずほ君（希会）、薬師寺みちよ君（無ク）

○平成30年12月10日（月）（第4回）

- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	石井	みどり	(自民)	そのだ	修光	(自民)	新妻	秀規	(公明)
理事	岩井	茂樹	(自民)	中西	祐介	(自民)	小川	勝也	(立憲)
理事	豊田	俊郎	(自民)	二之湯	智	(自民)	風間	直樹	(立憲)
理事	西田	昌司	(自民)	福岡	資麿	(自民)	古賀	之士	(民主)
理事	竹谷	とし子	(公明)	藤井	基之	(自民)	矢田	わか子	(民主)
理事	伊藤	孝恵	(民主)	藤末	健三	(自民)	吉良	よし子	(共産)
理事	仁比	聡平	(共産)	古川	俊治	(自民)	石井	苗子	(維新)
	石井	浩郎	(自民)	松下	新平	(自民)	高木	かおり	(維新)
	大沼	みずほ	(自民)	宮本	周司	(自民)	又市	征治	(希会)
	島村	大	(自民)	杉	久武	(公明)	行田	邦子	(希党)

(30. 12. 10 現在)

(1) 審議概観

第197回国会において、本委員会に付託された案件はなかった。

(2) 委員会経過

○平成30年12月10日(月) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

行政監視委員会

委員一覧 (30名)

委員長	中川 雅治 (自民)	木村 義雄 (自民)	石川 博崇 (公明)
理事	青木 一彦 (自民)	酒井 庸行 (自民)	河野 義博 (公明)
理事	宮島 喜文 (自民)	武見 敬三 (自民)	相原 久美子 (立憲)
理事	若松 謙維 (公明)	柘植 芳文 (自民)	宮沢 由佳 (立憲)
理事	難波 奨二 (立憲)	堂故 茂 (自民)	吉川 沙織 (立憲)
理事	倉林 明子 (共産)	野村 哲郎 (自民)	川合 孝典 (民主)
理事	清水 貴之 (維新)	羽生田 俊 (自民)	小林 正夫 (民主)
	猪口 邦子 (自民)	丸山 和也 (自民)	福島 みずほ (希会)
	上野 通子 (自民)	三原 じゅん子 (自民)	森 ゆうこ (希会)
	江島 潔 (自民)	三宅 伸吾 (自民)	伊波 洋一 (沖縄)
			(30. 12. 10 現在)

(1) 審議概観

第197回国会において、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は、付託されなかった。

(2) 委員会経過

○平成30年12月10日(月) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

議院運営委員会

委員一覧 (25名)

委員長	末松	信介 (自民)	今井	絵理子 (自民)	竹内	真二 (公明)
理事	足立	敏之 (自民)	小川	克巳 (自民)	斎藤	嘉隆 (立憲)
理事	磯崎	陽輔 (自民)	小野田	紀美 (自民)	真山	勇一 (立憲)
理事	大家	敏志 (自民)	佐藤	啓 (自民)	磯崎	哲史 (民主)
理事	里見	隆治 (公明)	自見	はなこ (自民)	浜口	誠 (民主)
理事	宮崎	勝 (公明)	進藤	金日子 (自民)		
理事	白	眞勲 (立憲)	徳茂	雅之 (自民)		
理事	櫻井	充 (民主)	藤木	眞也 (自民)		
理事	田村	智子 (共産)	松川	るい (自民)		
理事	東	徹 (維新)	松村	祥史 (自民)		(30.10.24 現在)

庶務関係小委員 (15名)

小委員長	松村	祥史 (自民)	大家	敏志 (自民)	白	眞勲 (立憲)
	足立	敏之 (自民)	進藤	金日子 (自民)	磯崎	哲史 (民主)
	磯崎	陽輔 (自民)	里見	隆治 (公明)	櫻井	充 (民主)
	今井	絵理子 (自民)	宮崎	勝 (公明)	田村	智子 (共産)
	小川	克巳 (自民)	斎藤	嘉隆 (立憲)	東	徹 (維新)
						(30.10.24 現在)

図書館運営小委員 (15名)

小委員長	竹内	真二 (公明)	佐藤	啓 (自民)	真山	勇一 (立憲)
	足立	敏之 (自民)	自見	はなこ (自民)	櫻井	充 (民主)
	磯崎	陽輔 (自民)	徳茂	雅之 (自民)	浜口	誠 (民主)
	小野田	紀美 (自民)	里見	隆治 (公明)	田村	智子 (共産)
	大家	敏志 (自民)	白	眞勲 (立憲)	東	徹 (維新)
						(30.10.24 現在)

(1) 審議概観

第197回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院提出の1件であり、可決した。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家

公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与の額を改定するものである。

本法律案は、11月20日に衆議院から提出、28日、本委員会に付託され、同日、多数をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成30年10月24日(水) (第1回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、内閣委員長、総務委員長、法務委員長、外交防衛委員長、財政金融委員長、厚生労働委員長、農林水産委員長、環境委員長、決算委員長及び行政監視委員長の辞任並びに内閣委員長、総務委員長、法務委員長、外交防衛委員長、財政金融委員長、文教科学委員長、厚生労働委員長、農林水産委員長、国土交通委員長、環境委員長、決算委員長、行政監視委員長及び議院運営委員長の補欠選任について決定した。

一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会、消費者問題に関する特別委員会及び東日本大震災復興特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党・国民の声11人、公明党、立憲民主党・民友会及び国民民主党・新緑風会各2人、日本共産党、日本維新の会及び希望の会(自由・社民)各1人 計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党・国民の声11人、公明党、立憲民主党・民友会及び国民民主党・新緑風会各2人、日本共産党、日本維新の会及び沖縄の風各1人 計20人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党・国民の声18人、公明党4人、立憲民主党・民友会及び国民民主党・新緑風会各3人、日本共産党及び日本維新の会各2人、希望の会(自由・社民)、希望の党及び沖縄の風各1人 計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

自由民主党・国民の声11人、公明党及び立憲民主党・民友会各2人、国民民主党・新

緑風会3人、日本共産党及び日本維新の会各1人 計20人

政府開発援助等に関する特別委員会

自由民主党・国民の声16人、公明党、立憲民主党・民友会及び国民民主党・新緑風会各3人、日本共産党2人、日本維新の会、希望の会(自由・社民)及び無所属クラブ各1人 計30人

消費者問題に関する特別委員会

自由民主党・国民の声13人、公明党及び立憲民主党・民友会各3人、国民民主党・新緑風会及び日本共産党各2人、日本維新の会及び希望の会(自由・社民)各1人 計25人

東日本大震災復興特別委員会

自由民主党・国民の声21人、公明党、立憲民主党・民友会及び国民民主党・新緑風会各4人、日本共産党及び日本維新の会各2人、希望の会(自由・社民)、希望の党及び無所属クラブ各1人 計40人

一、情報監視審査会委員の辞任及び補欠選任について決定した。

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党・国民の声7人、公明党、立憲民主党・民友会及び国民民主党・新緑風会各2人、日本共産党及び日本維新の会各1人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、会期を48日間とすることに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年10月30日(火) (第2回)

一、本会議における内閣総理大臣及び財務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 10月30日及び31日

ロ、時間 自由民主党・国民の声60分、公

明党、立憲民主党・民友会及び国民民主党・新緑風会各30分、日本共産党及び日本維新の会各20分

ハ、人数 自由民主党・国民の声、立憲民主党・民友会及び国民民主党・新緑風会各2人、公明党、日本共産党及び日本維新の会各1人

ニ、順序 1立憲民主党・民友会 2自由民主党・国民の声 3公明党 4国民民主党・新緑風会 5日本共産党 6日本維新の会 7立憲民主党・民友会 8自由民主党・国民の声 9国民民主党・新緑風会

一、国会議員として在職期間が25年に達した議員溝手頭正君及び柳本卓治君を院議をもって表彰することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年10月31日(水) (第3回)

一、声の力及び環境・経済政策研究所を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年11月7日(水) (第4回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年11月14日(水) (第5回)

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、検査官の任命同意に関する件について参考人検査官候補者・会計検査院事務総長岡村肇君から所信を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

白眞勲君(立憲)、浜口誠君(民主)、辰巳孝太郎君(共産)、東徹君(維新)、佐藤啓君(自民)、宮崎勝君(公明)、風間直樹君(立憲)

○平成30年11月20日(火) (第6回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

案、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

○平成30年11月28日(水) (第7回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、次の件について野上内閣官房副長官、左藤内閣府副大臣、鈴木総務副大臣、平口法務副大臣及び大口厚生労働副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、検査官の任命同意に関する件

ロ、個人情報保護委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ハ、地方財政審議会委員の任命同意に関する件

ニ、公安審査委員会委員の任命同意に関する件

ホ、中央労働委員会公益委員の任命同意に関する件

一、裁判官訴追委員、同予備員、検察官適格審査会委員、同予備委員、日本ユネスコ国内委員会委員、国土審議会委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員及び地方制度調査会委員の推薦について決定した。

一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第1号)(衆議院提出)を可決した。

(衆第1号)

賛成会派 自民、公明、立憲、民主、共産
反対会派 維新

一、国会職員の給与等に関する規程等の一部改正に関する件について決定した。

一、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 公明党10分、立憲民主党・民友会15分、国民民主党・新緑風会、日本共産

党及び日本維新の会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年11月30日(金) (第8回)

一、漁業法等の一部を改正する等の法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声、立憲民主党・民友会、国民民主党・新緑風会、日本共産党及び日本維新の会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年12月3日(月) (第9回)

一、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の締結について承認を求めるの件及び日本国と欧州連合及び欧州連合構成国との間の戦略的パートナーシップ協定の締結について承認を求めるの件について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党・国民の声、立憲民主党・民友会、国民民主党・新緑風会、日本共産党及び日本維新の会各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年12月5日(水) (第10回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年12月7日(金) (第11回)

一、法務委員長横山信一君解任決議案(有田芳生君外4名発議)及び農林水産委員長堂故茂君解任決議案(小川勝也君外1名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録

に掲載することに決定した。

一、法務大臣山下貴司君問責決議案(小川敏夫君外4名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、理事の補欠選任を行った。

一、内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案(蓮舫君外4名発議)の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年12月8日(土) (第12回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成30年12月10日(月) (第13回)

一、本会議において情報監視審査会の報告を聴取することに決定した。

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

■ 庶務関係小委員会

○平成30年8月28日(火) (第196回国会閉会後第1回)

○平成31年度(2019年度)参議院予算に関する件について協議を行った。

■ 図書館運営小委員会

○平成30年8月28日(火) (第196回国会閉会後第1回)

○平成31年度(2019年度)国立国会図書館予算に関する件について協議を行った。

懲罰委員会

委員一覧（10名）

委員長	溝手	顕正（自民）	吉田	博美（自民）	市田	忠義（共産）
理事	尾辻	秀久（自民）	魚住	裕一郎（公明）	松沢	成文（希党）
理事	山東	昭子（自民）	那谷屋	正義（立憲）		
	橋本	聖子（自民）	舟山	康江（民主）		(30.10.24 現在)

災害対策特別委員会

委員一覧 (20名)

委員長	山本 博司 (公明)	酒井 庸行 (自民)	鉢呂 吉雄 (立憲)
理事	そのだ 修光 (自民)	自見 はなこ (自民)	小林 正夫 (民主)
理事	馬場 成志 (自民)	藤川 政人 (自民)	浜口 誠 (民主)
理事	竹内 真二 (公明)	藤木 眞也 (自民)	武田 良介 (共産)
理事	吉川 沙織 (立憲)	堀井 巖 (自民)	室井 邦彦 (維新)
	佐藤 啓 (自民)	牧野 たかお (自民)	木戸口 英司 (希会)
	佐藤 信秋 (自民)	山田 修路 (自民)	(30. 10. 24 現在)

(1) 審議概観

第197回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

第196回国会閉会後の**8月2日**、平成30年7月豪雨による被害状況等について、小此木内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から報告を聴取した後、質疑を行い、平成30年7月豪雨被害を踏まえた河川整備等の推進策、ダムの異常洪水時防災操作に係る住民への周知状況及び今後の対応、災害からの早期復旧に資する高速道路の四車線化の推進、災害廃棄物・民有地の堆積土砂等の処理に係る包括的な国庫補助制度の整備の必要性、グループ補助金の手法により被災中小企業を支援することに関する経済産業省の見解、農林水産業における被害状況の迅速な把握及び営農再開に向けた支援の強化、住民の避難行動に結び付く避難情報の伝達の在り方、土砂災害警戒区域等における建築規制の在り方の見直し、全国のため池を対象とした緊急点検の実施状況及び今後の対応、避難勧告等の情報伝達の在り方及び伝達手段としての防災行政無線の活用の必要性、土砂災害警戒区域の指定状

況及び都道府県別指定状況の公表の必要性、市町村の3割で防災担当職員がいない防災体制の現状に対する防災担当大臣の認識、豪雨災害で発生した土砂・がれきの撤去に対する支援の在り方、木造の仮設住宅の活用及び木造仮設住宅の建設に関する協定締結促進策の必要性、大規模災害発生時の災害対応業務における国の役割、溪流内に残存する岩及び土砂の流出による二次災害の防止策、災害復旧事業予算の確保等被災自治体への積極的な財政支援の必要性、被災者生活再建支援制度の柔軟な運用及び適用範囲の拡大などの諸問題が取り上げられた。

第196回国会閉会後の**9月6日**、平成30年7月豪雨による被害状況等の実情調査のため、岡山県に委員派遣を行った。

11月16日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

同日、平成30年北海道胆振東部地震に係る被害状況等について、山本内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から報告を聴取した。

11月21日、質疑を行い、河川の浚渫土の処分に係る支援及び再度災害防止のための改良復旧に対する国の認識、復旧・

復興予算とは別に事前防災予算を確保する必要性、洪水調整時における発電専用ダムなどの利水ダムの活用、被災した果樹農家に対する支援の拡充、建設中に被災した学校施設の給食センターに係る復旧支援の在り方、国土強靱化基本計画の見直しにおける一連の災害の教訓の反映とIT技術の活用、7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループの検討状況、無電柱化の推進に際し災害情報等を提供するデジタルサイネージを整備する必要性、災害時における人的被害に係る情報の収集・公表の在り方、地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源の整備の必要性、

ため池に係る防災・減災上の課題と対策、避難行動要支援者の避難のため必要となる個別計画の作成の普及に向けた取組、倉敷市真備地区の浸水被害等の発生要因及び住民に開かれた科学的検証の必要性、高梁川水系小田川における樹木の伐採及び河道確保の管理目標、7月豪雨時の総社市のアルミ工場爆発事故に係る被災者支援の在り方、国土強靱化関係予算の投資効果、防災・減災対策を柱とする平成三十年度第2次補正予算の編成に向けた取組、7月豪雨を受けた避難対策の方向性及び避難勧告等の発令に対する支援体制の強化などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成30年8月2日(木) (第196回国会閉会後 第1回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 平成30年7月豪雨による被害状況等に関する件について小此木内閣府特命担当大臣から報告を聴いた。
- 平成30年7月豪雨被害を踏まえた河川整備等の推進に関する件、災害時における情報伝達及び避難行動に係る取組に関する件、災害廃棄物・堆積土砂等の処理に関する件、被災者の住まいの確保及び生活再建支援に関する件、被災した中小企業・農業者等に対する支援に関する件、被災地方公共団体への財政支援に関する件、土砂災害警戒区域等に係る指定及び規制の在り方に関する件、防災体制の充実及び災害対応業務の円滑な実施に関する件等について小此木内閣府特命担当大臣、谷合農林水産副大臣、あきもと国土交通副大臣、とかしき環境副大臣、秋本国土交通大臣政務官、武部環境大臣政務官、平木経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

足立敏之君(自民)、山本博司君(公明)、

森本真治君(民主)、吉川沙織君(立憲)、仁比聡平君(共産)、室井邦彦君(維新)、木戸口英司君(希会)

○平成30年10月24日(水) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成30年11月16日(金) (第2回)

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 平成30年北海道胆振東部地震に係る被害状況等に関する件について山本内閣府特命担当大臣から報告を聴いた。

○平成30年11月21日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 平成30年7月豪雨等による被害を踏まえた災害対策の在り方に関する件、災害時における非常用電源の整備に関する件、被災地方公共団体への財政支援に関する件、河川・ダム等における治水機能の強化に関する件、被災農業者に対する支援に関する件、国土強靱化基本計画の見直しに関する件、実効的な避難行動に資する避難体制の整備に関する件、防災・減災に資する無電柱化の推進に関する件、避難行動要支援者の避難対策に関する件

等について山本国务大臣、高鳥農林水産副大臣、勝俣環境大臣政務官、工藤国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小野田紀美君（自民）、井原巧君（自民）、
竹内真二君（公明）、吉川沙織君（立憲）、
小林正夫君（民主）、仁比聡平君（共産）、
室井邦彦君（維新）、木戸口英司君（希会）

○平成30年12月10日（月）（第4回）

- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成30年9月6日（木）

- 平成30年7月豪雨による被害状況等の実情調査

〔派遣地〕

岡山県

〔派遣委員〕

河野義博君（公明）、酒井庸行君（自民）、
そのだ修光君（自民）、小林正夫君（民主）、
山本博司君（公明）、小川敏夫君（立憲）、
武田良介君（共産）、室井邦彦君（維新）、
木戸口英司君（希会）

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	石橋	通宏（立憲）	今井	絵理子（自民）	秋野	公造（公明）
理事	長谷川	岳（自民）	大沼	みずほ（自民）	浜口	誠（民主）
理事	宮島	喜文（自民）	橋本	聖子（自民）	藤田	幸久（民主）
理事	高瀬	弘美（公明）	藤井	基之（自民）	紙	智子（共産）
理事	江崎	孝（立憲）	松川	るい（自民）	儀間	光男（維新）
	石田	昌宏（自民）	山田	宏（自民）	糸数	慶子（沖縄）
	猪口	邦子（自民）	山本	一太（自民）		(30. 10. 24 現在)

（1）審議概観

第197回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。

また、本特別委員会付託の請願1種類1件を採択した。

（2）委員会経過

○平成30年10月24日（水）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成30年12月10日（月）（第2回）

○請願第390号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。

○沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧（35名）

委員長	渡辺 猛之（自民）	鴻池 祥肇（自民）	小川 勝也（立憲）
理事	岡田 直樹（自民）	佐藤 啓（自民）	小西 洋之（立憲）
理事	松村 祥史（自民）	山東 昭子（自民）	羽田 雄一郎（民主）
理事	森屋 宏（自民）	徳茂 雅之（自民）	浜野 喜史（民主）
理事	山本 一太（自民）	中西 健治（自民）	井上 哲士（共産）
理事	西田 実仁（公明）	中西 哲（自民）	山下 芳生（共産）
理事	難波 奨二（立憲）	二之湯 智（自民）	浅田 均（維新）
理事	足立 信也（民主）	西田 昌司（自民）	石井 章（維新）
理事	石井 準一（自民）	舞立 昇治（自民）	青木 愛（希会）
	石井 浩郎（自民）	河野 義博（公明）	中山 恭子（希党）
	石井 正弘（自民）	新妻 秀規（公明）	伊波 洋一（沖縄）
	こやり 隆史（自民）	三浦 信祐（公明）	

(30.10.24 現在)

(1) 審議概観

第197回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本特別委員会付託の請願1種類5件は、保留とした。

〔法律案の審査〕

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成31年3月から5月までの間に満了することとなる実情等に鑑み、地方公共団体の議

会の議員及び長の任期満了による選挙等に対する国民の関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定めようとするものである。

委員会においては、統一地方選挙の意義と今後の方向性、投票率及び投票環境の向上策、参議院議員の定数増に伴う対応、参議院選挙区選挙の政見放送に係る持込みビデオ方式の実施内容等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。

(2) 委員会経過

○平成30年10月24日(水) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成30年11月30日(金) (第2回)

○地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)について石田総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成30年12月5日(水) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)について石田総務大臣、古賀総務大臣政務官、政府参考人、参議院事務局当局及び参議院法制局当

局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

難波奨二君（立憲）、足立信也君（民主）、
山下芳生君（共産）、青木愛君（希会）、中
山恭子君（希党）、伊波洋一君（沖縄）

（閣法第12号）

賛成会派 自民、公明、立憲、民主、共産、
維新、希会、希党、沖縄

反対会派 なし

○平成30年12月10日（月）（第4回）

- 請願第138号外4件を審査した。
- 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の
継続調査要求書を提出することを決定した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	山谷 えり子（自民）	井上 義行（自民）	白 眞勲（立憲）
理事	北村 経夫（自民）	衛藤 晟一（自民）	大野 元裕（民主）
理事	山田 俊男（自民）	小川 克巳（自民）	川合 孝典（民主）
理事	宮崎 勝（公明）	島村 大（自民）	柳田 稔（民主）
理事	有田 芳生（立憲）	藤末 健三（自民）	武田 良介（共産）
	青山 繁晴（自民）	山崎 正昭（自民）	高木 かおり（維新）
	赤池 誠章（自民）	横山 信一（公明）	(30.10.24 現在)

（1）審議概観

第197回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

安倍内閣総理大臣は、第197回国会の所信表明演説において、安倍総理自身が金正恩国務委員長と向き合い、最重要課題である拉致問題について、拉致被害者の

家族が高齢となる中、一日も早い解決に向け、あらゆるチャンスを逃さないとの決意を表明した。

12月6日、北朝鮮をめぐる最近の状況について河野外務大臣から、拉致問題をめぐる現状について菅国務大臣からそれぞれ説明を聴いた。

（2）委員会経過

○平成30年10月24日（水）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成30年12月6日（木）（第2回）

- 北朝鮮をめぐる最近の状況に関する件について河野外務大臣から説明を聴き、拉致問題をめぐる現状に関する件について菅国務大臣から説明を聴いた。

○平成30年12月10日（月）（第3回）

- 北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

政府開発援助等に関する特別委員会

委員一覧（30名）

委員長	松山	政司（自民）	石井	準一（自民）	山本	香苗（公明）
理事	宇都	隆史（自民）	岩井	茂樹（自民）	小川	敏夫（立憲）
理事	大野	泰正（自民）	大家	敏志（自民）	真山	勇一（立憲）
理事	松下	新平（自民）	木村	義雄（自民）	石上	俊雄（民主）
理事	里見	隆治（公明）	中西	祐介（自民）	小林	正夫（民主）
理事	相原	久美子（立憲）	野村	哲郎（自民）	井上	哲士（共産）
理事	古賀	之士（民主）	丸川	珠代（自民）	辰巳	孝太郎（共産）
	朝日	健太郎（自民）	三宅	伸吾（自民）	藤巻	健史（維新）
	有村	治子（自民）	元榮	太一郎（自民）	又市	征治（希会）
	井原	巧（自民）	矢倉	克夫（公明）	アントニオ猪木	（無ク）
						（30.10.24 現在）

（1）審議概観

第197回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

（2）委員会経過

- 平成30年10月24日（水）（第1回）
 - 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 平成30年12月10日（月）（第2回）
 - 政府開発援助等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
 - 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

消費者問題に関する特別委員会

委員一覧 (25名)

委員長	宮沢 洋一 (自民)	柘植 芳文 (自民)	宮沢 由佳 (立憲)
理事	太田 房江 (自民)	堂故 茂 (自民)	田名部 匡代 (民主)
理事	島田 三郎 (自民)	徳茂 雅之 (自民)	森本 真治 (民主)
理事	三原じゅん子 (自民)	中川 雅治 (自民)	大門 実紀史 (共産)
理事	竹谷 とし子 (公明)	福岡 資麿 (自民)	山添 拓 (共産)
理事	斎藤 嘉隆 (立憲)	渡邊 美樹 (自民)	片山 大介 (維新)
	青木 一彦 (自民)	熊野 正士 (公明)	福島 みずほ (希会)
	小野田 紀美 (自民)	佐々木さやか (公明)	
	尾辻 秀久 (自民)	風間 直樹 (立憲)	(30.10.24 現在)

(1) 審議概観

第197回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

なお、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

食品表示法の一部を改正する法律案は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品を回収する食品関連事業者等に回収に着手した旨及び回収の状況の届出を義務付ける等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、自主回収情報の届出を法律上位置付ける意義、消費者に対し積極的かつ速やかに情報提供するため

の方策、地方公共団体の事務負担への配慮の必要性等について質疑が行われた後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

11月16日、消費者安全法第13条第4項の規定に基づく平成29年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告について宮腰内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

11月21日、食品ロスの削減に向けた取組、消費者契約法改正時に残された課題の検討状況、ギャンブル等依存症対策の方向性、不動産サブリース事業への規制の在り方、地方消費者行政に係る予算の在り方、プラスチック廃棄物の削減に向けた取組等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成30年10月24日(水) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成30年11月16日(金) (第2回)

○消費者安全法第13条第4項の規定に基づく平

成29年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告に関する件について宮腰内閣府特命担当大臣から説明を聞いた。

○平成30年11月21日(水) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 食品ロスの削減に向けた取組に関する件、消費者契約法改正時に残された課題の検討状況に関する件、ギャンブル等依存症対策の方向性に関する件、不動産サブリース事業への規制の在り方に関する件、地方消費者行政に係る予算の在り方に関する件、プラスチック廃棄物の削減に向けた取組に関する件等について宮腰内閣府特命担当大臣、左藤内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

竹谷とし子君(公明)、斎藤嘉隆君(立憲)、
田名部匡代君(民主)、山添拓君(共産)、
片山大介君(維新)、福島みずほ君(希会)

○平成30年11月30日(金) (第4回)

- 食品表示法の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)について宮腰内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成30年12月5日(水) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 食品表示法の一部を改正する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)について宮腰内閣府特命担当大臣、左藤内閣府副大臣、安藤内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人国民生活センター理事丸山達也君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

熊野正士君(公明)、宮沢由佳君(立憲)、
田名部匡代君(民主)、大門実紀史君(共産)、
片山大介君(維新)、福島みずほ君(希会)

(閣法第11号)

賛成会派 自民、公明、立憲、民主、共産、
維新、希会

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成30年12月10日(月) (第6回)

- 消費者問題に関しての総合的な対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

東日本大震災復興特別委員会

委員一覧（40名）

委員長	徳永	エリ	（民主）	上月	良祐	（自民）	神本	美恵子	（立憲）
理事	江島	潔	（自民）	高橋	克法	（自民）	川田	龍平	（立憲）
理事	岡田	広	（自民）	滝波	宏文	（自民）	牧山	ひろえ	（立憲）
理事	進藤	金日子	（自民）	豊田	俊郎	（自民）	増子	輝彦	（民主）
理事	平野	達男	（自民）	中西	哲	（自民）	矢田	わか子	（民主）
理事	藤木	眞也	（自民）	中野	正志	（自民）	岩渕	友	（共産）
理事	谷合	正明	（公明）	羽生田	俊	（自民）	紙	智子	（共産）
理事	杉尾	秀哉	（立憲）	宮本	周司	（自民）	石井	苗子	（維新）
理事	伊藤	孝恵	（民主）	森	まさこ	（自民）	清水	貴之	（維新）
	阿達	雅志	（自民）	和田	政宗	（自民）	山本	太郎	（希会）
	愛知	治郎	（自民）	渡辺美知	太郎	（自民）	行田	邦子	（希党）
	大沼	みずほ	（自民）	浜田	昌良	（公明）	薬師寺	みちよ	（無ク）
	太田	房江	（自民）	平木	大作	（公明）			
	こやり	隆史	（自民）	若松	謙維	（公明）			

（30.10.24 現在）

（1）審議概観

第197回国会において本特別委員会に付託された法律案はなかった。

また、本特別委員会付託の請願 1 種類 1 件は、保留とした。

〔国政調査〕

11月30日、東日本大震災復興の総合的対策に関する件について、渡辺復興大臣から発言があった。

（2）委員会経過

○平成30年10月24日（水）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成30年11月30日（金）（第2回）

○東日本大震災復興の総合的対策に関する件について渡辺復興大臣から発言があった。

○平成30年12月10日（月）（第3回）

○請願第478号を審査した。

○東日本大震災復興の総合的対策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

2 調査会審議経過

国際経済・外交に関する調査会

委員一覧 (25名)

会 長	水落 敏栄 (自民)	猪口 邦子 (自民)	高瀬 弘美 (公明)
理 事	小野田 紀美 (自民)	今井 絵理子 (自民)	横山 信一 (公明)
理 事	堀井 巖 (自民)	岩井 茂樹 (自民)	小川 勝也 (立憲)
理 事	丸山 和也 (自民)	大野 泰正 (自民)	川田 龍平 (立憲)
理 事	三浦 信祐 (公明)	上月 良祐 (自民)	伊藤 孝恵 (民主)
理 事	牧山 ひろえ (立憲)	酒井 庸行 (自民)	木戸口 英司 (希会)
理 事	古賀 之土 (民主)	藤川 政人 (自民)	伊波 洋一 (沖縄)
理 事	武田 良介 (共産)	三木 亨 (自民)	
理 事	石井 苗子 (維新)	宮島 喜文 (自民)	(30. 10. 24 現在)

調査会経過

- 平成30年10月24日(水) (第1回)
 - 調査会長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
 - 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 平成30年12月10日(月) (第2回)
 - 国際経済・外交に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
 - 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

国民生活・経済に関する調査会

委員一覧（25名）

会 長	増子 輝彦（民主）	朝日 健太郎（自民）	元榮 太一郎（自民）
理 事	小川 克巳（自民）	井上 義行（自民）	森屋 宏（自民）
理 事	松下 新平（自民）	上野 通子（自民）	秋野 公造（公明）
理 事	山田 修路（自民）	こやり 隆史（自民）	宮崎 勝（公明）
理 事	伊藤 孝江（公明）	自見 はなこ（自民）	斎藤 嘉隆（立憲）
理 事	真山 勇一（立憲）	進藤 金日子（自民）	難波 奨二（立憲）
理 事	川合 孝典（民主）	豊田 俊郎（自民）	薬師寺みちよ（無ク）
理 事	岩渕 友（共産）	中泉 松司（自民）	
理 事	藤巻 健史（維新）	中西 健治（自民）	

（30.12.10 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第192回国会の平成28年9月26日に設置された。

本調査会では、3年間の調査テーマである「あらゆる立場の人々が参画できる

社会の構築」の下、鋭意調査を進めてきた。

今国会において、理事会等で協議を行った結果、3年目は「豊かな国民生活の実現に向けた環境の整備」について調査を進めることに決定した。

（2）調査会経過

○平成30年12月10日（月）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 国民生活・経済に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

資源エネルギーに関する調査会

委員一覧（25名）

会長	鶴保 庸介（自民）	井原 巧（自民）	竹内 真二（公明）
理事	青山 繁晴（自民）	石井 みどり（自民）	鉢呂 吉雄（立憲）
理事	赤池 誠章（自民）	石田 昌宏（自民）	田名部 匡代（民主）
理事	石井 浩郎（自民）	金子 原二郎（自民）	浜野 喜史（民主）
理事	熊野 正士（公明）	そのだ 修光（自民）	市田 忠義（共産）
理事	江崎 孝（立憲）	松山 政司（自民）	山本 太郎（希会）
理事	矢田 わか子（民主）	森 まさこ（自民）	中山 恭子（希党）
理事	山添 拓（共産）	渡辺 猛之（自民）	
理事	儀間 光男（維新）	渡邊 美樹（自民）	

(30. 12. 10 現在)

（１）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、原子力等エネルギー・資源に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第192回国会の平成28年9月26日に設置された。3年間の調査テーマを「新たな時代に向けた我が国の資源エネルギー像」とし、1年目は「資源エネルギー情勢と我が国の対応」について調査を行い、第193回国会の平成29年5月31日に調査報告書（中間報告）を議長に提出した。また、「原子力問題に関する件」について

調査を行った。

調査の2年目は「我が国の資源エネルギー戦略」について調査を行い、第196回国会の平成30年6月6日に調査報告書（中間報告）を議長に提出した。また、「原子力問題に関する件」について調査を行った。

今国会において、理事会等で協議を行った結果、3年目は「我が国資源エネルギーの展望」について調査を進めることに決定した。

（２）調査会経過

○平成30年12月10日（月）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 原子力等エネルギー・資源に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

3 憲法審査会

委員一覧（45名）

会長	柳本 卓治（自民）	石井 正弘（自民）	矢倉 克夫（公明）
幹事	石井 準一（自民）	宇都 隆史（自民）	山本 香苗（公明）
幹事	岡田 直樹（自民）	北村 経夫（自民）	山本 博司（公明）
幹事	中西 祐介（自民）	古賀 友一郎（自民）	小川 敏夫（立憲）
幹事	二之湯 武史（自民）	滝波 宏文（自民）	風間 直樹（立憲）
幹事	西田 昌司（自民）	中曽根 弘文（自民）	神本 美恵子（立憲）
幹事	西田 実仁（公明）	長峯 誠（自民）	小西 洋之（立憲）
幹事	白 眞勲（立憲）	二之湯 智（自民）	大野 元裕（民主）
幹事	大島 九州男（民主）	林 芳正（自民）	徳永 エリ（民主）
幹事	仁比 聡平（共産）	藤末 健三（自民）	増子 輝彦（民主）
幹事	浅田 均（維新）	古川 俊治（自民）	吉良 よし子（共産）
幹事	足立 敏之（自民）	松川 るい（自民）	山添 拓（共産）
	阿達 雅志（自民）	山下 雄平（自民）	東 徹（維新）
	愛知 治郎（自民）	山谷 えり子（自民）	福島 みずほ（希会）
	有村 治子（自民）	伊藤 孝江（公明）	松沢 成文（希党）

(30. 12. 10 現在)

(1) 活動概観

第197回国会において本審査会に付託された議案はなく、付託された請願5種類79件は、いずれも保留とした。

(2) 審査会経過

○平成30年12月10日（月）（第1回）

- 幹事の補欠選任を行った。
- 会長は会長代理に白眞勲君を指名した。
- 請願第29号外78件を審査した。

4 情報監視審査会

委員一覧（8名）

会 長	中曾根 弘文（自民）	江島 潔（自民）	大野 元裕（民主）
	井原 巧（自民）	谷合 正明（公明）	仁比 聡平（共産）
	猪口 邦子（自民）	杉尾 秀哉（立憲）	(30.12.6 現在)

(1) 活動概観

10月24日の本会議で1名の委員の辞任が許可された後、欠員中の1名分を併せ、新たに2名の委員が選任された。同日、選任された2名の委員により、審査会の会議録の中で特に秘密を要するものと決議した部分及び審査会に提出又は提示された特定秘密について、他に漏らさないことを誓う旨の宣誓が行われた。

〔調査の経過〕

今国会においては、平成29年年次報告

書（調査及び審査の経過及び結果に関する報告書（対象期間は平成29年5月1日から平成30年11月30日までの間））を取りまとめ、議長に提出した。

〔調査の概要〕

12月6日、平成29年年次報告書を決定し、議長に提出した。また、同日、調査及び審査の報告を申し出ることを決定し、12月10日の本会議で会長が報告した。

(2) 審査会経過

○平成30年12月6日(木)（第1回）

- 年次報告書に関する件及び調査及び審査の報告に関する件について議員その他の者の傍聴を許すものとするに決定した。
- 本審査会の調査及び審査に関する平成29年年次報告書を提出することを決定した。

- 本審査会の調査及び審査の報告を申し出ることを決定した。
- 参議院情報監視審査会に係る入退室管理システムの運用に関する件の一部を改正する件を決定した。

(3) 審査会報告要旨

平成29年年次報告

【要旨】

本審査会は、行政における特定秘密の保護に関する制度の運用を常時監視するため特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査し、並びに議院又は委員会若しくは調査会からの特定秘密の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査するものであり、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作り、会長からこれを議長に提出するものとなっている。今般、その報告書を取りまとめ、12月6日、議長に提出した。本報告書の対象期間は平成29年5月1日から平成30年11月30日までであり、その主な内容は次のとおりである。

一 調査の経過及び結果

1 行政における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況についての調査の経過

特定秘密の保護に関する制度に関する事務を担当する国務大臣（以下「特定秘密保護制度担当大臣」という。）から、平成29年5月に政府が国会に提出した年次報告の概要説明を聴取し質疑を行った。

サードパーティールール適用がある特定秘密を国会が提供を求めた場合の政府の対応について、公開の審査会を2回（平成30年2月及び4月）開会し、会長が本審査会を代表して、特定秘密保護制度担当大臣に対し質疑を行った。

内閣官房から、政府の年次報告についての補足説明及び平成28年末時点で適性評価のみを実施した12の行政機関における適性評価の実施の状況の説明を聴取し質疑を行うとともに、本審査会の平成27年年次報告書及び平成28年年次報告書における指摘事項等に係る政府の対応について説明を聴取し質疑を行った。

また、内閣府独立公文書管理監から、平成29年5月に内閣総理大臣に報告し公表した同管理監等がとった措置の概要について説明を聴取し質疑を行った。

さらに、平成28年末時点で特定秘密を指定している11の行政機関から、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について説明を聴取した後、本審査会が抽出した64件の特定秘密については、その指定を行った9の行政機関から各特定秘密の概要及び指定の理由等に係る説明を聴取し質疑を行った。

2 主要改善・指摘事項の概要

ア 以下の3点については、政府において速やかに改善を図ることが必要と考える。

- ① 他の行政機関から提供を受けた特定秘密については、その指定の内容の整合性に関して関係行政機関間で十分な確認を行うこと。
- ② 特定秘密文書の他の行政機関等への提供については、その提供状況を的確に把握し記録するとともに、本審査会への丁寧な説明に努めること。
- ③ 行政機関において特定秘密を取り扱う職員を決定する際には、特定秘密の取扱いが真に必要な職員により行われるよう徹底すること。

イ 特定秘密としての性格を失わせる情報の編集又は加工の方法の明確化、特定秘密指定書等の内容及び記載の明確化、適性評価のみを行う行政機関を限定することの徹底、実質的に情報の対象期間のみが異なる複数の特定秘密における特定秘密指定書等の整合性の確保、サードパーティールール適用がある特定秘密の国会への提供等の在り方、内閣府独立公文書管理監の検証・監察の在り方については、政府において適切に対応することが必要と考える。

二 審査の経過及び結果

議院又は委員会若しくは調査会からの審査の求め又は要請がなかったため、審査は行われなかった。

5 政治倫理審査会

委員一覧 (15名)

会 長	吉田	博美 (自民)	橋本	聖子 (自民)	有田	芳生 (立憲)
幹 事	岡田	直樹 (自民)	福岡	資麿 (自民)	那谷屋	正義 (立憲)
幹 事	西田	昌司 (自民)	山本	一太 (自民)	舟山	康江 (民主)
	関口	昌一 (自民)	魚住	裕一郎 (公明)	山下	芳生 (共産)
	二之湯	智 (自民)	山口	那津男 (公明)	清水	貴之 (維新)

(30. 10. 24 現在)

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、608件（66種類）であり、このうち件数の多かったものは、「辺野古新基地建設工事の中止と普天間基地の無条件撤去に関する請願」55件、「憲法九条を変えず、憲法の平和、人権、民主主義をいかす政治の実現を求めることに関する請願」47件、「特別支援学校の設置基準策定に関する請願」36件、「子供のための予算を大幅に増やし、国の責任で安心できる保育・学童保育の実現を求めることに関する請願」及び「子供のための予算を大幅に増やし、待機児童を解消すること等に関する請願」が各31件などであった。

各委員会及び憲法審査会の付託件数は、内閣41件、総務2件、法務28件、外交防衛77件、財政金融97件、文教科学79件、厚生労働156件、農林水産6件、経済産業17件、国土交通1件、環境18件、沖縄・北方1件、倫理選挙5件、震災復興1件、憲法79件であった。

請願者の総数は338万2,962人に上っている。

請願書の紹介提出期限は、11月27日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の7日前の12月3日までと決定された。

12月10日、各委員会及び憲法審査会において請願の審査が行われ、「北方領土返還促進に関する請願」が採択すべきものと決定された。次いで、同日の本会議において同請願が採択され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は0.2%であり、種類別による採択率（採択数／付託数）は1.5%であった。

2 請願件数表

委員会・憲法審査会					本会議	備 考
委員会等名	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	41	0	0	41	0	
総 務	2	0	0	2	0	
法 務	28	0	0	28	0	
外交防衛	77	0	0	77	0	
財政金融	97	0	0	97	0	
文教科学	79	0	0	79	0	
厚生労働	156	0	0	156	0	
農林水産	6	0	0	6	0	
経済産業	17	0	0	17	0	
国土交通	1	0	0	1	0	
環 境	18	0	0	18	0	
沖縄・北方	1	1	0	0	1	
倫理選挙	5	0	0	5	0	
震災復興	1	0	0	1	0	
憲 法	79	0	0	79	0	
計	608	1	0	607	1	提出総数 608件

3 本会議において採択された請願件名一覧

【内閣に送付するを要するもの】

- 沖縄及び北方問題に関する特別委員会…………… 1 件
 北方領土返還促進に関する請願（第390号）

【内閣に送付するを要しないもの】

なし

質問主意書一覧

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	掲載会議録
1	政府が平壤に連絡事務所を設置することを北朝鮮に打診したとする報道に関する質問主意書	有田 芳生君	30. 10. 24	30. 10. 29	30. 11. 2	
2	ポンペオ国務長官と安倍首相との会談に関する質問主意書	有田 芳生君	10. 24	10. 29	11. 2	
3	ポンペオ国務長官と金委員長との会談に関する質問主意書	有田 芳生君	10. 24	10. 29	11. 2	
4	北朝鮮が「拉致問題は解決済み」を公式見解とすることに関する質問主意書	有田 芳生君	10. 24	10. 29	11. 2	
5	拉致問題をはじめとする北朝鮮の人権人道問題に関する質問主意書	有田 芳生君	10. 24	10. 29	11. 2	
6	北朝鮮における人権に関する国連調査委員会最終報告書への対応等に関する質問主意書	有田 芳生君	10. 24	10. 29	11. 2	
7	拉致問題の解決に向けた安倍首相の基本的方針に関する質問主意書	有田 芳生君	10. 24	10. 29	11. 2	
8	日米通商交渉に関する質問主意書	山本 太郎君	10. 24	10. 29	11. 2	
9	日米共同声明に記載のない日米二国間通商交渉の内容に関する質問主意書	山本 太郎君	10. 24	10. 29	11. 2	
10	米国カジノ企業の日本市場参入に関する米国からの働きかけに関する質問主意書	山本 太郎君	10. 24	10. 29	11. 2	
11	派遣会社の無期派遣従業員の就業規則に関する質問主意書	山本 太郎君	10. 24	10. 29	11. 2	
12	「面従腹背」と「内部告発」に関する質問主意書	山本 太郎君	10. 24	10. 29	11. 2	
13	措置入院を恣意的拘禁とする国連恣意的拘禁作業部会勧告に関する質問主意書	川田 龍平君	10. 24	10. 29	11. 2	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日	掲載会議録
14	退院等の請求に係る司法救済に関する質問主意書	川田 龍平君	30. 10. 24	30. 10. 29	30. 11. 2	
15	質問主意書に対する内閣の答弁の在り方に関する質問主意書	吉川 沙織君	10. 24	10. 29	11. 2	
16	新たな外国人材の受入れに関する質問主意書	大野 元裕君	10. 25	10. 29	11. 2	
17	ジャマル・カシヨギ氏殺害疑惑に関連した我が国の入国管理政策に関する質問主意書	大野 元裕君	10. 29	10. 31	11. 6	
18	日EU経済連携協定の交渉過程に関する質問主意書	舟山 康江君	11. 5	11. 7	11. 13	
19	新たな外国人材の受入れに関する再質問主意書	大野 元裕君	11. 7	11. 12	11. 16	
20	六ヶ所再処理工場の新規規制基準適合性審査に関する質問主意書	川田 龍平君	11. 9	11. 14	11. 20	
21	スポーツ庁通知「三〇ス庁第二三六号」における大学が授業・試験を行わないことを誘引する内容につき「学問の自由」を尊ぶ日本国憲法との整合性に関する質問主意書	川田 龍平君	11. 13	11. 14	11. 20	
22	森友学園に対する国有地の売り渡しに関する質問主意書	山本 太郎君	11. 13	11. 14	11. 20	
23	北海道における「維持困難」路線に関する質問主意書	山本 太郎君	11. 13	11. 14	11. 20	
24	国会議員の職務等に関する質問主意書	蓮 舫君	11. 13	11. 14	11. 20	
25	質問主意書に対する内閣の答弁の在り方に関する再質問主意書	吉川 沙織君	11. 16	11. 21	11. 27	
26	安倍首相の所信表明演説に関する質問主意書	糸数 慶子君	11. 19	11. 21	11. 27	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
27	沖縄県名護市数久田における銃弾の発見に関する質問主意書	糸数 慶子君	30. 11. 19	30. 11. 21	30. 11. 27	
28	有機フッ素化合物PFOS・PFOAによる環境汚染に関する質問主意書	糸数 慶子君	11. 19	11. 21	11. 27	
29	乳幼児の虐待防止のための助産師の活用に関する質問主意書	川田 龍平君	11. 22	11. 26	11. 30	
30	航空旅客事業における事業用操縦士、准定期運送用操縦士及び定期運送用操縦士に対する飲酒規制に関する質問主意書	川田 龍平君	11. 22	11. 26	11. 30	
31	天皇即位に伴う十連休が国民生活に及ぼす影響に関する質問主意書	山本 太郎君	11. 27	12. 3	12. 7	
32	ヒ素混入BCGワクチンに関する質問主意書	山本 太郎君	11. 29	12. 3	12. 7	
33	妊婦加算に関する質問主意書	薬師寺みちよ君	11. 30	12. 5	12. 11	
34	地域の就労支援機関を通じた障害者の求職活動の支援等に関する質問主意書	薬師寺みちよ君	11. 30	12. 5	12. 11	
35	北方領土の返還交渉に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	11. 30	12. 5	12. 11	
36	「ガスシステム改革」新時代における我が国ガス産業の飛躍的發展に関する質問主意書	石上 俊雄君	12. 3	12. 5	12. 11	
37	質問主意書に対する内閣の答弁の在り方に関する第三回質問主意書	吉川 沙織君	12. 3	12. 5	12. 11	
38	我が国のセメント産業・塗料製造業の持続可能な発展に関する質問主意書	石上 俊雄君	12. 5	12. 10	12. 18	
39	健康診断等の受診者本人による診断情報の入手の容易化及びその利活用に関する質問主意書	平山 佐知子君	12. 5	12. 10	12. 18	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
40	サイバーセキュリティ協議会への事業者の参画に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	30. 12. 5	30. 12. 10	30. 12. 18	
41	サイバーセキュリティ協議会の構成員に課される守秘義務及び情報提供義務に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12. 5	12. 10	12. 18	
42	サイバーセキュリティ協議会の運営等の制度の詳細に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12. 5	12. 10	12. 18	
43	精神保健福祉資料（六三〇調査）に関する質問主意書	川田 龍平君	12. 6	12. 10	12. 18	
44	S a f e t y t i p sに関する質問主意書	伊藤 孝恵君	12. 6	12. 10	12. 18	
45	長距離国際線における民間航空旅客事業の運航乗務員の適正な人数に関する質問主意書	川田 龍平君	12. 6	12. 10	12. 18	
46	我が国セラミックス産業の永続的発展に関する質問主意書	石上 俊雄君	12. 7	12. 10	12. 18	
47	日EU・EPAにおける継続協議事項や見直し規定に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12. 7	12. 10	12. 18	
48	日EU・EPAの締結と国益の検証に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12. 7	12. 10	12. 18	
49	日EU・SPAに関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12. 7	12. 10	12. 18	
50	建設業従事者及びその家族のための建設国保組合の安定運営に関する質問主意書	石上 俊雄君	12. 10	12. 10	12. 18	
51	辺野古新基地建設工事のために安和栈橋から搬出された埋立土砂に関する質問主意書	伊波 洋一君	12. 10	12. 10	12. 18	
52	平成三十一年十月に予定される消費税率引き上げに伴い導入が予定されているポイント還元制度に関する質問主意書	川田 龍平君	12. 10	12. 10	12. 18	

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領日	掲載会議録
53	日本郵便の要望する土曜郵便配達廃止などの郵便サービス低下につながる政策に関する質問主意書	川田 龍平君	30. 12.10	30. 12.10	30. 12.18	
54	安全保障上の懸念が指摘される企業を政府調達から除外する報道と水道法におけるコンセッション方式における安全保障規定の欠如に関する質問主意書	川田 龍平君	12.10	12.10	12.18	
55	内閣の臨時会召集義務と司法審査権の関係等に関する質問主意書	小西 洋之君	12.10	12.10	12.18	
56	憲法第九条第二項の戦力の不保持と空母との関係に関する質問主意書	小西 洋之君	12.10	12.10	12.18	
57	防衛関係費及び防衛装備品調達に関する質問主意書	白 眞勲君	12.10	12.10	12.18	
58	日EU・EPAが日本の農林水産分野に与える影響に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12.10	12.10	12.18	
59	発達障害を巡る諸課題とその対応策に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12.10	12.10	12.18	
60	障害者雇用数水増し問題の再発防止策や今後の採用方針などをまとめた「障害者雇用に関する基本方針」に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12.10	12.10	12.18	
61	認知症問題の改善に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12.10	12.10	12.18	
62	ひきこもりの「八〇五〇問題」等への対処に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12.10	12.10	12.18	
63	ひきこもりへの対応策を巡る諸課題に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12.10	12.10	12.18	
64	低所得者層の住宅保障に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12.10	12.10	12.18	
65	「新たな住宅セーフティネット制度」の施行状況に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12.10	12.10	12.18	

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領 月日	掲載 会議録
66	単身の高齢者の住宅確保策に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	30. 12. 10	30. 12. 10	30. 12. 18	
67	国家の危機管理としての予防接種政策の改善に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12. 10	12. 10	12. 18	
68	近時の投票環境をめぐる諸課題に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12. 10	12. 10	12. 18	
69	辺野古新基地建設の海上警備業務に関する過大請求事件の調査結果に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12. 10	12. 10	12. 18	
70	外国人労働者の受入れ拡大に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	12. 10	12. 10	12. 18	

※平成30年12月18日現在

1 国会会期一覽

(直近15国会を掲載)

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第183回 (常会)	25. 1. 28(月)	25. 1. 28(月)	25. 6. 26(水)	150	—	150
第184回 (臨時会)	25. 8. 2(金)	25. 8. 2(金)	25. 8. 7(水)	6	—	6
第185回 (臨時会)	25. 10. 15(火)	25. 10. 15(火)	25. 12. 8(日)	53	2	55
第186回 (常会)	26. 1. 24(金)	26. 1. 24(金)	26. 6. 22(日)	150	—	150
第187回 (臨時会)	26. 9. 29(月)	26. 9. 29(月)	26. 11. 21(金) 衆議院解散	63	—	54
第188回 (特別会)	26. 12. 24(水)	26. 12. 26(金)	26. 12. 26(金)	3	—	3
第189回 (常会)	27. 1. 26(月)	27. 1. 26(月)	27. 9. 27(日)	150	95	245
第190回 (常会)	28. 1. 4(月)	28. 1. 4(月)	28. 6. 1(水)	150	—	150
第191回 (臨時会)	28. 8. 1(月)	28. 8. 1(月)	28. 8. 3(水)	3	—	3
第192回 (臨時会)	28. 9. 26(月)	28. 9. 26(月)	28. 12. 17(土)	66	17	83
第193回 (常会)	29. 1. 20(金)	29. 1. 20(金)	29. 6. 18(日)	150	—	150
第194回 (臨時会)	29. 9. 28(木)	—	29. 9. 28(木) 衆議院解散	—	—	1
第195回 (特別会)	29. 11. 1(水)	29. 11. 8(水)	29. 12. 9(土)	39	—	39
第196回 (常会)	30. 1. 22(月)	30. 1. 22(月)	30. 7. 22(日)	150	32	182
第197回 (臨時会)	30. 10. 24(水)	30. 10. 24(水)	30. 12. 10(月)	48	—	48

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第1回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2 [※] 28. 5. 2	第1回(特別会)	22. 5. 20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回(臨時会)	25. 7. 12(水)
第3回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回(特別会)	28. 5. 18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回(臨時会)	31. 11. 12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回(臨時会)	34. 6. 22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回(臨時会)	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回(臨時会)	40. 7. 22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回(臨時会)	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回(臨時会)	46. 7. 14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回(臨時会)	49. 7. 24(水)
第11回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第81回(臨時会)	52. 7. 27(水)
第12回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回(特別会)	55. 7. 17(木)
第13回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第99回(臨時会)	58. 7. 18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回(特別会)	61. 7. 22(火)
第15回	平成 元. 7. 23(日)	平成 元. 7. 23	7. 7. 22	第115回(臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第16回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第124回(臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第133回(臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第143回(臨時会)	10. 7. 30(木)
第19回	13. 7. 29(日)	13. 7. 29	19. 7. 28	第152回(臨時会)	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7. 11(日)	16. 7. 26	22. 7. 25	第160回(臨時会)	16. 7. 30(金)
第21回	19. 7. 29(日)	19. 7. 29	25. 7. 28	第167回(臨時会)	19. 8. 7(火)
第22回	22. 7. 11(日)	22. 7. 26	28. 7. 25	第175回(臨時会)	22. 7. 30(金)
第23回	25. 7. 21(日)	25. 7. 29	31. 7. 28	第184回(臨時会)	25. 8. 2(金)
第24回	28. 7. 10(日)	28. 7. 26	34. 7. 25	第191回(臨時会)	28. 8. 1(月)

※任期3年議員の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(平成30年10月24日現在)

第4次安倍改造内閣国務大臣

内閣総理大臣

安倍 晋三 (衆・自民)

財務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融))

麻生 太郎 (衆・自民)

総務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (マイナンバー制度))

石田 真敏 (衆・自民)

法務大臣

山下 貴司 (衆・自民)

外務大臣

河野 太郎 (衆・自民)

文部科学大臣

柴山 昌彦 (衆・自民)

厚生労働大臣

根本 匠 (衆・自民)

農林水産大臣

吉川 貴盛 (衆・自民)

経済産業大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力損害賠償・廃炉等支援機構))

世耕 弘成 (参・自民)

国土交通大臣

石井 啓一 (衆・公明)

環境大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力防災))

原田 義昭 (衆・自民)

防衛大臣

岩屋 毅 (衆・自民)

国務大臣 (内閣官房長官)

菅 義偉 (衆・自民)

国務大臣 (復興大臣)

渡辺 博道 (衆・自民)

国務大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣 (防災))

山本 順三 (参・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (経済財政政策))

茂木 敏充 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、消費者及び食品安全、少子化対策、海洋政策))

宮腰 光寛 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (クールジャパン戦略、知的財産戦略、科学技術政策、宇宙政策))

平井 卓也 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (規制改革、地方創生、男女共同参画))

片山 さつき (参・自民)

国務大臣

櫻田 義孝 (衆・自民)

内閣官房副長官

西村 康稔 (衆・自民)

野上 浩太郎 (参・自民)

杉田 和博

副大臣

復興副大臣

浜田 昌良 (参・公明)
橘 慶一郎 (衆・自民)

内閣府副大臣

田中 良生 (衆・自民)
左藤 章 (衆・自民)
中根 一幸 (衆・自民)

総務副大臣

鈴木 淳司 (衆・自民)

総務副大臣

内閣府副大臣

佐藤 ゆかり (衆・自民)

法務副大臣

平口 洋 (衆・自民)

外務副大臣

佐藤 正久 (参・自民)
あべ 俊子 (衆・自民)

財務副大臣

うへの 賢一郎 (衆・自民)
鈴木 馨祐 (衆・自民)

文部科学副大臣

永岡 桂子 (衆・自民)

文部科学副大臣

内閣府副大臣

浮島 智子 (衆・公明)

厚生労働副大臣

大口 善徳 (衆・公明)
高階 恵美子 (参・自民)

農林水産副大臣

小里 泰弘 (衆・自民)
高鳥 修一 (衆・自民)

経済産業副大臣

関 芳弘 (衆・自民)

経済産業副大臣

内閣府副大臣

磯崎 仁彦 (参・自民)

国土交通副大臣

大塚 高司 (衆・自民)

国土交通副大臣

内閣府副大臣

復興副大臣

塚田 一郎 (参・自民)

環境副大臣

城内 実 (衆・自民)

環境副大臣

内閣府副大臣

あきもと 司 (衆・自民)

防衛副大臣

内閣府副大臣

原田 憲治 (衆・自民)

大臣政務官

内閣府大臣政務官

長尾 敬 (衆・自民)
舞立 昇治 (参・自民)

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

安藤 裕 (衆・自民)

総務大臣政務官

大西 英男 (衆・自民)
國重 徹 (衆・公明)

総務大臣政務官

内閣府大臣政務官

古賀 友一郎 (参・自民)

法務大臣政務官

門山 宏哲 (衆・自民)

外務大臣政務官

鈴木 憲和 (衆・自民)
辻 清人 (衆・自民)
山田 賢司 (衆・自民)

財務大臣政務官

伊佐 進一 (衆・公明)
渡辺美知太郎 (参・自民)

文部科学大臣政務官

中村 裕之 (衆・自民)

文部科学大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

白須賀 貴樹 (衆・自民)

厚生労働大臣政務官

上野 宏史 (衆・自民)
新谷 正義 (衆・自民)

農林水産大臣政務官

濱村 進 (衆・公明)
高野 光二郎 (参・自民)

経済産業大臣政務官

滝波 宏文 (参・自民)

経済産業大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

石川 昭政 (衆・自民)

国土交通大臣政務官

工藤 彰三 (衆・自民)
田中 英之 (衆・自民)

国土交通大臣政務官

内閣府大臣政務官

阿達 雅志 (参・自民)

環境大臣政務官

勝俣 孝明 (衆・自民)

環境大臣政務官

内閣府大臣政務官

菅家 一郎 (衆・自民)

防衛大臣政務官

鈴木 貴子 (衆・自民)

防衛大臣政務官

内閣府大臣政務官

山田 宏 (参・自民)

政府特別補佐人

人事院総裁

一宮 なほみ

内閣法制局長官

横畠

裕介

公正取引委員会委員長

杉本 和行

原子力規制委員会委員長

更田

豊志

公害等調整委員会委員長

荒井 勉

4 本会議・委員会等傍聴者数

	回次	総計 (人)	内 訳	
			本会議	委員会等
平成22年	174 (常会)	6,345	2,690	3,655
	175 (臨時会)	540	121	419
	176 (臨時会)	2,324	629	1,695
23年	177 (常会)	4,326	1,484	2,842
	178 (臨時会)	710	388	322
	179 (臨時会)	2,059	743	1,316
24年	180 (常会)	5,466	1,518	3,948
	181 (臨時会)	227	174	53
	182 (特別会)	46	44	2
25年	183 (常会)	5,580	1,780	3,800
	184 (臨時会)	138	138	0
	185 (臨時会)	3,089	1,143	1,946
26年	186 (常会)	7,236	1,878	5,358
	187 (臨時会)	1,649	484	1,165
	188 (特別会)	26	22	4
27年	189 (常会)	8,409	1,447	6,962
28年	190 (常会)	4,697	1,003	3,694
	191 (臨時会)	60	53	7
	192 (臨時会)	3,709	1,112	2,597
29年	193 (常会)	5,814	1,005	4,809
	194 (臨時会)	13	13	0
	195 (特別会)	719	241	478
30年	196 (常会)	5,696	1,000	4,696
	197 (臨時会)	1,411	329	1,082

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

	件数	総計 (人)	参観内訳					特別参観 (人)
			一般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成 14年	10,535	215,057	54,388	91,014	63,827	3,297	2,531	24
15年	10,399	229,835	48,690	109,307	61,366	6,850	3,622	133
16年	11,987	234,882	54,866	111,832	58,012	5,759	4,413	74
17年	13,114	258,096	56,777	127,531	63,978	5,808	4,002	124
18年	17,424	282,398	79,864	133,216	58,224	6,855	4,239	398
19年	20,506	297,876	85,503	138,063	61,821	7,587	4,902	113
20年	25,657	316,381	99,820	142,118	60,016	11,147	3,280	209
21年	26,600	340,006	101,179	154,592	68,253	13,382	2,600	267
22年	24,442	357,554	104,002	167,500	68,216	13,975	3,861	369
23年	16,339	270,069	65,353	160,843	33,085	9,090	1,698	570
24年	18,585	344,230	77,166	179,746	73,721	11,262	2,335	708
25年	21,997	346,637	88,099	178,694	64,468	12,135	3,241	425
26年	19,771	325,153	78,904	167,603	61,300	13,192	4,154	482
27年	20,407	319,852	73,379	167,364	60,354	14,038	4,717	298
28年	18,755	307,607	66,229	166,163	58,041	13,812	3,362	175
29年	17,623	287,001	60,604	161,900	47,123	15,036	2,338	173
30年	14,091	261,923	52,997	144,498	50,165	12,273	1,990	190

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。
平成30年の数は、第197回国会終了日(12月10日)現在。

6 参议院特別体験プログラム参加者数・参加団体数

	参加者数 (人)	団体数 (件)	団体内訳		
			小学校	中学校	その他
平成18年度	65,548	975	738	183	54
平成19年度	65,926	1,019	808	154	57
平成20年度	71,336	1,047	840	149	58
平成21年度	90,306	1,278	1,089	138	51
平成22年度	95,487	1,355	1,120	171	64
平成23年度	88,871	1,238	1,125	73	40
平成24年度	95,336	1,311	1,120	151	40
平成25年度	92,685	1,307	1,132	134	41
平成26年度	64,120	1,025	861	130	34
平成27年度	94,074	1,322	1,138	146	38
平成28年度	91,771	1,350	1,144	145	61
平成29年度	91,586	1,337	1,184	120	33
平成30年度 4月	1,784	35	4	28	3
5月	6,118	105	41	59	5
6月	9,444	121	94	23	4
7月	3,289	40	31	6	3
8月	528	19	6	4	9
9月	4,714	62	53	8	1
10月	8,016	120	117	1	2
11月	15,033	211	205	3	3
(年度途中計)	48,926	713	551	132	30

(注) その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。

7 外国議会議長等招待一覧

○議長が招待したもの

招待状宛先	団 長 及 び 一 行	滞在期間
ブルガリア共和国国民議会議長一行 (30.10.4 招待状発送)	団長 国民議会議長 ツヴェタ・カラヤンチェヴァ君	30.11.17 ～11.21
	団員 国民議會議員 ディミタル・ダンチェフ君	
	同 国民議會議員 ニコライ・アレクサンドロフ君	
	同 国民議會議員 イフサン・ハリル君	
	同 国民議會議員 プラーメン・フリストフ君	
	同 外務副大臣 ゲオルグ・ゲオルギエフ君	
	随員 国民議会議長室長 アントニヤ・トツェヴァ君	
	同 国民議会国際関係・儀典・EU議長国局長 アドリヤナ・ガラビノヴァ君	
	同 国民議会議長室顧問 ニコラ・ニコロフ君	
	同 随行医師 ユリア・グリゴロヴァ君	
	同 警護官 トドル・ヴァシレフ君	
	同 警護官 キリル・コスタディノフ君	
	同 警護官 ニコラ・ヒトロフ君	

8 参議院議員海外派遣一覧

○ODA調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
ヨルダン・ハシェミット王国、パレスチナ及びエジプト・アラブ共和国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (30. 8. 9 議長決定)	ヨルダン パレスチナ エジプト	30. 9. 21 ～10. 1	中西 祐介君(自民) 元榮 太一郎君(自民)	次国会の議院運営委員会に報告書を提出予定
ケニア共和国及びルワンダ共和国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (30. 8. 14 議長決定)	ケニア ルワンダ	30. 9. 22 ～ 9. 29	三宅 伸吾君(自民) 朝日 健太郎君(自民) 岩渕 友君(共産)	次国会の議院運営委員会に報告書を提出予定

○国際会議出席

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
第39回ASEAN議員会議(AIPA)総会出席 (30. 7. 19 議長決定)	シンガポール	30. 9. 3 ～ 9. 6	滝沢 求君(自民) 滝波 宏文君(自民) 石川 博崇君(公明)	30. 12. 7 議院運営委員会に報告書を提出
第139回IPU会議出席 (30. 9. 25 議長決定)	スイス	30. 10. 13 ～10. 20	松下 新平君(自民) 徳永 エリ君(民主)	30. 12. 7 議院運営委員会に報告書を提出
第5回G20国会議長会議出席 (30. 10. 4 議長決定)	アルゼンチン	30. 10. 30 ～11. 4	山東 昭子君(自民)	次国会の議院運営委員会に報告書を提出予定
気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24)の際の議員会議出席 (30. 10. 29 議長決定)	ポーランド	30. 12. 8 ～12. 12	藤井 基之君(自民) 神本 美恵子君(立憲)	次国会の議院運営委員会に報告書を提出予定

○議会間交流

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
ロシア連邦連邦院の招待による同国公式訪問 (30. 7. 17 議長決定)	ロシア	30. 7. 23 ～ 7. 25	(議長) 伊達 忠一君(無)	30. 12. 7 議院運営委員会 に報告書を提出
スペイン王国上院の招待による同国公式訪問及び各国の政治経済事情等視察 (30. 8. 8 議長決定)	フランス スペイン	30. 8. 30 ～ 9. 6	(議院運営委員長) 山本 順三君(自民) 大家 敏志君(自民) 古賀 友一郎君(自民) 末松 信介君(自民) 里見 隆治君(公明) 芝 博一君(立憲)	30. 12. 7 議院運営委員会 に報告書を提出
モンゴル国国家大会議の招待による同国公式訪問 (30. 8. 22 議長決定)	モンゴル	30. 10. 1 ～ 10. 5	(副議長) 郡司 彰君(無) 岡田 直樹君(自民) 西田 実仁君(公明) 榛葉 賀津也君(民主) 蓮 舫君(立憲) 市田 忠義君(共産)	30. 12. 7 議院運営委員会 に報告書を提出

○重要事項調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
カナダ及びアメリカ合衆国における会計検査制度及び議会による行政監視に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察 (30. 8. 28 議長決定)	カナダ アメリカ	30. 9. 23 ～ 9. 29	岡田 広君(自民) 猪口 邦子君(自民) 伊藤 孝江君(公明) 田名部 匡代君(民主) 山添 拓君(共産)	30. 12. 7 議院運営委員会 に報告書を提出
ドイツ連邦共和国及びデンマーク王国におけるイノベーションを取り入れた産業政策及び人材育成に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察 (30. 9. 12 議長決定)	ドイツ デンマーク	30. 10. 1 ～ 10. 9	鶴保 庸介君(自民) 北村 経夫君(自民) 西田 昌司君(自民) 竹谷 とし子君(公明) 川合 孝典君(民主)	30. 12. 7 議院運営委員会 に報告書を提出

9 国会に対する報告等 (30.7.23~12.10)

第196回国会閉会後から第197回国会中、法令に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年月日	報告等の名称
平成30年	
7. 24(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 過労死等の防止のための対策に関する大綱の変更の報告 ○ 平成30年1月1日から同年6月30日までの間における国民生活安定緊急措置法の施行状況報告書
27(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告 ○ サイバーセキュリティ戦略の変更の報告 ○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「石油・天然ガスの探鉱等に係るリスクマネーの供給について」の報告
8. 10(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般職の職員の給与についての報告、勧告及び公務員人事管理についての報告 ○ 定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見
30(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年度の国立国会図書館の経営及び財政状態の報告
9. 7(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告 ○ 平成30年度第1・四半期における国庫の状況の報告 ○ 平成30年度第1・四半期における予算使用の状況の報告 ○ 平成29年度における予算使用の状況(平成29年度出納整理期間を含む。)の報告 ○ 職員の職務に係る倫理に関する訓令に関する報告 ○ 平成29年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告
18(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年度公正取引委員会年次報告書
10. 4(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「株式会社商工組合中央金庫における危機対応業務の実施状況等について」の報告
26(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年1月22日から同年10月23日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書
30(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「平成29年度我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況」に関する報告
11. 9(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動についての報告
13(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2017年の国際連合教育科学文化機関第39回総会において採択された勧告に関する報告書
14(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国と地方の協議の場(平成30年度第2回)における協議の概要に関する報告書
20(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年度物品増減及び現在額総報告 ○ 平成29年度国の債権の現在額総報告
27(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター平成29年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及びこれに付する文部科学大臣の意見 ○ 独立行政法人日本学術振興会平成29年度学術研究助成業務に関する報告書及びこれに付する文部科学大臣の意見

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国立研究開発法人科学技術振興機構平成29年度革新的新技術研究開発業務に関する報告書及びこれに付する文部科学大臣の意見
30(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災からの復興の状況に関する報告 ○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「租税特別措置(中小企業等の貸倒引当金の特例)の適用状況及び検証状況について」の報告
12. 4(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本放送協会平成29年度業務報告書及びこれに付する総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書
7(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度第2・四半期における国庫の状況の報告 ○ 平成30年度第2・四半期における予算使用の状況の報告

10 国会関係日誌 (30.7.23～12.10)

年月日	事 項
【第196回国会(常会)閉会后】	
平成30年	
7. 29(日)	○ 吉田公一元衆議院議員逝去
8. 2(木)	○ 参・災害対策特別委(平成30年7月豪雨による被害状況等について報告聴取、平成30年7月豪雨被害を踏まえた河川整備等の推進等について質疑)
5(日)	○ 長野県知事選、阿部守一氏3選
6(月)	○ 広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式、伊達議長出席
9(木)	○ 長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典、郡司副議長出席 ○ 斉藤滋与史元衆議院議員(元建設相)逝去
11(土)	○ 須藤美也子元参議院議員逝去
15(水)	○ 全国戦没者追悼式、伊達議長出席
26(日)	○ 香川県知事選、浜田恵造氏3選
29(水)	○ 参・農林水産委委員派遣(広島県、岡山県)
30(木)	○ 柚木道義衆議院議員、国民民主党・無所属クラブを退会
9. 2(日)	○ 井出正一元衆議院議員(元厚生相)逝去
6(木)	○ 参・災害対策特別委委員派遣(岡山県)
7(金)	○ 橋本英教元衆議院議員逝去
10(月)	○ 小川淳也衆議院議員、立憲民主党・市民クラブへ入会 ○ 安倍総理、ロシア訪問(東方経済フォーラム出席、～13日)
13(木)	○ 玉城デニー衆議院議員、公職選挙法第90条により退職 ○ 衆・「自由党」解消(退職により所属議員が1名となったため)
15(土)	○ 藤原正司元参議院議員逝去
18(火)	○ 入沢肇元参議院議員(元林野庁長官)逝去
21(金)	○ 参議院ODA調査派遣第4班(ヨルダン、パレスチナ、エジプト、～10月1日)
22(土)	○ 参議院ODA調査派遣第3班(ケニア、ルワンダ、～29日)
23(日)	○ 安倍総理、米国訪問(国連総会出席、～28日)
25(火)	○ 寺田学衆議院議員、立憲民主党・市民クラブへ入会
30(日)	○ 沖縄県知事選、玉城デニー氏当選
10. 2(火)	○ 則武真一元衆議院議員逝去
10(水)	○ 菊田真紀子衆議院議員、立憲民主党・市民クラブへ入会
11(木)	○ 仙谷由元衆議院議員(元内閣官房長官兼法務相)逝去
16(火)	○ 安倍総理、スペイン、フランス、ベルギー訪問(アジア欧州会合首脳会合出席、～20日)
17(水)	○ 臨時会召集を閣議決定 ○ 野田国義参議院議員、立憲民主党・民友会へ入会
18(木)	○ 日吉雄太衆議院議員、立憲民主党・市民クラブを退会 ○ 長島昭久衆議院議員、笠浩史衆議院議員、「未来日本」を結成 ○ 小沢一郎衆議院議員、日吉雄太衆議院議員、「自由党」を結成
22(月)	○ 参・「国民の声」解散 ○ 参・「自由民主党・こころ」、「自由民主党・国民の声」に会派名変更 ○ 藤末健三参議院議員、自由民主党・国民の声へ入会

- 長浜博行参議院議員、国民民主党・新緑風会を退会
- 23(火) ○ 今井雅人衆議院議員、国民民主党・無所属クラブを退会、立憲民主党・市民クラブへ入会

【第197回国会(臨時会)】

- 24(水) ○ 参・本会議(10常任委員長辞任、13常任委員長選挙、7特別委員会設置、情報監視審査会委員辞任・選任、会期の件、所信表明・財政演説(平成30年度補正予算))
- 衆・政治倫理審査会
- 衆・本会議(会期の件、12常任委員長辞任、15常任委員長選挙、情報監視審査会委員辞任・選任、9特別委員会設置、所信表明・財政演説(平成30年度補正予算))
- 衆・情報監視審査会
- 開会式
- 25(木) ○ 安倍総理、中国訪問(～27日)
- 28(日) ○ 福島県知事選、内堀雅雄氏再選
- 29(月) ○ 衆・本会議(代表質問1日目)
- 30(火) ○ 参・本会議(代表質問1日目)
- 衆・本会議(代表質問2日目)
- 31(水) ○ 衆・情報監視審査会
- 参・本会議(代表質問2日目)
- 衆・予算委(平成30年度補正予算提案理由説明)
- 11. 1(木) ○ 衆・予算委(平成30年度補正予算基本的質疑)
- 2(金) ○ 衆・予算委(平成30年度補正予算基本的質疑、締めくくり質疑、平成30年度補正予算可決)
- 衆・本会議(平成30年度補正予算可決)
- 4(日) ○ 坂本剛二元衆議院議員逝去
- 5(月) ○ 参・予算委(平成30年度補正予算趣旨説明、総括質疑)
- 6(火) ○ 衆・情報監視審査会
- 7(水) ○ 参・予算委(平成30年度補正予算総括質疑、締めくくり質疑、平成30年度補正予算可決)
- 参・本会議(平成30年度補正予算可決)
- 8(木) ○ 衆・情報監視審査会
- 11(日) ○ 園田博之衆議院議員逝去
- 12(月) ○ 加治屋義人元参議院議員逝去
- 13(火) ○ 衆・本会議(出入国管理法改正案趣旨説明・質疑)
- 14(水) ○ 安倍総理、シンガポール、オーストラリア、パプアニューギニア訪問(ASEAN首脳会議及びAPEC首脳会議出席、～18日)
- 15(木) ○ 衆・本会議(漁業法改正案趣旨説明・質疑)
- 仲村正治元衆議院議員逝去
- 17(土) ○ 近藤基彦元衆議院議員逝去
- 18(日) ○ 中尾栄一元衆議院議員(元建設相)逝去
- 愛媛県知事選、中村時広氏3選
- 20(火) ○ 衆・本会議(法務委員長葉梨康弘君解任決議案否決、日欧EPA協定、日欧SPA協定趣旨説明・質疑)
- ブルガリア共和国・カラヤンチェヴァ国民議会議長一行(参議院招待)、伊達議長訪問
- 22(木) ○ 衆・本会議
- 衆議院九州選挙区、宮崎政久氏繰上補充当選(園田博之衆議院議員死去による)、自由民主党に入会
- 25(日) ○ 和歌山県知事選、仁坂吉伸氏4選
- 26(月) ○ 衆・予算委(集中審議「内外の諸情勢」)

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・予算委(集中審議「内外の諸情勢」)
27(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衆・情報監視審査会 ○ 衆・本会議(法務大臣山下貴司君不信任決議案否決、出入国管理法改正案修正議決)
28(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・本会議(出入国管理法改正案趣旨説明・質疑)
29(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衆・本会議(漁業法改正案可決、日欧EPA協定承認、日欧SPA協定承認) ○ 安倍総理、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ訪問(G20ブエノスアイレス・サミット出席、～12月4日)
30(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・本会議(漁業法改正案趣旨説明・質疑)
12. 3(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・本会議(日欧EPA協定、日欧SPA協定趣旨説明・質疑)
4(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衆・本会議
5(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・本会議
6(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・情報監視審査会(平成29年年次報告書提出) ○ 参・外交防衛委(日欧EPA協定承認、日欧SPA協定承認) ○ 衆・本会議 ○ 衆・情報監視審査会
7(金)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・本会議(法務委員長横山信一君解任決議案否決、農林水産委員長堂故茂君解任決議案否決、法務大臣山下貴司君問責決議案否決、内閣総理大臣安倍晋三君問責決議案否決) ○ 参・農林水産委(漁業法改正案可決) ○ 衆・本会議
8(土)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参・法務委(出入国管理法改正案可決) ○ 参・本会議(7日の延会)(日欧EPA協定承認、日欧SPA協定承認、漁業法改正案可決、出入国管理法改正案可決)
10(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 衆・本会議 ○ 参・本会議(情報監視審査会の調査及び審査の報告) ○ 第197回国会閉会